

平成 2 2 年 第 4 9 回定例会

あわらし議会会議録

平成 22 年 9 月 6 日 開 会

平成 22 年 9 月 24 日 閉 会

あわらし議会

平成22年 第49回あわら市議会定例会 会議録目次

第 1 号(9月6日)

議事日程	1
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条により出席した者	3
事務局職員出席者	3
議長開会宣告	4
市長招集挨拶	4
開議の宣告	5
諸般の報告	5
行政報告	6
会議録署名議員の指名	8
会期の決定	8
議案第78号の上程・提案理由説明	8
議案第79号から議案第91号の一括上程・提案理由説明 ・決算審査結果報告・総括質疑・委員会設置・委員会付託	9
議案第92号から議案第93号の一括上程 ・提案理由説明・審査結果報告・総括質疑	21
議案第94号から議案第96号の一括上程 ・提案理由説明・総括質疑・委員会付託	24
議案第97号から議案第101号の一括上程 ・提案理由説明・総括質疑・委員会付託	27
議案第102号の上程・提案理由説明 ・質疑・委員会付託	28
議案第103号の上程・提案理由説明 ・質疑・委員会付託	29
散会の宣言	29

第 2 号(9月13日)

議事日程	31
出席議員	32
欠席議員	32
地方自治法第121条により出席した者	32
事務局職員出席者	32
開議の宣告	33
会議録署名議員の指名	33

一般質問	33
吉田太一君	33
一般質問	43
三上薫君	43
一般質問	52
八木秀雄君	52
一般質問	58
笹原幸信君	58
一般質問	71
牧田孝男君	71
一般質問	74
卯目ひろみ君	74
一般質問	81
山川知一郎君	81
一般質問	91
杉本隆洋君	91
一般質問	94
北島登君	94
散会の宣言	104
署名議員	104

第 3 号 (9 月 2 4 日)

議事日程	105
出席議員	106
欠席議員	106
地方自治法第 1 2 1 条により出席した者	106
事務局職員出席者	106
開議の宣告	107
会議録署名議員の指名	107
議案第 6 6 号、議案第 6 7 号、議案第 6 9 号、議案第 9 4 号から	
議案第 1 0 3 号の委員長報告・質疑・討論・採決	107
発議第 1 1 号の提案理由の説明・質疑・討論・採決	117
発議第 1 2 号の提案理由の説明・質疑・討論・採決	118
議員派遣の件	119
閉議の宣告	120
市長閉会挨拶	120
議長閉会挨拶	120
閉会の宣告	121
署名議員	122

第49回あわら市議会定例会議事日程

第 1 日

平成22年9月6日(月)

午前9時30分

- 1. 開会の宣告
- 1. 市長招集あいさつ
- 1. 開議の宣告
- 1. 諸般の報告
- 1. 行政報告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第78号 専決処分の報告について(平成21年度芦原中学校北校舎耐震補強・改修工事請負契約の変更)
- 日程第 4 議案第79号 平成21年度あわら市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 5 議案第80号 平成21年度あわら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 6 議案第81号 平成21年度あわら市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 7 議案第82号 平成21年度あわら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 8 議案第83号 平成21年度あわら市産業団地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 9 議案第84号 平成21年度あわら市農業者労働災害共済特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第85号 平成21年度あわら市モーターボート競走特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 議案第86号 平成21年度あわら市公共下水道事業会計決算の認定について
- 日程第12 議案第87号 平成21年度あわら市水道事業会計決算の認定について
- 日程第13 議案第88号 平成21年度あわら市工業用水道事業会計決算の認定について
- 日程第14 議案第89号 平成21年度あわら市農業集落排水事業会計決算の認定について
- 日程第15 議案第90号 平成21年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計決算の

		認定について
日程第 1 6	議案第 9 1 号	平成 2 1 年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計決算による剰余金の処分について
日程第 1 7	議案第 9 2 号	平成 2 1 年度あわら市健全化判断比率及び各公営企業に係る資金不足比率の報告について
日程第 1 8	議案第 9 3 号	平成 2 1 年度芦原温泉上水道財産区水道事業に係る資金不足比率の報告について
日程第 1 9	議案第 9 4 号	平成 2 2 年度あわら市一般会計補正予算（第 2 号）
日程第 2 0	議案第 9 5 号	平成 2 2 年度あわら市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）
日程第 2 1	議案第 9 6 号	平成 2 2 年度あわら市農業集落排水事業会計補正予算（第 1 号）
日程第 2 2	議案第 9 7 号	あわら市食育推進会議条例の制定について
日程第 2 3	議案第 9 8 号	あわら市保育所条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 4	議案第 9 9 号	あわら市子育て支援センター条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 5	議案第 1 0 0 号	あわら市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 6	議案第 1 0 1 号	あわら市就業改善センター条例を廃止する条例の制定について
日程第 2 7	議案第 1 0 2 号	財産の取得について（消防庁舎建設に係る用地取得）
日程第 2 8	議案第 1 0 3 号	住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域内の住居表示の方法について

（ 散 会 ）

出席議員（18名）

1番	吉田太一	2番	森之嗣
3番	杉本隆洋	4番	山田重喜
5番	三上薫	6番	八木秀雄
7番	笹原幸信	8番	山川知一郎
9番	北島登	10番	向山信博
11番	坪田正武	12番	丸谷浩二
13番	牧田孝男	14番	卯目ひろみ
15番	宮崎修	16番	山川豊
17番	東川継央	18番	杉田剛

欠席議員（0名）

地方自治法第121条により出席した者

市長	橋本達也	副市長	北島善雄
教育長	寺井靖高	総務部長	田中利幸
財政部長	小坂康夫	市民福祉部長	辻邦雄
経済産業部長	北浦博憲	土木部長	木下勇二
教育部長	藤崎恒美	会計管理者	長谷部泰司
市民福祉部理事	辻博信	土木部理事	佐々木賢
芦原温泉上水道財産区管理者	竹内正文	代表監査委員	高橋憲治

事務局職員出席者

事務局長	田崎正實	事務局参事	山口徹
書記	中辻雅浩		

議長開会宣告

議長(丸谷浩二君) ただいまから、第49回あわら市議会定例会を開会いたします。
(午前9時30分)

市長招集挨拶

議長(丸谷浩二君) 開会に当たり、市長より招集のご挨拶があります。
(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) 本日、ここに第49回あわら市議会定例会が開会されるに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

梅雨明けからの記録的な猛暑が続いている中、9月に入り、ようやく朝夕には秋の気配が感じられようになりました。議員各位には、何かとご多忙中にもかかわらず本定例会にご参集をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、後ほどの行政報告の中でも触れますが、あわら市では、あわら温泉の観光目玉とにぎわいづくりをテーマに、福井県と共同で市町振興プロジェクトに取り組んでおります。

全国から芸妓を公募している伝統芸能継承者育成事業もこのプロジェクトの一つで、7月には坂井市三国町の米澤沙苗さんが第1号として採用されたのはご案内のとおりであります。米澤さんは、連日、日本舞踊や鳴り物などの稽古のほか、行儀作法の習得にも励まれ、昨日9月5日にセントピアあわらで開催された柳系会で初舞台を踏み、幾分緊張は見られたものの、十分な成果を披露されたものと思っております。まだ芸妓としてのお披露目ではありませんが、更なる精進を積んでいただき、芦原花柳界の期待の星として、今後、ますます活躍されることを願っております。

ところで、8月中旬からブレードのとりつけ工事が始まった北潟地区の風力発電施設ですが、事業者であるグリーンパワーあわらによりますと、作業は10月中旬ごろまで続くとのことあります。私も先日、作業風景を間近で見ることがありましたが、国内でも数台しかない巨大なクレーン2台を使って行われる作業と、完成後の巨大風車に、ただただ圧倒されてしまいました。近くからばかりでなく遠くからの眺めも格別で、赤尾地係の高台から臨む眺望などは、静かな北潟湖と緑の台地、赤いアイリスブリッジ、そして白い風車が見事にマッチして、10基すべてが完成すれば、観光資源として十分活用できるものと思っております。

市では、ブレードのとりつけ工事が今だけの限られた時期にしか行われないため、事業者に対して市内の小学生による見学会の開催を要請しておりましたが、このほど9月15日の吉崎小学校を皮切りに、10月上旬にかけて市内七つの小学校が現地の作業風景を見学することとなりました。見学の当日は、作業の様子を間近で見ながら、事業者から風力発電の仕組みなどについて説明を受けます。低炭素社会の

実現、ゼロ・エミッションという考え方が注目を集める中、子供たちにとってまたとない環境学習の機会になると考えております。

また、来る10月30日には、あわら市で初めて人間国宝・野村万作氏による狂言「金津地蔵」があわら市文化会館で上演されることとなりました。金津が舞台となる狂言で、西川知事をはじめ多くの皆様のお力添えをいただき、今回、あわら市文化協議会と財団法人本願寺維持財団のご協力により実現する運びとなったものであります。あわら市の宝である「金津地蔵」が、あわら市で上演される意義はとても大きく、この機会に多くの市民の皆さんに是非ともご覧いただきたいと思っております。

ご案内のとおり、本定例会におきましては、専決処分の報告に関するもの1議案、決算の認定及び剰余金の処分に関するもの13議案、健全化判断比率等の報告に関するもの2議案、補正予算に関するもの3議案、条例の制定に関するもの5議案、財産の取得に関するもの1議案のほか、住居表示に関するもの1議案の計26議案の審議をお願いするものであります。

各議案の内容、提案の趣旨につきましては後ほどご説明を申し上げますが、何とぞ慎重なご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます、招集のご挨拶といたします。

開議の宣告

議長（丸谷浩二君） 本日の出席議員数は、18名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議長（丸谷浩二君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

諸般の報告

議長（丸谷浩二君） 諸般の報告を事務局長より行います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 事務局長。

事務局長（田崎正實君） 諸般の報告をいたします。

平成22年6月7日招集の第48回あわら市議会定例会において議決されました議案につきましては、6月24日付で市長あてに会議結果の報告を行っております。

今定例会までに受理いたしました陳情等につきましては、お手元に配布してあります陳情等文書表のとおりであります。

次に、本定例会の付議事件は、市長提出議案26件であります。

本定例会の説明出席者は、市長以下14名であります。

なお、本日の会議には、代表監査委員が出席いたしております。

以上でございます。

行政報告

議長（丸谷浩二君） 市長の行政報告を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） 各部の所管事項について、行政報告を申し上げます。

まず、総務部関係でございますが、総務課所管では市総合防災訓練について申し上げます。

災害発生時における防災関係機関相互の連携の強化や地域住民の防災意識の高揚を目的として、来る10月10日に細呂木地区の細呂木小学校、及びさくらセンターの2つの拠点避難場所を主会場に市総合防災訓練の実施を予定しております。

平成21年度に金津地区の防災行政無線を整備したことから、これらを活用して情報伝達訓練や避難訓練等を行うほか、職員の非常招集訓練、防災資機材取扱訓練、災害ボランティアセンター設営訓練などの各種訓練を予定しており、細呂木地区の皆さんにもさまざまな訓練に参加していただくこととしております。

また、防災訓練とあわせて水防訓練も行う予定でありますので、議員各位におかれましてもご参加いただきますようよろしくお願いいたします。

なお、市の総合防災訓練については、本年度の細呂木地区を皮切りに来年度以降も拠点避難場所単位で実施することで、地区区長会連絡協議会の皆さんにお願いしているところであり、今後とも安全で安心なまちづくりの実現に向けて積極的に施策を推進して参りたいと考えております。

政策課所管では、あわら市と福井県が共同で実施する市町振興プロジェクトを策定いたしました。プロジェクトのテーマは、「あわら温泉の観光目玉とにぎわいづくり」で、去る8月24日県庁で開催された市町振興プロジェクト推進会議において、副市長以下関係職員と、県庁各部の幹部職員との間でその内容が確認されたところであります。プロジェクトでは、目玉となる観光地づくり推進事業で整備する湯のまち駅前多目的広場を核に、伝統芸能継承のための備品や藤野巖九郎資料コーナーのディスプレイを整備するほか、マイスター制度の創設、情報の発信など各種のソフト事業をこれから3年間にわたって展開して参ります。議員各位のご理解とご支援をお願いいたします。

次に、市民福祉部関係でございますが、市民生活課所管では、この10月1日から蛍光灯等の分別収集を開始いたします。使用済み蛍光灯等は、適正な処理が難しい廃棄物の一つですが、分別収集を行うことにより資源としての再利用を図っていくものです。この分別収集については、市役所庁舎や公民館等を収集場所とする拠点回収により実施するもので、ごみ減量化推進員への説明会や広報紙等を通じて市民の皆さんへの周知徹底を図っていきたくと考えております。

また、本年3月に発足したあわら市エコ市民会議については、本年度の事業として、グリーンカーテンや子ども自然教室、エコファミリープランなどに主体的に取

り組んでいただいているところであり、市といたしましては、こうした関係団体との協働により、今後とも市民の皆さんの環境意識の高揚や環境にやさしいまちづくりに努めていきたいと考えております。

次に、教育委員会関係でございますが、スポーツ課所管では、去る8月20日から22日にかけて第21回あわらカップカヌーポロ大会を開催いたしました。

初日からの3日間、35度を超える猛暑の中、各小・中学校の児童生徒や一般の選手により、暑さを吹き飛ばす熱戦が展開されました。本年は、ジュニアの部34チーム、一般の部57チームの91チームの参加があり、遠くは熊本県から参加いただくなど、過去最多のチーム数となりました。

また、本大会には、今月イタリアのミラノで行われた世界カヌーポロ選手権大会に出場したあわら市の3名の選手をはじめとする日本代表選手が多数参加したほか、昨年アジアカヌーポロ選手権で優勝した台湾代表チームも出場し、日本代表チームとのエキシビジョンマッチも行われ、大会を盛り上げていただきました。

さらに、本大会は、企画から運営に至るまで市民で組織する実行委員会とボランティアによる手づくりの大会として親しまれており、出場選手の皆さんには、チームの垣根を超え、さわやかな友情を深めていただいたものと思っております。今後も、カヌーを通して広く全国にあわら市をアピールして参りたいと考えております。

文化学習課所管では、去る8月28日に夏の終わりの風物詩としてすっかり定着した「あわら北潟湖畔観月の夕べ」を開催いたしました。今回で10回目を数えております。

二十四節気の一つで、暑さの峠を越えるとされる処暑が過ぎてもなお猛暑が続く中、文化協議会による野点茶会、水上ステージでの芸能や音楽の発表など多彩な催しが行われました。

また、ボランティアによる約5,000個のあかりばやしやしが幽玄な雰囲気醸し出し、湖上の月とろうそくの明かりがほのかに会場を照らす中、約2,000発の湖上火花が湖面と夜空を彩り、フィナーレを飾りました。

今回は、姉妹都市の高知県香美市から香美市姉妹都市友好都市交流推進協議会の西山会長をはじめとする25名の訪問団一行が来場され、芸能発表を見学したり、会場を散策して楽しんでいただいたほか、特産品等の販売を通じて市民との交流を深めるなど、この催しを盛り上げていただきました。

ご来場いただいた2万2,000人余りの皆さんには、自然景観豊かな北潟湖畔で、名月を愛でながら優雅なひとときを楽しんでいただけたものと思っております。今後も、さまざまな文化を体感していただくことで、豊かで潤いのある生活の一助となるよう、さらに充実を図って参りたいと考えております。

最後に、文化学習課所管の金津創作の森では、6月定例会で報告いたしました「画家・志田弥広の足跡をたどって」は、6月13日に閉幕いたしまして、2,000人あまりの入場者がありました。

現在は、「武田双雲展」を開催しております。武田さんは、今年のNHK大河ドラ

マ「天地人」の題字を手がけたほか、「愛・地球博」メインパビリオンの題字なども担当された若手の書道家であります。この展覧会は、7月24日から9月26日まで開催いたしております。

このほか、共催事業といたしまして、7月31日から8月8日まで「越前鬼瓦師・西郡正義の世界」を開催いたしました。地元の皆さんも大勢見えられ約1,300人の来場者がありました。

今後も、市民の皆さんに親しまれる企画を中心に展開して参りたいと考えております。

以上で行政報告を終わります。

会議録署名議員の指名

議長（丸谷浩二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、5番、三上薫君、6番、八木秀雄君の兩名を指名します。

会期の決定

議長（丸谷浩二君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月24日までの19日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日より9月24日までの19日間と決定しました。

なお、会期中の日程は、お手元に配布しました会期日程表のとおりであります。

議案第78号の上程・提案理由説明

議長（丸谷浩二君） 日程第3、議案第78号、専決処分の報告について（平成21年度芦原中学校北校舎耐震補強・改修工事請負契約の変更）を議題といたします。

議長（丸谷浩二君） 本案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） ただいま上程されました、議案第78号、専決処分の報告についての提案理由の説明を申し上げます。

議案第78号につきましては、昨年11月26日開催の第43回議会臨時会において、議案第119号で議決をいただきました平成21年度芦原中学校北校舎耐震補強・改修工事について、工事内容の一部変更に伴う設計変更により請負金額変更の契約を締結したものであり、7月6日付で専決処分を行っております。

変更金額は、234万5,700円の増額であり、請負者三越建設工業株式会社、マツケン工業株式会社、同工事特定建設工事共同企業体と同日付で工事請負変更契約を締結いたしております。

この専決処分につきましては、地方自治法第180条第1項に規定する議会の委任による専決処分でありますので、同条第2項の規定により報告するものであります。

議長（丸谷浩二君） 議案第78号はこれをもって終結いたします。

議案第79号から議案第91号の一括上程・提案理由説明

・決算審査結果報告・総括質疑・委員会設置・委員会付託

議長（丸谷浩二君） 日程第4、議案第79号、平成21年度あわら市一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第5、議案第80号、平成21年度あわら市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第6、議案第81号、平成21年度あわら市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第7、議案第82号、平成21年度あわら市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第8、議案第83号、平成21年度あわら市産業団地整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第9、議案第84号、平成21年度あわら市農業者労働災害共済特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第10、議案第85号、平成21年度あわら市モーターボート競走特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第11、議案第86号、平成21年度あわら市公共下水道事業会計決算の認定について、日程第12、議案第87号、平成21年度あわら市水道事業会計決算の認定について、日程第13、議案第88号、平成21年度あわら市工業用水道事業会計決算の認定について、日程第14、議案第89号、平成21年度あわら市農業集落排水事業会計決算の認定について、日程第15、議案第90号、平成21年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計決算の認定について、日程第16、議案第91号、平成21年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計決算による剰余金の処分について以上の議案13件を一括議題とします。

議長（丸谷浩二君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） ただいま上程されました、議案第79号、平成21年度あわら市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第90号、平成21年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計決算の認定についてまで、及び議案第91号、平成21年度芦原温泉上水道財産区水道事業会計決算による剰余金の処分についての13議案について、提案理由の説明を申し上げます。

議案第79号から議案第90号までの12議案につきましては、一般会計をはじめとする各会計の平成21年度歳入歳出決算をあわら市監査委員の決算審査の意見を付して提出したもので、地方自治法及び地方公営企業法の規定により議会の認定

をお願いするものであります。

まず、議案第79号、一般会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

一般会計の歳入総額は144億1,214万3,479円、歳出総額は139億8,448万5,255円で、歳入歳出差引額は4億2,766万2,954円となっております。この中には、繰越明許費として総務費、民生費、衛生費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費及び教育費の一部を翌年度へ繰り越しておりますので、平成22年度へ繰り越すべき財源6,425万1,000円が含まれており、歳入歳出差引額からこの額を差し引いた実質収支額は3億6,341万1,954円となるものであります。

歳入の主なものは、市税の48億3,846万345円をはじめ、地方交付税28億7,926万3,000円、国庫支出金19億1,386万1,776円、市債16億500万円、県支出金9億7,258万5,571円、諸収入5億4,417万7,987円、繰越金4億4,628万2,722円、分担金及び負担金3億1,610万5,019円、地方消費税交付金2億8,922万6,000円などとなっております。

一方、歳出の主なものは、民生費の36億4,457万8,660円をはじめ、教育費24億6,009万1,982円、公債費14億4,700万9,599円、土木費13億5,227万7,225円、総務費11億5,314万8,832円、衛生費9億8,733万1,681円、農林水産業費8億4,335万42円などとなっております。

なお、主要な財政指標を申し上げますと、実質収支比率4.4%、財政力指数0.69、経常収支比率84.6%、起債制限比率9.5%であり、実質公債費比率につきましては14.7%となっております。

次に、特別会計の決算について申し上げます。

議案第80号、国民健康保険特別会計歳入歳出決算については、歳入総額は30億8,255万5,495円で、主なものといたしましては、前期高齢者交付金7億8,414万9,216円、国民健康保険税7億2,459万9,165円、国庫支出金6億6,291万195円、共同事業交付金3億5,470万6,260円、療養給付費等交付金2億7,298万8,943円などとなっております。

一方、歳出総額は30億3,287万8,413円で、主なものといたしましては、保険給付費21億3,564万5,015円、共同事業拠出金3億2,723万268円、後期高齢者支援金等3億2,501万706円、介護納付金1億2,152万9,384円などとなっております。

歳入歳出差引額は4,967万7,082円で、平成22年度に繰り越しをいたしております。

議案第81号、老人保健特別会計歳入歳出決算については、歳入総額は760万4,230円で、主なものといたしましては、国庫支出金452万984円、諸収入282万9,246円などとなっております。

一方、歳出総額は523万7,473円で、内訳といたしましては、医療諸費71

万6,492円、諸支出金283万9,930円、前年度繰上充用金168万1,051円であります。

歳入歳出差引額は236万6,757円で、平成22年度に繰り越しをいたしております。

議案第82号、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、歳入総額は2億8,728万6,697円、歳出総額は2億8,620万4,597円で、歳入歳出差引額は108万2,100円となっております。

歳入の内訳といたしましては、後期高齢者医療保険料2億1,377万1,500円、使用料及び手数料18万500円、繰入金7,178万3,547円、繰越金128万3,050円、諸収入26万8,100円となっております。

一方、歳出の内訳といたしましては、総務費380万5,276円、後期高齢者医療広域連合納付金2億8,219万3,271円、諸支出金20万6,050円となっております。

議案第83号、産業団地整備事業特別会計歳入歳出決算については、歳入総額は諸収入の1,500円であります。

一方、歳出総額は2億8,285万8,065円で、差し引き2億8,285万6,565円の歳入不足となっており、不足額を平成22年度の歳入から繰上充用いたしております。

歳出の内訳といたしましては、総務費231万9,000円、事業費1,207万5,330円、公債費117万1,254円、前年度繰上充用金2億6,729万2,481円であります。

議案第84号、農業者労働災害共済特別会計歳入歳出決算については、歳入総額は4,169万6,653円、歳出総額は4,154万1,810円で、歳入歳出差引額は15万4,843円となっております。

歳入の内訳といたしましては、共済掛金151万8,000円、財産収入17万8,218円、寄附金4,000万円、諸収入435円となっております。

一方、歳出の内訳といたしましては、総務費81万4,410円、共済諸費54万8,400円、諸支出金4,017万9,000円となっております。

議案第85号、モーターボート競走特別会計歳入歳出決算については、歳入総額は20億1,854万4,808円で、主なものといたしましては、競艇事業収入19億9,683万4,750円、繰入金2,000万円、繰越金125万1,781円などとなっております。

一方、歳出については、競艇事業費で20億1,782万2,036円の支出となっております。

歳入歳出差引額は72万2,772円で、平成22年度に繰り越しをいたしております。

続いて、公営企業会計の決算について申し上げます。

議案第86号、公共下水道事業会計決算については、収益的収入及び支出で、下

水道事業収益10億5,774万6,855円に対し、下水道事業費用10億4,194万3,632円で、差引額は1,580万3,223円ですが、損益計算は消費税抜きの計算をいたしますので、当該年度の純損失は431万4,945円となっております。

また、資本的収入及び支出では、収入額23億1,929万459円に対し、支出額26億5,917万9,298円で、3億3,988万8,839円の収入不足を生じております。この不足額につきましては、過年度分損益勘定留保資金1,479万2,462円、当年度分損益勘定留保資金3億719万3,991円、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額130万2,386円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,660万円で補てんをいたしております。

なお、資本的支出額のうち九頭竜川流域下水道事業建設負担金220万円を翌年度へ繰り越しております。

議案第87号、水道事業会計決算については、収益的収入及び支出で、水道事業収益8億4,457万3,146円に対し、水道事業費用8億3,524万1,982円で、差引額は933万1,164円ですが、損益計算は消費税抜きの計算をいたしますので、当該年度の純利益は11万9,532円となっております。

また、資本的収入及び支出では、収入額4億6,450万9,000円に対し、支出額7億5,531万5,844円で、2億9,080万6,844円の収入不足を生じております。この不足額につきましては、過年度分損益勘定留保資金2億8,161万1,362円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額919万5,482円で補てんをいたしております。

議案第88号、工業用水道事業会計決算については、収益的収入及び支出で、工業用水道事業収益1,077万1,000円に対し、工業用水道事業費用977万1,929円で、差引額は99万9,071円です。

この会計につきましても、損益計算は消費税抜きの計算をいたしますが、当該年度の純利益は、消費税込みの額と同額の99万9,071円となっております。

なお、資本的収入及び支出はありませんでした。

議案第89号、農業集落排水事業会計決算については、収益的収入及び支出で、下水道事業収益5,051万9,978円に対し、下水道事業費用5,036万6,790円で、差引額は15万3,188円です。

この会計につきましても、損益計算は消費税抜きの計算をいたしますが、当該年度の純利益は、消費税込みの額と同額の15万3,188円となっております。

また、資本的収入及び支出では、収入額1,791万円に対し、支出額3,352万3,382円で、1,561万3,382円の収入不足を生じております。この不足額につきましては、当年度分損益勘定留保資金1,561万3,382円で補てんをいたしております。

議案第90号、芦原温泉上水道財産区水道事業会計については、収益的収入及び支出で、水道事業収益1億7,212万8,606円に対し、水道事業費用1億7,0

33万8,342円で、差引額は179万264円ではありますが、この会計につきましても、損益計算は消費税抜きの計算をいたしますので、当該年度の純利益は18万2,662円となっております。

また、資本的収入及び支出では、収入額517万3,500円に対し、支出額4,307万4,073円で、3,790万573円の収入不足を生じております。この不足額につきましては、過年度分損益勘定留保資金230万170円、当年度分損益勘定留保資金3,409万6,635円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額150万3,768円で補てんをいたしております。

最後に、議案第91号、芦原温泉上水道財産区水道事業会計決算による剰余金の処分について申し上げます。

本案は、平成21年度決算により剰余金が生じたので、地方公営企業法第32条第2項の規定により、その処分について議決を求めるものであります。

内容といたしましては、当年度未処分利益剰余金4,902万7,807円のうち、1万円を利益積立金として処分し、残額4,901万7,807円を翌年度繰越利益剰余金とするものであります。

以上、13議案につきまして、よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

議長(丸谷浩二君) 上程議案に関し、代表監査委員からの決算審査の結果について、報告を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 代表監査委員、高橋憲治君。

代表監査委員(高橋憲治君) 議長のご指名をいただきましたので、監査委員を代表いたしまして、決算審査の結果をご報告申し上げます。

平成21年度の決算審査は、去る7月23日から6日間にわたり、あわら市に係る一般会計をはじめ特別会計、企業会計及び芦原温泉上水道財産区水道事業の12の会計の決算及び基金運用状況につきまして、関係書類及び主要な施策の成果報告書など資料の提出を求め、慎重に審査いたしました。

その結果、一般会計、特別会計及び企業会計等の決算は、それぞれ関係法規に準拠して作成され、諸帳票は証拠書類と符合し、計数も正確であると認められました。

審査の内容につきましては、意見書としてまとめ、お手元に配布してございますので、本日のご報告にあわせ、ご高覧いただければと存じます。

それでは、決算についてその審査の概要をご報告申し上げます。

まず、本市の財政状況を決算統計の主要財務比率から見てみますと、お手元の一般会計の意見書3ページにございますが、財政力指数は0.69、経常収支比率は84.6%であり、前年度に比べ財政力指数は0.01ポイント、経常収支比率は0.9ポイント改善の方向となっております。

また、公債費比率は11.3%と0.7ポイント改善しており、一般会計での市債残高は134億4,004万4,000円で、前年度に比べ3億4,494万6,000

0円増加しております。

さらに、企業会計を含めた全会計の市債の現在高は、285億1,655万6,000円となりますが、これは前年度に比べ3億270万1,000円の増加となり、市債残高を市民1人当たりに換算すると91万7,000円となります。

現在実施中の小・中学校整備事業や、今後、新幹線関連事業をはじめとする大規模事業が予定されている中、景気後退等により財源確保が厳しい状況にもかかわらず、財源の計画的かつ重点的配分と行財政の効率化を一層徹底するとともに、各種施策の緊急性・必要性及びその効果を十分見極める等して、健全財政の維持に十分な配慮を望むものであります。

次に、一般会計について申し上げます。

歳入決算の総額は、144億1,214万4,000円、歳出決算の総額は139億8,448万1,000円であり、前年度に比べ歳入で9.0%、歳出で8.9%の増加であります。

財政収支につきましては、形式収支は4億2,766万3,000円の黒字となっております。この形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源6,425万1,000円を差し引いた実質収支も、3億6,341万2,000円の黒字となっており、この実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支も1,792万円の黒字となっております。

さらに今年度は、財政調整基金に5億2,100万円を積み立てるとともに、9万8,000円の繰上償還もあり、これらを合わせた実質単年度収支は5億3,901万8,000円の黒字となっております。

以下、歳入歳出の内容について申し上げます。

まず、歳入決算額を性質別に区分いたしますと、自主財源は64億94万1,000円で、構成比は44.4%となっており、一方、依存財源は80億1,120万3,000円で、構成比は55.6%となっております。

なお、自主財源の主なものは、市税48億3,846万円で、構成比33.6%、諸収入5億4,417万8,000円で構成比3.8%、繰越金4億4,628万3,000円で構成比3.1%となっております。

一方、依存財源では、地方交付税は28億7,926万3,000円で構成比20.0%、国庫支出金は19億1,386万2,000円で構成比13.3%、市債は16億500万円で構成比11.2%、県支出金は9億7,258万6,000円で構成比6.8%となっております。

前年度と比較して、市税は、景気後退の影響から法人市民税等の落ち込みに伴い、2,286万6,000円の減少となっております。

国庫支出金は、経済対策としての地域活性化交付金、小学校耐震改修事業交付金などにより4億2,014万1,000円増加となっており、同様に県支出金も1億9,375万3,000円増加し、歳入合計では11億8,897万6,000円の増加となっております。

今後も国の経済対策や税制及び財政の改革等を十分見定めながら、これら財源の確保に一層の努力を望むものであります。

特に、市税においては、収納担当課の努力や福井県地方税滞納整理機構による収納対策の強化もあって、その収納率は86.1%と、前年度に比べ2.2ポイント向上しており、その結果、収入未済額いわゆる累積滞納額は、前年度に比べ5,512万7,000円減少し、7億5,401万6,000円となっております。

しかしながら、依然として滞納が多い状況にあり、特に固定資産税の滞納額が突出していること等を踏まえ、財政確保や負担の公平等の見地から、今後とも厳正かつ的確な滞納整理への取り組みに向け、更なる努力を望むものであります。

また、税外収入の収入未済額は30億2,660万9,000円で、このうち市債や国庫補助金等の一時的な収入未済額は29億9,594万3,000円であり、残りの3,111万6,000円が使用料、手数料などの収入未済、いわゆる滞納となっているものであります。

市営住宅使用料の714万3,000円をはじめ、保育料、給食費など多岐にわたる収入未済額が発生している現状にかんがみ、これらの収納対策についても、市民の負担の公平性の確保と健全な財政運営を図る観点から、厳正かつ的確な対応を行う等、なお特段の取り組みを強く望むものであります。

一方、歳出決算額を性質別に区分いたしますと、その構成比は消費的経費は58.4%、公債費その他が22.1%、投資的経費が19.5%となっております。

消費的経費の中の人件費は、7,335万8,000円の増加となっておりますが、補助費等では、定額給付金支給など減少に伴い、4億2,686万2,000円の大幅な減少となっております。

公債費は、14億4,700万9,000円で、高金利の残債の借りかえ額が減少したことに伴い、前年度に比べ8,406万円の減少となっております。

また、積立金は、6億2,289万9,000円で、通常の利子分等の積み立てに加えて財政調整基金に5億2,100万円を積み立てたことにより、2億9,442万7,000円の増加となっております。

投資的経費は、小・中学校、幼稚園耐震改修事業、総合選果場施設整備事業など大型事業を実施した結果、27億2,508万8,000円となり、前年度に比べ11億8,033万円、76.4%の大幅な増加となっております。

次に、歳出決算額の主な目的別構成は、民生費26.1%、教育費17.6%、公債費10.3%、土木費9.7%、総務費8.2%となっております。

民生費は、複合福祉施設整備事業の着手や雲雀ヶ丘寮特別会計の廃止に伴い、運営費の貸し付けや繰越金の積み立てなどを行ったことにより、前年度に比べ3億4,262万9,000円、10.4%の増加、農林水産業費は、前年度からの繰越事業である総合選果場施設整備事業補助等により2億4,905万円、41.9%の増加、教育費では、小・中学校、幼稚園耐震改修事業、学校情報通信技術整備事業など、11億555万1,000円、81.6%増加、諸支出金は財政調整基金等の積み増

しにより2億2,311万8,000円、67.8%の増加となっております。

一方、総務費は、定額給付金事業の減などから4億2,746万6,000円、27.0%減少、土木費では、湯の町駅前多目的用地取得事業、都市公園整備事業など大型事業の完了により4億9,523万5,000円、26.8%の減少となっております。

以上、歳入歳出決算を詳細に審査いたしました結果、事務事業の改善、見直しによる補助費の抑制等、経費の縮小に向けての取り組みも一部見受けられるところではありますが、今後の新たな事業の増加に対処できる財政基盤を確立するため、なお一層の経費節減を期待するものであります。

財産に関しましては、土地の現有面積は83万528㎡で1,131㎡の増、建物は12万2,050㎡で1,789㎡の減、基金は金津雲雀ヶ丘寮基金が一般会計に移管されたことにより8億1,280万7,000円増加の37億4,786万3,000円となっております。

次に、特別会計について申し上げます。

各会計とも、予算執行には、十分努力の跡が見受けられるところではありますが、それぞれ多くの懸案事項を抱えておりますので、所管におかれてはなお一層の努力を望むものであります。

まず、国民健康保険特別会計につきましては、歳入決算額30億8,255万5,000円、歳出決算額は30億3,287万8,000円で、歳入歳出の差引額は4,967万7,000円の黒字となっております。

歳入の主なものは、国民健康保険税7億2,459万9,000円、前期高齢者交付金7億8,414万9,000円、国庫支出金6億6,291万円、共同事業交付金3億5,470万6,000円、療養給付費交付金2億7,298万9,000円となっております。

また、国民健康保険税の収入未済額は1億9,137万9,000円で、前年度に比べ1,420万8,000円減少しており、収納率も78.4%と前年度と比較して5.6ポイント改善されるなど、収納担当課の職員の努力が認められますが、現下の厳しい状況の中、厳正かつ的確な対応を行う等して、収納率の向上に更なる取り組みを強く望むものであります。

一方、歳出の主なものは、保険給付費21億3,564万5,000円、後期高齢者交付金3億2,501万1,000円、共同事業拠出金3億2,723万円、介護納付金1億2,152万9,000円となっております。

なお、保健事業の実施については、特定健診の拡大や市民健診・人間ドックの推進、さらには各種の健康教室の開催など、住民の健康づくりに配慮されているところではありますが、今後ともこれらの事業を継続推進して医療費の抑制に努められるよう望むものであります。

次に、老人保健特別会計について申し上げます。

本会計の歳入決算額は760万4,000円、歳出決算額は523万7,000円

で、歳入歳出差引額は236万7,000円の黒字となっております。

前年度と比較して、歳入決算額は3億7,036万7,000円、歳出決算額は3億7,441万5,000円、それぞれ大幅な減少となっております。これは、平成20年度に創設された後期高齢者医療制度の移行により、平成20年3月分までの療養費の精算に係る予算となったためであります。

次に、後期高齢者医療特別会計について申し上げます。

本会計の、歳入決算額は2億8,728万7,000円、歳出決算額は2億8,620万5,000円で、この歳入歳出差引額は108万2,000円の黒字となっております。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料2億1,377万2,000円で、構成比74.4%となっております。

一方、歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合への納付金2億8,219万3,000円で、構成比98.6%となっております。

次に、産業団地整備事業特別会計について申し上げます。

本会計は古屋石塚地係の産業団地約5ヘクタールを整備するために、平成20年度から新たに設けられた特別会計で、歳入決算額は1,000円、歳出決算額は2億8,285万8,000円で、この歳入歳出の差引額は2億8,285万7,000円の赤字となっております。

これは、売れ残りの2.2ヘクタールの土地に係るものであり、平成22年度予算で繰上充用の措置をとっておりますが、その解消に向け一層の努力を望むものであります。

次に、農業者労働災害共済特別会計について申し上げます。

本会計は、保険業法の改正に伴い、JAの共済事業を受け継ぎ特別会計を新設したもので、歳入決算額は4,169万7,000円、歳出決算額は4,154万2,000円で、歳入歳出差引額は15万5,000円の黒字となっております。

歳入の主なものは、共済掛金151万8,000円、寄附金4,000万円となっております。

一方、歳出の主なものは、共済諸費54万8,000円で、医療並びに休業共済金として20件の支払いを行っております。

次に、モーターボート競走特別会計について申し上げます。

本会計の歳入決算額は20億1,854万5,000円、歳出決算額は20億1,782万2,000円で、歳入歳出の差引額は72万3,000円の黒字となっております。

収入のメインである競艇事業収入は19億9,683万5,000円で、前年度に比べ2億797万9,000円、9.4%の減少となっております。

また、本市の1日当たりの売上金は7,926万7,000円で、前年度に比べ8.4%の減少、入場者数は2,214人で、11.1%の増加となっております。

売上金額の減少は、場間場外発売の日数が前年度に比べ7日減少したことによる

ものであり、場間場外での売り上げを除く本場発売は4.2%の増加となっております。

今後においても、競艇事業のイメージアップやイベントの開催など、新規ファンの獲得と既存ファンの定着を図るほか、今まで以上に経営健全化対策を強力に推進するとともに、長期的視点における競艇事業のあり方等について、十分なる検討を望むものであります。

次に、企業会計について申し上げます。

まず、公共下水道事業会計について申し上げます。

本年度の処理人口は2万6,416人で、前年度に比べ563人増加し、進捗率は89.7%となっております。

また、本年度の事業としては、補助事業で9億円、単独事業で1億822万8,000円の事業を実施しており、整備面積は978ヘクタールとなり、その進捗率は72.3%となっております。

本年度の経営成績につきましては、14ページの別表1の損益計算書で見ますと、貸方の収益計10億2,189万8,000円に対して、借方の費用計は10億2,621万3,000円であり、差し引き431万5,000円の純損失となっております。

総収益のうち営業収益は5億5,652万8,000円であり、前年度に比べ0.8%減少しております。また、営業外収益は4億6,537万円で、その中には一般会計からの補助金及び負担金が4億6,070万2,000円含まれております。

一方、営業費用は6億9,048万3,000円で、その主なものは流域下水道費2億7,454万7,000円、減価償却費3億2,727万5,000円であり、また、営業外費用は3億2,391万5,000円で、すべて支払い利息となっております。この支払い利息は、前年度に比べ5,115万6,000円、13.6%減少しておりますが、これは金利の低い企業債への借り換えにより節減したものであります。

財政状態につきましては、15ページの別表2の貸借対照表のとおり、資産が8億2,910万9,000円の増、負債が3億9,711万円の増、資本が4億3,119万2,000円の増となっております。

この表の流動資産の未収入金2億131万6,000円のうち、下水道使用料並びに受益者負担金の滞納が1億4,873万3,000円と多額を占めております。収入確保と受益者の負担の公平の観点から、その収納対策の一層の強化を望むものであります。

繰り返しになりますが、本年度の経営成績は、企業債の借り換えにより支払い利息を5,115万6,000円節減してもなお、431万6,000円の純損失という大変厳しい状況下にあると言えますので、更なる経営の合理化、効率化を図るとともに、供用区域内の接続督促などを強力に推進されるよう強く望むものであります。

次に、水道事業会計につきましては、本年度の給水人口は2万7,583人で前年

度に比べ304人減少しております。また、有収水量は356万1,389³mと、前年度に比べ2.6%の減少で、有収率は86.4%となっております。

本年度の経営成績を示します、16ページの別表3損益計算書で見ますと、貸方の収益計8億949万5,000円に対し、借方の費用計は8億937万5,000円で、差し引き12万円の純利益となっております。

総収益の内訳は、営業収益は5億4,978万4,000円で前年度に比べ0.6%減少しております。また、営業外収益は2億5,971万1,000円で、その中には一般会計からの補助金1億7,850万円が含まれております。

一方、営業費用は7億3,925万1,000円で、その主なものとして、原水及び浄水費は4億6,565万円、減価償却費は1億9,781万9,000円、営業外費用は6,866万3,000円で、うち支払い利息は6,855万4,000円となっております。この支払い利息は、金利の低い企業債への借り換えにより前年度に比べ3,105万9,000円、31.2%節減されております。

財政状態につきましては、17ページ別表4の貸借対照表のとおり、資産が362万7,000円の増、負債が3,876万3,000円の増、資本が3,513万5,000円の減となっております。

この表の流動資産の未収入金6,062万9,000円のうち、3,185万8,000円が水道使用料の滞納分となっております。収入確保及び受益者負担の原則から、その収納対策に一層の努力を望むものであります。

また、費用全体の中で、減価償却費、企業債利息及び県水受水費などの固定的費用が大部分を占めており、一般会計から多額の補助金受け入れをしても経営的に相当厳しい内容であることから、今後とも有収率の向上、受入県水の合理化や料金の見直しなど長期的展望に立った事業運営や経営健全化に一層の努力を強く望むものであります。

次に、工業用水道事業会計につきましては、年間給水量は32万6,279³mで、前年度に比べ1.6%の減少となっております。

経営成績を示す18ページ別表5の損益計算書で見ますと、総収益1,026万円に対し、総費用926万1,000円で、当年度は99万9,000円の純利益となっており、経営的には健全性が認められますが、総収益が固定化していることから、今後の総費用に係る施設修繕等を視野に入れ、なお一層の経営向上に努めていきたいと思うところであります。

次に、農業集落排水事業会計につきましては、20ページ別表7の損益計算書のとおり、総収益4,988万6,000円に対し、総費用は4,973万3,000円であり、差し引き15万3,000円の純利益となっております。

総収益のうち営業収益は1,268万5,000円であり、営業外収益は3,720万1,000円で、その中には一般会計からの補助金及び負担金3,688万円が含まれております。

一方、営業費用は3,699万5,000円で、その主なものは処理場費1,473

万7,000円、減価償却費1,561万4,000円であり、また、営業外費用は1,273万8,000円で、うち支払い利息が1,225万円となっております。

なお、別表8の未収入金129万6,000円は、下水道使用料の滞納であり、その収納対策に一層の努力を望むものであります。

また、総収益が固定化していることから、今後の総費用に係る施設修繕等を視野に入れ、なお一層の経営向上に努めていただきたいと思うところであります。

次に、芦原温泉上水道財産区水道事業会計について申し上げます。

本年度の有収水量は142万7,898³m³で、前年度に比べ1.9%減少し、有収率は97.0%となっております。

経営成績を示す5ページ別表1の損益計算書で見ますと、貸方の収益計1億6,397万4,000円に対し、借方の費用計は1億6,379万1,000円となり、当年度は18万3,000円の純利益となっております。

前年度、水道料金を平均15.8%値上げしたものの、給水量の減少により、前年度に比べて純利益が478万3,000円減少している状況にあります。

温泉観光を取り巻く環境は、今後も厳しい状況が続くと思われ、給水量の増加が望めない状況下にあります。引き続き経営の合理化、効率化による経費の節減に努められますよう強く望むものであります。

以上、会計ごとに審査の概要を申し上げますが、今回の決算審査に当たり、指摘・要望いたしました事項につきましては、所管及び関係者の一層のご努力をお願い申し上げ、極めて概略的な内容となりましたが、決算審査のご報告といたします。

議長（丸谷浩二君） 上程議案に対する総括質疑を許します。

議長（丸谷浩二君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第79号から議案第91号までの13議案につきましては、8人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中に審査することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 異議なしと認めます。

よって、議案第79号から議案第91号までの13議案については、閉会中に審査することに決定いたしました。

議長（丸谷浩二君） お諮りします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配りました名簿のとおり、1番、吉田太一君、2番、森 之嗣君、3番、杉本隆洋君、4番、山田重喜君、5番、三上 薫君、6番、八木秀雄君、11番、坪田正武君、15番、宮崎 修君、以上8名を指名したいと思っております。

これに、ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました8名を選任することに決しました。

議長(丸谷浩二君) 暫時休憩いたします。

(午前10時38分)

議長(丸谷浩二君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時38分)

議長(丸谷浩二君) 諸般の報告を事務局長から申し上げます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 事務局長。

事務局長(田崎正實君) 休憩中の決算審査特別委員会において、正副委員長の互選が行われました。

その結果をご報告いたします。

決算審査特別委員会委員長に5番、三上 薫議員、同副委員長に11番、坪田正武議員が選任されました。

以上のとおりであります。

議案第92号から議案第93号の一括上程

・提案理由説明・審査結果報告・総括質疑

議長(丸谷浩二君) 日程第17、議案第92号、平成21年度あわら市健全化判断比率及び各公営企業に係る資金不足比率の報告について、日程第18、議案第93号、平成21年度芦原温泉上水道財産区水道事業に係る資金不足比率の報告について

以上の議案2件を一括議題とします。

議長(丸谷浩二君) 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) ただいま上程されました、議案第92号、平成21年度あわら市健全化判断比率及び各公営企業に係る資金不足比率の報告について、及び議案第93号、平成21年度芦原温泉上水道財産区水道事業に係る資金不足比率の報告についてご報告を申し上げます。

議案第92号につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成21年度あわら市の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のいわゆる健全化判断比率と各公営企業に係る資金不足比率について、監査委員の意見を付して議会に報告するものであります。

内容といたしましては、健全化判断比率等報告書に記載のとおりであります。実質赤字比率及び連結実質赤字比率ともに、赤字になっていないため指標は出ておりません。

また、実質公債費比率は対前年比0.8ポイント減の14.7%、将来負担比率は対前年比18.3ポイント減の128.4%となっており、それぞれに設定された早期健全化基準の基準内の数値となっております。

次に、各公営企業5会計に係る資金不足比率について申し上げます。

資金不足比率については、産業団地整備事業特別会計が対前年比7.3ポイント増の12.5%となっているほかは資金不足となっていないため指標は出ておりません。

なお、産業団地整備事業特別会計の資金不足比率についても、経営健全化基準の基準内の数値となっております。

なお、これらの指標については、議会への報告の後、公表することになっております。

議案第93号につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成21年度の芦原温泉上水道財産区水道事業会計に係る資金不足比率について、監査委員の意見を付して議会に報告するものであります。

内容といたしましては、報告書に記載のとおりであります。資金不足比率については、資金不足となっていないため指標は出ておりません。

以上、ご報告いたします。

議長（丸谷浩二君） 上程議案に関し、代表監査委員からの審査の結果について報告を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 代表監査委員、高橋憲治君。

代表監査委員（高橋憲治君） 議長のご指名をいただきましたので、監査委員を代表いたしまして、平成21年度あわら市健全化判断比率、公営企業及び芦原温泉上水道財産区水道事業に係る資金不足比率の審査の結果をご報告申し上げます。

ご承知のとおり、平成19年6月22日に公布された地方公共団体の財政の健全化に関する法律において、地方公共団体の財政状況を客観的にあらし、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのものとして、1、実質赤字比率、2、連結実質赤字比率、3、実質公債費比率、4、将来負担比率の4つの健全化判断比率と、さらに公営企業会計における資金不足比率が定められました。

これらの指標のいずれかが一定基準以上となった場合には、財政健全化計画等を策定し、財政の健全化を図らなければならないとされております。

また、指標の公表は平成19年度決算から行い、財政健全化計画等の策定義務は平成20年度決算から適用するとされており、本年度は策定義務2年目に当たります。

当該審査は、去る8月9日、あわら市に係る健全化判断比率、公営企業及び芦原

温泉上水道財産区水道事業に係る資金不足比率について、その比率の算定の基礎となる事項を記した書類の提出を求め、慎重に審査いたしました。

その結果、健全化判断比率、資金不足比率、及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、それぞれ関係法規に準拠して作成され、適正に作成されているものと認められました。

審査の内容につきましては、意見書としてまとめ、お手元に配布してございますので、ただいまからのご報告にあわせ、ご高覧いただきたいと存じます。

それでは、審査の概要をご報告申し上げます。

最初に、健全化判断比率について、申し上げます。

まず、実質赤字比率及び連結実質赤字比率につきましては、いずれも赤字はなく、早期健全化基準よりよい状況となっております。

次に、実質公債費比率につきましては、14.7%と、前年度に比べ0.8ポイントの改善となっており、早期健全化基準25.0%よりよい状況にあります。

次に、将来負担比率につきましても、128.4%と、前年度に比べ18.3ポイントの改善となっており、早期健全化基準350.0%よりよい状況となっております。

今後とも、適宜、繰り上げ償還や高金利債の借りかえ等を行い、これらの比率を下げる努力を望むものであります。

次に、公営企業及び芦原温泉上水道財産区水道事業に係る資金不足比率について申し上げます。

公共下水道事業、水道事業、工業用水道事業、農業集落排水事業、産業団地整備事業特別会計及び芦原温泉上水道財産区水道事業会計の6会計のうち、産業団地整備事業特別会計についてのみ、未売却の土地があるため資金不足比率12.5%となっておりますが、経営健全化基準20%を下回っており、今のところ問題ない状況にあります。今後、未売却土地の評価額の下落により、資金不足率がアップし基準を超えることも懸念されますので、当該土地の早期売却に向け更なる努力を望むものであります。

それ以外の企業会計は資金不足の状況になく、経営健全化基準に比べ、よい状況となっております。

以上、審査の概要を申し上げますが、今後、まちづくりに要する各種施策の推進など、事業資金の増加が想定されることから、今後とも、徹底した行財政改革に取り組み、更なる事務事業の合理的・効率的な執行を行うとともに、財政体質の健全化を図るよう、関係者の一層のご努力をお願い申し上げます。健全化判断比率及び公営企業資金不足比率の審査のご報告といたします。

議長（丸谷浩二君） 上程議案に対する総括質疑を許します。

議長（丸谷浩二君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第92号及び議案第93号は終結いたします。
議長（丸谷浩二君） 高橋代表監査委員の退席を許可します。ご苦労さまでした。
（高橋代表監査委員 退席）

議長（丸谷浩二君） 暫時休憩いたします。再開は10時55分からといたします。
（午前10時48分）

議長（丸谷浩二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
（午前10時58分）

議案第94号から議案第96号の一括上程

・提案理由説明・総括質疑・委員会付託

議長（丸谷浩二君） 日程第19、議案第94号、平成22年度あわら市一般会計補正予算（第2号）、日程第20、議案第95号、平成22年度あわら市老人保健特別会計補正予算（第1号）、日程第21、議案第96号、平成22年度あわら市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）

以上の議案3件を一括議題とします。

議長（丸谷浩二君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。
（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） ただいま上程されました議案第94号、平成22年度あわら市一般会計補正予算（第2号）から議案第96号、平成22年度あわら市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）までの3議案について、概要の説明を申し上げます。

まず、議案第94号、平成22年度あわら市一般会計補正予算（第2号）であります。本案は、歳入歳出それぞれ1億8,361万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を143億1,745万8,000円と定めるものであります。

まず、歳出の主なものをご説明いたします。

総務費では、一般管理費で集会施設整備事業補助金90万4,000円、賦課徴収費で市税過誤納還付金1,000万円を追加計上いたしております。

民生費では、老人福祉施設費で百寿苑の改修に係る経費320万円、母子福祉費で児童扶養手当支給費750万円、保育所費で病児・病後児保育事業委託料285万円、金津東保育所内敷地原形復旧工事300万円、幼稚園費で芦原北幼稚園内敷地原形復旧工事118万円、複合福祉施設整備費で耐震補強・改修工事721万8,000円を計上するほか、保育所費、幼稚園費及び児童福祉施設費において補助対象事業の変更による財源更正等を行っております。

衛生費では、予防費で日本脳炎に係る予防接種委託料等616万3,000円、新型インフルエンザワクチン接種低所得者対策事業に係る経費312万3,000円を追加計上するほか、保健費で食育推進計画策定事業に係る経費17万3,000円、女性特有のがん検診推進事業国庫補助金返還金209万1,000円を計上いたし

ております。

また、塵芥処理費で動物性残渣処理委託料317万6,000円を減額する一方、動物性残渣回収奨励事業補助金52万8,000円を新たに計上いたしております。

労働費では、緊急雇用創出事業の追加分であります。市が臨時職員1人を直接雇用して農林水産課の米の需給調整事業に係る業務に従事させるための経費として、臨時職員賃金など42万8,000円を計上いたしております。

農林水産業費では、農業振興費で鳥獣害防止総合対策事業補助金1,366万5,000円を減額する一方、園芸産地総合支援事業補助金1,302万円、坂井丘陵ナシ産地強化事業補助金140万5,000円、坂井丘陵企業的園芸拡大事業補助金694万4,000円を計上いたしております。

また、農地費で農道保全対策事業負担金490万円、国営造成施設管理体制整備促進事業補助金833万6,000円、農業施設費で中川就業改善センター取壊工事費990万円、林業振興費で市野々刈安線危険箇所地質調査業務委託料等560万円を計上いたしております。

商工費では、観光費で市町振興プロジェクト事業に係る魅力発信事業委託料649万4,000円、学生合宿誘致事業補助金585万円を追加計上いたしております。

土木費では、道路橋りょう新設改良費で区道整備事業補助金207万1,000円、住宅総務費で木造住宅耐震改修促進事業補助金180万円を追加計上いたしております。

消防費では、消防署庁舎建設事業に係る土地購入費及び家屋等移転補償費4,002万5,000円を計上いたしております。

教育費では、教育振興費で部・クラブ全国大会等出場補助金47万3,000円、幼稚園費で幼稚園教諭の病休代替に係る臨時職員賃金46万9,000円、学校給食費で給食センターの施設・設備修繕料80万円をそれぞれ追加計上いたしております。

災害復旧費では、林道災害復旧工事420万円を計上いたしております。

諸支出金では、雲雀ヶ丘寮基金費で金津雲雀ヶ丘寮基金積立金3,721万4,000円を追加計上いたしております。

一方、歳入につきましては、各種事業に伴う県支出金3,065万9,000円、財産収入4,200万円、前年度繰越金1,244万2,000円、諸収入で金津雲雀ヶ丘寮土地建物使用料等4,693万6,000円のほか、市債4,930万円などをそれぞれ追加計上いたしております。

最後に地方債の補正であります。農道保全対策事業に係る経営体育成基盤整備事業440万円を新たに追加するほか、複合福祉施設整備事業及び消防署庁舎建設事業について限度額の変更を行っております。

次に、議案第95号、平成22年度あわら市老人保健特別会計補正予算(第1号)につきましては、歳入歳出それぞれ236万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を396万7,000円と定めるものであります。

歳出といたしましては、諸支出金で交付金等返還金 221万3,000円、及び一般会計繰出金 15万4,000円を追加計上するものであります。

これに伴う歳入につきましては、審査支払手数料交付金 1,000円及び前年度繰越金 236万6,000円を追加計上いたしております。

最後に、議案第96号、平成22年度あわら市農業集落排水事業会計補正予算(第1号)につきましては、資本的支出において污水管渠布設工事費 189万円を計上し、補正後の資本的支出予定額を 2,613万2,000円とするものであります。

一方、これに係る資本的収入では、農業集落排水事業債 150万円を追加計上するほか、受益者分担金 39万円を計上いたしております。

以上、3議案につきまして、よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

議長(丸谷浩二君) 上程議案に対する総括質疑を許します。

議長(丸谷浩二君) 質疑はありませんか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 8番、山川知一郎君。

8番(山川知一郎君) 一般会計補正予算の農業振興費の中に坂井丘陵ナシ産地強化事業補助金 140万5千円というのがございますが、この補助金の内容についてご説明をいただきたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 経済産業部長、北浦博憲君。

経済産業部長(北浦博憲君) お答えいたします。ただいまの坂井丘陵ナシ産地強化事業補助金の内容でございますが、黒星病の病原菌は落ち葉に潜むことが多いことから、来年の黒星病の発生を抑止するために、生産農家の皆さんが行います落ち葉の処分作業に対しまして助成を行うものでございます。

反当たりの作業単価と対象面積 30.9ヘクタールをもとに積算をいたしました落ち葉の処分に要します費用 324万5,000円のうち、140万5,000円を助成するものでございます。

以上でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 8番、山川知一郎君。

8番(山川知一郎君) もう少し詳しく。全部で 324万5,000円のうちの 140万5,000円。各農家に対する補助金の額というのは、いくらぐらいになるのでしょうか。それから、黒星病対策としてやられるということですが、やる農家とやらない農家が出てくるとあまり効果がないのではないかなというふうに思いますが、その辺りやるのであれば全ナシ園でそういうことをやらないとまた来年発生する恐れがあると思っておりますが、そこら辺りどのように考えていますかお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 経済産業部長、北浦博憲君。

経済産業部長（北浦博憲君） お答えをいたします。ただいまの各農家の額ということでございますが、それぞれの農家のナシ園の面積が異なるわけでございます。トータル的には地元のナシ園は30.9ヘクタールというふうに承知をいたしておりますが、それに基づきましての面積、反当たりの計算、先ほど申し上げました1万500円というふうなことをもとにしまして、一応事業費として積算するわけでございますが、それにつきましての、およそ県の補助金、それとあわら市の持ち分を足しました30分の13がそれぞれの農家に交付されるというふうに考えております。

それと、実施する農家と実施しない農家とでは差が出るのではないかというふうなことでございます。当然、全ての農家にやっていただくということで、この黒星病の対策の効果があるわけでございますので、すべての農家に実施していただくように地元のナシ生産協業協議会を通じまして、周知徹底を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（丸谷浩二君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） これをもって質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第94号から議案第96号までの3議案は、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

議案第97号から議案第101号の一括上程

・提案理由説明・総括質疑・委員会付託

議長（丸谷浩二君） 日程第22、議案第97号、あわら市食育推進会議条例の制定について、日程第23、議案第98号、あわら市保育所条例の一部を改正する条例の制定について、日程第24、議案第99号、あわら市子育て支援センター条例の一部を改正する条例の制定について、日程第25、議案第100号、あわら市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、日程第26、議案第101号、あわら市就業改善センター条例を廃止する条例の制定について

以上の議案5件を一括議題とします。

議長（丸谷浩二君） 上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） ただいま上程されました議案第97号、あわら市食育推進会議条例の制定についてから、議案第101号、あわら市就業改善センター条例を廃止する条例の制定についてまでの5議案の提案理由の説明を申し上げます。

議案第97号、あわら市食育推進会議条例につきましても、食育基本法に基づき、本市の区域における食育の推進に関して、あわら市食育推進計画を作成するととも

に、その実施を推進するため、新たに制定するものであります。

議案第 98 号、あわら市保育所条例の一部を改正する条例につきましては、芦原南幼稚園及び芦原北幼稚園を廃止し、現在、耐震補強と改修を行っております複合福祉施設に平成 23 年 4 月 1 日から芦原幼稚園として統合するため、所要の改正を行うものであります。

なお、条例の施行前に入園募集等を行う必要があるため、附則において、準備行為の規定を設けております。

議案第 99 号、あわら市子育て支援センター条例の一部を改正する条例につきましては、現在改修を行っております複合福祉施設の 2 階に平成 23 年 4 月 1 日から子育て支援センターを移設するため、所要の改正を行うものであります。

議案第 100 号、あわら市国民健康保険条例の一部を改正する条例につきましては、国民健康保険法が一部改正され、法律において条ずれが生じたことに伴い、あわら市国民健康保険条例において法律を引用している条項に条ずれが生じたため、所要の改正を行うものであります。

議案第 101 号、あわら市就業改善センター条例を廃止する条例につきましては、あわら市中川にあるあわら市就業改善センターの土地の借り上げ期間が平成 23 年 3 月に満了することに伴い、用途廃止するため提案するものであります。

以上、5 議案につきまして、よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（丸谷浩二君） 上程議案に対する総括質疑を許します。

議長（丸谷浩二君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第 97 号から議案第 101 号までの 5 議案は、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、厚生経済常任委員会に付託します。

議案第 102 号の上程・提案理由説明・質疑・委員会付託

議長（丸谷浩二君） 日程第 27、議案第 102 号、財産の取得について（消防庁舎建設に係る用地取得）を議題とします。

議長（丸谷浩二君） 本案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） ただいま上程されました、議案第 102 号、財産の取得についての提案理由の説明を申し上げます。

本案は、消防庁舎建設事業の実施に伴い、事業用地として財産を取得するため、あわら市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 3 条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

内容といたしましては、花乃杜 5 丁目地係で進めております消防庁舎建設事業の

実施に伴い、畑4筆5,986.58㎡及び雑種地1筆143㎡の土地について、4名の地権者と予定取得価格3,677万7,480円で売買契約を締結しようとするものであります。

よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（丸谷浩二君） 本案に対する質疑を許します。

議長（丸谷浩二君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第102号は、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、総務文教常任委員会に付託します。

議案第103号の上程・提案理由説明・質疑・委員会付託

議長（丸谷浩二君） 日程第28、議案第103号、住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域内の住居表示の方法について。

議長（丸谷浩二君） 本案に対する提案理由の説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） ただいま上程されました議案第103号、住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域内の住居表示の方法について、提案理由の説明を申し上げます。

本案につきましては、花乃杜ハイツ土地区画整理事業に伴い、花乃杜3丁目に係る住居表示の区域を変更するもので、去る7月26日に住居表示審議会を開催し、その実施区域及び表示方法について諮問、答申をいただいているところであり、住居表示に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議をいただき、妥当なるご決議を賜りますようお願い申し上げます。

議長（丸谷浩二君） 本案に対する質疑を許します。

議長（丸谷浩二君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第103号は、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、厚生経済常任委員会に付託します。

散会の宣言

議長（丸谷浩二君） 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

なお、9月13日は、午前9時30分から会議を開きます。

本日は、これにて散会します。

（午前11時20分）

地方自治法第123条の規定により署名する

平成22年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

第42回あわら市議会定例会議事日程

第 2 日

平成22年9月13日(月)

午前9時30分開議

1. 開議の宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

出席議員（18名）

1番	吉田太一	2番	森之嗣
3番	杉本隆洋	4番	山田重喜
5番	三上薫	6番	八木秀雄
7番	笹原幸信	8番	山川知一郎
9番	北島登	10番	向山信博
11番	坪田正武	12番	丸谷浩二
13番	牧田孝男	14番	卯目ひろみ
15番	宮崎修	16番	山川豊
17番	東川継央	18番	杉田剛

欠席議員（0名）

地方自治法第121条により出席した者

市長	橋本達也	副市長	北島善雄
教育長	寺井靖高	総務部長	田中利幸
財政部長	小坂康夫	市民福祉部長	辻邦雄
経済産業部長	北浦博憲	土木部長	木下勇二
教育部長	藤崎恒美	会計管理者	長谷部泰司
市民福祉部理事	辻博信	土木部理事	佐々木賢
芦原温泉上水道財産区管理者	竹内正文		

事務局職員出席者

事務局長	田崎忠實	事務局参事	山口徹
書記	中辻雅浩		

開議の宣告

議長（丸谷浩二君） これより、本日の会議を開きます。

議長（丸谷浩二君） 本日の出席議員数は、18名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議長（丸谷浩二君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

（午前9時30分）

会議録署名議員の指名

議長（丸谷浩二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、5番、三上薫君、6番、八木秀雄君の兩名を指名します。

一般質問

議長（丸谷浩二君） 日程第2、これより一般質問を行います。

吉田太一君

議長（丸谷浩二君） 一般質問は通告順に従い、1番、吉田太一君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 1番、吉田太一君。

1番（吉田太一君） 通告順に従い、1番、吉田、一般質問をさせていただきます。

本日の一般質問は、えちぜん鉄道について、あわら湯のまち駅前多目的広場について、地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業について行います。

まず最初に、市長にお尋ねいたします。

まず1点目ですが、えちぜん鉄道の2012年度以降の経営体制を検討するために沿線5市町村とえちぜん鉄道は、9月中にも活性化連携協議会を設置すると新聞報道されました。2002年のえち鉄設立時に合意した現行の行政支援スキーム枠組みが2011年度を期限としています。2012年度以降の行政支援について、市長はどのように考えているか、お聞かせください。

2点目ですが、2002年のえち鉄支援スキームのときの出資金についてお尋ねします。

あわら市は、幾らだったのでしょうか。欠損補助、赤字補てん、経営支援補助金の負担割合は何%ずつになっているのでしょうか。金額にしてあわら市は2002年から2009年度まで幾ら負担しているのでしょうか。また、本年度、2011年度は幾らになる予定なのか。

3点目ですが、福鉄と相互乗り入れ計画に向けた施設整備やLRV（次世代型超低床車両）の導入費用など、相互乗り入れが実施されたとき総額幾らかかる予定なのか。国の財政支援、県の支援はどれぐらい見込まれるのか。また、5市町村同額

の負担になるのか。あわら市の負担は幾らになると予想されているのか。

4点目ですが、相互乗り入れが実施された後、JR福井駅内に、今までのように入れるのか。

最後に、あわら市として相互乗り入れに賛成なのかをお聞かせください。私は、県に一方的に引っ張られている状況に見受けられますが、市としての意見は通るのでしょうか。当然、えち鉄の枠組みの中から外れることはできません。現在の利用者のことを考え、また、将来新幹線が福井駅に止まるときに、えち鉄を利用してあわら温泉に来ていただくためにも、えち鉄は、私は必要だと思います。

しかしながら、福鉄と相互乗り入れとなってくると料金の値上げも当然あり得る話です。私は、相互乗り入れに利用者は、料金等が値上がりしてまで望んでいないと思います。そのこのところ、市長としてのお考えをお聞かせください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) 吉田議員のご質問にお答えをいたします。

まず、1点目のえちぜん鉄道への行政支援については、議員ご承知のとおり平成14年1月に、福井県と沿線9市町村が平成23年度までの10年間の支援内容について合意しております。

この中で、県と沿線市町村は、その役割分担を明確にするとともに、平成24年度以降の支援スキームについても必要に応じて協議を行うこととしております。

この取り決めに従い、現在、県と沿線5市町は、この10月を目途に、えちぜん鉄道活性化連携協議会を設立し、平成24年度以降の支援スキームについて協議を行うこととなっております。

この連携協議会では、今後の運行費用の補てんや設備投資のあり方を検討するほか、地球温暖化や少子高齢化に対応した交通体系の検討、利便性の向上による利用促進策や経営安定化策等についても協議を行うこととなっております。

現在、えちぜん鉄道は、沿線市民の生活の足として年間300万人余りの利用があり、そのうちあわら市民については約13万人の方が利用されております。このようなことから、市といたしましては、今後とも沿線市町と連携した行政支援は必要なものとは考えておりますが、負担割合の抜本的見直しや国・県からの継続的な支援の確保、さらには事業者に対し経営安定に向けた最大限の努力を求めていきたいと考えております。

次に、えちぜん鉄道への出資金、運営支援補助金の負担割合についてであります。えちぜん鉄道株式会社の資本金は1万740株、5億3,700万円となっております。このうち約70%の7,500株、3億7,500万円を沿線市町が出資し、残りの3,240株、1億6,200万円は民間株主が出資しております。

沿線市町別では、福井市が1,725株、8,625万円を、永平寺町が1,350株、6,750万円を、勝山市が1,800株、9,000万円を、坂井市が1,875株、9,375万円を、あわら市については750株、3,750万円を出資して

おります。

一方、欠損補てんとなる運営支援補助金の負担割合につきましては、均等割や乗車人口など6項目の基準により算定されており、福井市が23%、勝山市が24%、永平寺町が18%、坂井市が25%、あわら市については10%の負担となっております。

また、あわら市における補助金総額につきましては、平成14年度の開業準備負担金1,900万円に運行再開後の平成15年度から平成21年度までの7年間の運営支援補助金1億8,420万円を加え、合計2億320万円となっております。

平成22年度については、当初予算で補助金1,800万円を計上いたしておりますが、平成23年度につきましても、現在のところ本年度と同額の1,800万円を見込んでいます。

次に、福井鉄道とえちぜん鉄道との相互乗り入れ計画については、えちぜん鉄道と福井鉄道間で相互直通便の運行やダイヤ接続等の工夫を行い、新規需要の開拓を図ろうとするものであります。

まず、第1段階としては、周辺人口や両鉄道の利用頻度等を考慮し、車両規格に制約がない福井鉄道が、福井鉄道田原町駅からえちぜん鉄道三国芦原線・新田塚駅乗り入れ、第2段階としては、福井鉄道による乗り入れ区間を西長田駅まで延伸するとともに、えちぜん鉄道が低床車両を導入し、福井鉄道福武線への乗り入れを行うものであります。

なお、この相互乗り入れに係る事業費につきましては、県交通まちづくり課を事務局に、中部陸運局、両鉄道の沿線市町、鉄道事業者等で構成する事業検討会議で調査、検討が行われており、本年末には、段階別の運行費用や事業見込み、低床車両の導入費用を含めた施設等の改修経費が示されると聞いております。

次に、相互乗り入れ実施後の三国芦原線に係るJR福井駅内への乗り入れについてのご質問ですが、現行の時間当たり2本の運行は維持され、相互乗り入れ便については、純増便になると聞いております。

また、運賃に関しては、乗り継ぎ割引の導入や初乗り運賃の統一など、利用者負担の軽減に向けた検討が行われていると聞いております。

最後に、相互乗り入れに係るあわら市としての考え方については、前回の一般質問でもお答えしているとおり、現状では不明な点も多く、市といたしましては、年末に県から示される制度設計案をもとに本事業の採算性や沿線自治体への事業効果、費用負担、関係機関の動向等を慎重に見極めた上で適切に判断して参りたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 1番、吉田太一君。

1番(吉田太一君) 市長の考え方、大体理解はしているつもりですが、再度お伺いします。

運営支援補助金の負担割合についてお尋ねします。

今、お答えいただきました駅数に関しても福井市は16、越前町は11、勝山市は4、坂井市は9、あわら市は3つの駅です。単純に駅数で計算してもあわら市の負担割合は約7%くらいになります。乗車人数にして計算すると、約4.2%になります。私は、現在の負担割合10%を下げたいと思いますが、今、現段階で大変お答えにくいとは思いますが、2012年度以降、運営支援補助金負担割合の見直しを要求する予定があるのか、再度お尋ねいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) 連携協議会、これからでありますので、まだその具体的な中身についてですね、現段階でお答えすることはなかなかちょっと難しい状況であります。ただ、一般的に言いまして、どこの市町であれ自分のところの負担を減らしたいというのは同じ思いだろうと思います。ただ、それをですね、まだ現段階であまり強く主張することはですね、協議会そのもののこれからの運営にちょっと支障を来すかなという気もいたします。

ただ、常識的に考えまして、先ほど申し上げました三つの項目等がありまして、その中で支援割合を決めたようであります。ただ、私たちの思いとしては、県と福井市にやはり金額差額を集中するわけでありますので、どうも今までのスキームを見てみますと、福井市から離れたところの割合がですね、やや負担が大きいのではないかなというような印象は持っておりますので、その辺を含めてですね、今後の協議の中で詰めさせていただきたいというふうに思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 1番、吉田太一君。

1番(吉田太一君) 市長、よくわかりました。今後市民の立場になってえち鉄の運営支援補助金など、県の言いなりになるんじゃないかと、市長の意見をしっかりと県の方へ伝えていただいて、市民の立場になって頑張ってもらいたいと思います。どうもありがとうございました。

続きまして、2点目ですが、経済産業部長にお尋ねします。

まず1点目ですが、今回も私たち議員に知らされる前に、あわら湯のまち駅前多目的広場整備について新聞報道されましたが、前回の一般質問のときにも言いましたが、マスコミに発表されますと決定事項のように市民の方は思います。この計画、新聞に報道されたことは、これはもう決定事項でしょうか。ワークショップの計画段階から変更、今年5月、そして今回、幾度となく変更されてきましたが、6月の一般質問の返答で、副市長は、施設等や藤野巖九郎記念館及び資料館のほか足湯広場、足湯等、水辺空間、植栽などを整備するとお答えいただきました。今回、足湯と足湯広場、水辺空間がなくなりました。前回の計画案三つのうち一つも施設等はなかったはずですよ。ワークショップの段階でいろんな情報発信並びにイベントなどをするために施設等がほしいとの意見があったが、事業費1億5,000万円にこだわり、無くしたにもかかわらず、なぜ芸妓会館なのか、メインの一つであっ

た足湯と足湯広場をなくして、水辺の空間も無くしてやることに対して、私は理解できない。これはワークショップの意見をほとんど無視したような計画になっています。私は、市民の皆さんに説明ができない、こここのところの説明をお願いします。なぜこれらの施設を無くして芸妓会館を建てるのか、お伺いしたい。

2点目ですが、今回、芸妓会館の中に公共施設分が設けてありますが、このスペースはどのようなことをするためのスペースでしょうか。お答えをお願いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 経済産業部長、北浦博憲君。

経済産業部長(北浦博憲君) 吉田議員のご質問にお答えいたします。

あわら湯のまち駅前多目的広場の整備内容につきましては、3月に策定いたしました基本計画をもとに、さらには5月の芸妓組合事務所兼稽古場の全焼という突発的な出来事が発生したことにより、その内容の見直しについて、市議会や福井県との協議、検討を重ね、8月6日の市議会全員協議会において承認を得られたところであり、現在その承認内容に沿って実施設計を進めさせていただいております。

なお、整備内容の決定に当たりましては、1億5,000万円という事業費の枠内において、その優先順位を事業採択者である県と十分に協議を行った上での結果でございます。

ご質問の中では、芸妓会館と呼んでおられますが、この施設は芸妓に限らず、多くの伝統芸能関係者の稽古や発表会に利用できる伝統芸能公開練習場と芸妓組合の自己資金で建設する検番棟が併設する多機能施設棟となっております。優先順位を決定するにあたり、多機能施設棟建設を優先させたことについては、芸妓組合の検番が火災により全焼の被害を受け、組合の存続がまさに危機的な状況となったことも一つの理由ではありますが、第1は、地域の伝統文化、伝統芸能の振興を図り、地域固有の宝ともいえる地域文化を生かした個性豊かなまちづくりが重要であると判断したからでございます。

次に、多機能施設棟のうち公共整備による伝統芸能公開練習場の活用方法といたしましては、芦原芸妓の稽古風景を公開し、温泉らしさの演出や新春舞踊などの発表会、お座敷体験や舞妓・芸妓変身体験などのミニツアーの実施、さらに芸妓以外の太鼓や大正琴などの稽古や発表会に加え、落語や漫才などの寄席の開催など、多機能な活用ができるものと考えております。

また、各種情報の発信やワークショップ、ミニライブなどができる施設を藤野巖九郎記念館・資料館と併設する施設棟の中において計画しており、多機能施設棟とあわせた運用により地域文化の香るまちづくりが展開されることを期待しております。

市といたしましては、この広場を、まち歩き観光や地域文化を通した市民や来訪者、環境客の交流の拠点として整備して参りたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長（丸谷浩二君） 1番、吉田太一君。

1番（吉田太一君） 今のなぜ芸妓会館というか、これにしたのかという説明をお受けしましたが、何となく納得できないというか、市民の皆さんはこれで納得してくれるのかなという不安は残りますが、そこで、再度質問いたします。今回、会館の中に公共施設分が設けてあるって言いましたが、このスペース、見ると畳18畳、板張り15畳、これだけのスペースしかないんですよね。このスペースで一体どれくらいのことができるのか。例えば寄席とかにしても何人入れるのかと。行政側はどういうふうに見ているのか、再度質問したいと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 経済産業部長、北浦博憲君。

経済産業部長（北浦博憲君） 確かに施設的内容的には、大きな施設ではございません。ただ、大きな施設としましては、市内に文化会館あるいは中央公民館等の大ホール等ございますので、そういったふうな大きなサイズといたしますか、運営に対してはそちらの方でご利用願うということで、こちらはいわゆるまちの中の施設としまして、いわゆるミニスポット的な、気軽にだれでも気軽に利用できるような、収容人間的に数十人程度と思われましても、そういったようなことでまちづくり観光あるいは市民の交流の場としての活用というようなことで考えておりますので、よろしく願いいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 1番、吉田太一君。

1番（吉田太一君） 何か納得できないんですけれども、ここで誤解のないように説明いたしますが、私は芸妓会館がだめ、芸妓がだめと言っているのではないんです。芸子さんに関して、形だけの支援でなく、根本的に生活ができる体制を整えることが一番大事、芸妓で食べていけるだけの支援をしましょうと言っているんです。旅館も積極的に芸子さんを利用するとか、芦原温泉のPRに都会に行くのもいいですが、街中を仕事として歩かせて温泉客と写真を撮らせるようなサービスとか、伝統ある芸妓を大事に育てたいというのなら、形、建物の先にすることがあると言いたいです。まずは、芸子さんの生活が一番です。ここを忘れないでやってほしい。もちろん芸子さんの努力も必要です。

そこで本題に戻りますが、私が言いたいの、なぜワークショップを開いて市民の声を聞いたのか。聞いたにもかかわらず予算の関係でだめ出しをし、今回は、一方的に会館を建てるといふ、このようなやり方に異議を唱えているのです。言い方は悪いかもしれませんが、市民の意見は聞きましたよ。こちらの計画どおりに進めるために形だけ整えたとしか見えないのです。

前回の一般質問でもしましたが、あわら市の活性化拠点として子供たちの次世代に残すまちづくりの実践の場としてこの整備に係る期待は大きいと言ったはずで、運営管理にしても述べさせていただきましたが、この案、この計画では、永遠に市の負担で補うこととなります。このスペースで一体どれくらいの規模のイベン

トができるでしょうか。また、この程度の規模のイベントで収益を上げるために、1人単価が高くなり、集客がしにくくなる。

そこで、私は、提案ですが、100人程度の入れるスペースを確保すれば伝統芸妓と伝統芸能、これは提案です。福井県にある落語家、立川志の輔さんがプロデュースする演芸空間、てるてる亭みたいに福井県あわら市にできれば、県内ほか県外から落語を見て温泉に泊まる発想ができないでしょうか。落語家を目指すヒロインの姿を描いたNHK朝の連続テレビ小説、ちりとてちんの舞台が小浜市だったのを機に、2008年から女性落語全国大会が開かれています。芦原温泉でも、旅館で落語家を呼んで公演を開いています。富山にてるてる亭、福井には女性落語、ここ数年のブームでは、全国の地方公演も盛況に沸いていると聞き及びます。上方落語協会、桂三枝会長に属する女性落語家らでつくる上方少女隊は、4月に初の地方拠点となる北陸支部を福井市に開設しました。日本の笑いを福井から発信すると語っています。8月29日に小浜市の浜風通り商店街は、ちりとてちん寄席を開いています。こういったブームの中で県も力を入れています。あわら市で定期的に寄席を開けば、開ける施設があれば新たな展開に持っていけると私は思います。上方落語ともに手を取りながらやっていけるのではないのでしょうか。

このような施設の建物の費用に関しても、県からの補助金が新たに出ると聞いています。運営に関しても、自ら利益を上げられる可能性のあることをやらなければ、この先いつまでも市が補助しなければいけない、可能性的に言って今回の計画では中途半端で、行く行くは市のお荷物になるのが想像できます。このところ、どのようにお考えか、お聞かせください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) 何点かご指摘がありました。

まず、芸妓組合といいますか芸妓、伝統文化に対する支援のあり方のご指摘がございました。その点、私も全く同じ気持ちであります。先日、芸妓組合の芸能発表会であります柳系会がございまして、議員もご出席いただきました。その時にも私はちょっと挨拶をした記憶がありますけれども、今、芸妓組合の事務所が立っているその横に公共の多目的の施設ができるわけでありまして、そういうハード面の整備は今から始めるわけでありまして、もう一つ、ソフト面として芸妓の全国公募をやっております。その二つがうまく進捗したとしてもですね、やはり大事なものは、その先、芸妓さんたちがきちっと生活ができる、きちっと伝統芸能を継承していけるような環境づくりが一番大事だというふうに私もそう思いますし、そのようにも今まで申し上げて参りました。

既にですね、旅館組合の幹部の方にもちょっとこちらへ来ていただきまして、今後のいろいろな芸妓組合に対する支援についても実はお願いをしております。これ旅館組合だけではなくて、いろいろなところでこれからお願いをしていかなければいけないだろうと思っておりますが、いずれにいたしましても彼女たちがきちっと生活が

できる、そういう環境づくりということはこれからの大きな課題であろうというふうに思っております。これは私も全く同じ思いであります。

それから、2点目の、施設の使い方ですけれども、その中で落語を中心にしたやり方はどうかと、大変楽しいご指摘といたしますか、ご提案をいただきました。非常におもしろいなと思っております。今、ちょっと思ったんですけど、芦原温泉のキャッチフレーズに「あ笑ってる」というのがありますので、そういう面から言ってもですね、なかなかこれおもしろいご提案かなというふうに思います。それはこれからも十分検討させていただきたいというふうに思います。

それから、そういうことをやるにつけても、施設がちょっと中途半端ではないかというご指摘がありました。たしかそういう落語を中心とした行事がうまくいくにしてもですね、最初にあまり大きな施設をつくってしまって、後でお荷物になるということも、これからは十分気を付けていかなければいけないことではないかなというふうに思います。五、六十人くらいの規模の施設が非常ににぎわって、これはもっと大きくしてもいいぞというようなときにはですね、また増築を考えると、やはりこれからの時代、あまり最初に大きいものを建ててしまうというのは、やはり慎重にあるべきではないかなというふうな気もいたします。今、議員からご提案のあったようなことを含めて、いろいろと施策打ちながら、あの施設が十分に機能して、これじゃ狭いというぐらいになるように努力するのが我々の責任かなというふうに思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 1番、吉田太一君。

1番(吉田太一君) 今、市長の説明をお聞きしまして、是非頑張ってくださいたいと。旅館と旅館組合、または観光協会等にもきっちりと指導しながらやっていってほしいなと思っております。よろしく願います。

続きまして、3番目、教育長にお伺いいたします。

まず1点目、いじめ、不登校に関して伺います。

最近も福井市で中学生が自殺をいたしました。毎回、教育委員会は同じことを言っていますが、学校にいじめはなかった、普段と変わらない様子でした。そんなことはあり得ません。子供たちは必ず何かしらのシグナルを出しています。それに気が付かないだけなんです。それに幼児・児童虐待も同じです。周りの人、学校の先生が何らかの形で気が付くはずですが、でも行動に起こせない。間違っていると大変なことになるからです。そんな思いから、見て見ぬふりをしがちですが、私は、学校だけが悪いとは思っていません。もちろん家族の責任、親の責任もあります。でも、子供たちは誰かに相談ができれば踏みとどまってくれることも確実にあります。幼い子の命を消してはいけません。救える命はあるはずですが。幸い、あわら市においてこのような事件の報告はありませんが、あわら市教育委員会としては、このような場合に対しての対処を検討していますか。先生方が相談できる環境は整っていますか。あわら市内の各小学校での不登校者は、現在何名いますか。中学校では何名

いますか。昨年、今年、いじめの報告は受けていますか。

2点目ですが、8月17、18と東京に行き、2日間直接霞ヶ関の官僚から文部科学省、厚生労働省、環境省、経済産業省、農林水産省から私、レクチャーを受けてきました。国の動きや補助金、助成金などの話も直接話をしてきました。

そこで、教育長にお伺いします。

あわら市において見守り隊があるのは知っていますが、この見守り隊についてお尋ねします。

文部科学省で地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業というのはご存じでしょうが、学校安全ボランティア等を安全かつ効果的に活用する仕組みを整備し、地域社会全体で子供の安全を見守る体制を整備と記されています。通学路で子供たちが巻き込まれる事件、事故を未然に防ぎ、文科省は、スクールガードリーダーの配置と、スクールガード、あわら市でいうと見守り隊ですね、この養成講習会の開催、つまり講習会を開いてくださいと、それに係る費用は国が負担しますと文部科学省スポーツ青少年局学校健康教育課課長補佐の石田さんと、学校安全係長山内さんが私に言ってくれました。この講習会の意味は、いろいろな子供の対応を学ぶ、子供には個性があります。活発な子、おとなしい子、いろいろです。それぞれの子供に対応できる講習会を開くのですと。また、それを束ねるリーダーをつくってください。そう言っていました。あわら市において、そのリーダーを配置していますか。また、講習会を今までに開いたことがありますか。先日、坂井市は講習会を開いています。見守り隊の安全は確保してありますか。見守り隊が事故、けがをしたときの補償問題は解決していますか。

3点目ですが、これで3度目の質問となりますが、キッズガードについてお尋ねします。

前回、私単独で各小中学校のPTAに対してアンケートをとり、結果を報告させていただきましたが、全体で71.05%の父兄の皆さんが導入してほしいとの回答がありました。特に、芦原地区、芦原小学校の父兄のアンケートでは、80%の父兄が望んでいると回答がありました。確かに地区によっては必要がないと思われるところもありますが、父兄が望んでいる状況でも導入の見通しがないので、直接私、文部科学省で聞いてきました。教育委員会が懸念している費用について、文部科学省担当課の課長補佐、係長に聞いたところ、大変いいシステムですねと、このキッズガードの資料を文部科学省に送ってくださいと言われました。全国に発信しますと。それで、先日、私、金津小学校の資料を文部科学省に送らせていただきました。文部科学省が言うには、補助金はあります。まだ余裕があるので是非使ってくださいということでした。残念なことですが、今年度は100%事業ではありません。以前はそうでしたが。国3分の1、県3分の1、自治体が3分の1と言われました。あわら市は3分の1で済みます。それでもだめでしょうか。教育長にお伺いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長（丸谷浩二君） 教育長、寺井靖高君。

教育長（寺井靖高君） 吉田議員のご質問にお答えします。

まず、1点目、平成21年度における市内小中学校のいじめについては4件の報告を受けております。また、不登校については小学校で10人、中学校で23人となっております。

これらの対応といたしまして、市教育委員会が設置している教育相談について、3校にスクールカウンセラー、1校に子供と親の相談員、また、市全域を対象とした適応指導教室に臨床心理士1名をそれぞれ配置しております。

一方、教員が相談できる環境整備に当たっては、各学校に教育相談担当を置き、校内研修等を開催しながら情報の共有を図るとともに、各学校間では教育相談担当教諭で組織するたんぼぼ委員会を設置し、情報を交換したり研修会等を開催するなど、学校間においてもいつでも相談できる体制づくりに努めております。

次に、2点目の見守り隊に関するご質問にお答えします。

まず、地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業についてのお尋ねでございますが、議員がご説明されたとおり、本事業は学校や通学路における事件、事故が大きな問題となっているなど、子供たちが安心して教育を受けられるよう、地域と連携を図り、ボランティアを活用するなど、地域社会全体で学校安全に取り組む体制を整備する事業であります。

事業内容については、スクールガード養成講習会の開催、スクールガード・リーダーによる学校巡回指導と評価の実施などが行える事業となっております。

また、あわら市におけるスクールガード・リーダーの配置状況であります。昨年までは県事業においてリーダーを配置し、学校単位で年1回の講習会を開催するとともに、月1回のペースで巡回指導を行って参りました。

しかし、本年度からは、県事業の廃止に伴い、リーダーを配置していない状況にあります。

次に、見守り隊の安全確保については、各学校の見守り隊促進会議が中心となって、活動中の事故防止について注意喚起する一方、蛍光色のジャンパーや腕章等の着用などで安全の確保を図っております。

また、市では、市民の皆さんが安心して社会活動に参加できるよう、活動中のけがや事故を補償するふれあい保険に加入しており、見守り隊のけがなどの補償についてもこの保険で対応することになっております。

最後に、キッズガードシステムのご質問にお答えいたします。

この質問については、今回で3回目のご質問になりますが、6月定例会にも答弁させていただいたとおり、各学校では、集団登下校の実施や保護者への下校時間の周知、さらには、スクールバスで登下校する生徒や放課後子供クラブを利用する児童も多いことなどの理由で、喫緊にシステムを導入する必要は感じていないとの意見がありました。

また、教育委員会では、子供の安全確保は情報通信に頼るばかりでなく、見守り

隊など地域のご協力をいただきながら子供に目を配り、声をかける取り組みを進めることが最も重要であると考えております。

このことから、今後は、市内一律に導入するのではなく、各地域の実情に応じ、また、保護者の要望等も十分把握しながら、引き続き検討して参りたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 1番、吉田太一君。

1番(吉田太一君) 何か、教育長、歯切れが悪い。まず、いじめとか不登校に関して幼児虐待とか、そういうなのに対して先生方が相談できる環境は整っていると、教育長がおっしゃったので、それは整っているものと信用します。

2点目ですが、スクールガード・リーダーの配置、これ文科省は、学校単位で配置してくださいと、これは文科省の方からもらった資料なんですけれども、そういうふうに私は説明を聞いてきたんですけれども、現在は、リーダーを配置していないということで、やっぱり何かあってからでは遅いと。だから、見守り隊だけに頼っていて、もし何かあった場合、だれが責任をとるのかと。こういう安全というのは、起こってから、ああ、しまったではなくて、最大限できることはやりましょうと。その後、起きた事故に対しては、これだけやったんだからという、何ということかな、自分の後悔というか、そういうことがないようにできることはやりましょうよと。文科省もそういうふうにいるんな、当然見守り隊も文科省は推し進めていますし、こういったITのこれも同時に推し進めている。そこんところをちょっと理解してほしいというか、二重三重にやっていきたいという。だから、見守り隊、地域でやっているから大丈夫というんじゃないで、さらに、こういうITを利用しながら子供らを守っていくっていうのを是非考えていただきたいと思います。教育長、新たにまた考えていただけるとのことなので、今回はこれで私、下がらさせていただきますが、また、今後経緯を見ながらまた再度質問させていただくかもわかりませんので、よろしく申し上げます。

これで私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

三上 薫君

議長(丸谷浩二君) 続きまして、通告順に従い、5番、三上 薫君の一般質問を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 5番、三上 薫君。

5番(三上 薫君) 通告順に従い、5番、三上、一般質問を行わせていただきます。

まず、1点目でございますが、悪化する雇用状況と急がれる新規企業誘致について。

2点目、深刻化する児童虐待と急がれる対策について、2点について一般質問を

させていただきます。

まず、1点目は、悪化する雇用状況と急がれる新規企業誘致についてであります。

さて、日本経済は、平成20年9月のリーマンショックからようやく立ち直りつつあるかに見えておりますが、急激な円高が進む等、まだまだ楽観は許されません。

2010年8月に内閣に設置された新卒者雇用・特命チームの調査によると、今春の就職内定率は、新規大学卒業者で91.8%、新規高校卒業者で93.9%となっており、特に大学は前年から大きく減少し、ここ10年来で最も厳しい状況にあるようです。そして、未就職卒業者は、大学卒業者で約6.6万人、前年同期で2.9万人の増、高校卒業者で約9,000人、前年同期で2,000人の増となり、あわせて約7万5,000人に上っているとのことです。さらに、こうした厳しい就職環境の中、就職をせずに留年等をした大学生は、対前年比で約1万8,000人も増加しているとのことです。

こうした中、来春の新卒予定者の就職環境も厳しいことが見込まれています。来春の新規大学卒業者に対する民間企業の求人数は前年比19.8%のマイナスで、新規高校卒業者の求人数についても大幅に減少する見込みとなっています。さらに、先ほども申しましたが、円高、株安などの経済情勢の更なる悪化も相まって、来春の就職内定率は、過去最低となる恐れもあるとのことです。

県内でも雇用状況の悪化は深刻で、8月25日付の日刊県民福井によりますと、来年3月に卒業を予定している県内高校生の就職希望者が7月末現在で前年同期比13.6%の1,740人となっており、一方、求人数は減っており、8月20日現在の求人倍率は前年より0.18ポイント低い0.78倍とのことで、非常に厳しい就職戦線が見込まれております。

政府もこの悪化する雇用状況を打開するため基本方針を定めました。その基本方針は、同じく新卒者雇用・特命チームが8月30日にまとめた支援策が盛り込まれ、一つ、卒業後3年間は企業の採用に新卒として応募できるようにする。2に、体験雇用・職場実習を現在の3倍の2万4,000人に拡大する。3、就職相談などにあたるジョブサポーターを約1,800人に倍増するなどが柱となっています。これらにより、正社員として2万人の就職実現を目指すとのことですが、ただ、雇用支援を進めても国内で需要を創出して仕事を増やさなければ人は雇えないとの声も多いようです。

また、追加対策では、6月に決定した新成長戦略を前倒しして実現するため、新成長戦略実現推進会議の創設を盛り込んでいるそうです。ただ、役割や位置づけなど詳細は詰まっておらず、できるだけ速やかに設置し、なるべく定期的にやりたいというばかりで、どこまで対策の実効性を持つかは未知数です。

市長は、前回の市長選挙の公約に「若い世代が住み、生み、育てたくなるまちづくり」を掲げてご当選をされましたが、この若い世代が今ほど私が申し上げたとおり、非常に厳しい状況下に置かれているわけであります。

そこで、あわら市の雇用状況についてお聞きします。

あわら市の今春の新卒者の就職率はどうだったか。最新の求人状況はどのようになっているのか。高校生、専門学校生、短大生、大学生、可能な限り詳細な数値をお聞かせください。来春の見込みはどうかあわせてお聞きします。また、これらに対するあわら市の政策、対策はどうなっているのか、お聞きします。

市長は、民間企業で例えるなら、あわら市という企業を経営するトップでもあります。あわら市を眺めると、温泉観光業は、老舗旅館が廃業するなど停滞し、製造業もおおむね中国の新興国に押されて苦戦しております。

しかし、若い世代に定着してもらうためには、雇用分野を充実、拡大しなければなりません。そのため企業誘致は極めて大事な課題で、市としても企業誘致室を中心に大変努力していることは私も十分評価をしておりますが、古屋石塚テクノパーク工場用地が売れ残っています。これがもっと早く売却できていれば、あわら市の雇用拡大にもつながっていたのではないかとも思われます。市長が就任されて4年目になりますが、トップセールスマンとしての具体的な成果をお聞かせください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) 三上議員のご質問にお答えいたします。

雇用状況を判断する指針といたしましては、就職率や求人倍率等がありますが、これらの情報につきましては、新卒者であれば各種学校からの報告によるもの、一般求職者であれば福井労働局や三国ハローワークの調査、実績によるものとなり、あわら市など特定地域の雇用状況の把握は厳しい状況にあります。従いまして、ご質問の詳細な点につきましては、福井労働局や三国ハローワークが公表している情報によりお答えさせていただきますので、よろしく願いいたします。

今春、平成22年3月の県内新卒者の就職率につきましては、高校は99.3%、専門学校は89.0%、高等専門学校は100%、短大は91.8%、大学は91.5%、全体では94.4%となっております。なお、三国ハローワーク管内における高卒者の就職率は100%でありました。

また、来春、平成23年3月の見込みであります。福井労働局が公表している7月末現在の県内の状況は、高校卒業予定者の求人倍率は前年同期比で0.18ポイント、大学等卒業予定者の求人倍率は4.21ポイントそれぞれ低下しております。

なお、三国ハローワーク管内における高校生の求人数は127人、求職者数は138人、求人倍率は0.92倍で前年同期比で0.05ポイントの低下となっております。

こうした状況の中、本市では、雇用対策は大変重要な施策であると考えておりますが、一般的に雇用対策は、国や県が中心となって実施しており、雇用安定助成金や人材育成支援事業など、小規模な基礎的自治体の施策としてはなじまないものとなっております。

ご質問の本市における具体的な施策といたしましては、企業誘致の促進が施策の柱となっております。

議員御承知のとおり、企業誘致は、地域経済の活性化や雇用機会の創出を図るものとして有効な施策であります。この施策を進めるための支援制度として企業立地助成金があり、交付の要件として一定数の地元雇用を義務付けております。

また、その他の施策といたしましては、今年度からH E E C E構想の一環として取り組んでいる若者就活支援事業メル友あわらくんがあります。この事業は、就職活動を行う若者に市内企業の魅力や就活情報などを提供し、あわら市での就職、定住の促進を図るというものであり、現在、登録会員200名を目指して取り組んでいるところであります。

次に、古屋石塚テクノパークの売却に関するご質問であります。この工業団地は、平成20年度に整備し、翌年度から本格的な販売活動に取り組んでおります。整備した3区画のうち1区画は売却し、既に操業を開始しており、残り2区画の売却を推進しておりますが、今般の経済不況の影響により、現在まで売却の見通しは立っておりません。大変厳しい状況ではありますが、引き続き早期売却に向けて努力して参りたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願いいたします。

次に、私のトップセールスマンとしての成果についてのご質問であります。市長に就任してからの企業誘致の成果といたしましては、市内企業の工場増設が4件を数え、現在さらに2企業が増設計画を進めております。

この工場増設に当たっては、私自身、県に対して県内企業に対する助成制度の制定を強く要請し、ようやく今年度から適用となっております。その結果、市内においては、3件の企業が助成対象となる見込みであり、工場増設の促進に結びついたものと考えております。

私は、トップセールスの必要性を強く感じており、市内企業はもとより、必要とあれば市外にも出向かせていただいております。今後におきましても、積極的なトップセールスに努めて参りたいと考えておりますので、よろしくようお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 5番、三上 薫君。

5番(三上 薫君) ただいまご答弁をいただきましたが、幾つか再質問をさせていただきます。

まず、1点目は、今ほどメル友あわら君に関連して200名の登録会員を目指しているとのことでしたが、現在の登録者数とそのうち来春、就職を迎える人の登録者数はどれくらいだったのでしょうか、お伺いいたします。

また、先般、市のホームページを拝見いたしましたが、メル友あわら君に関する情報量が少ないように感じましたが、今後、さらに充実させる必要があると思いますが、いかがでございましょうか、お伺いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 経済産業部長、北浦博憲君。

経済産業部長(北浦博憲君) ただいまのご質問にお答えいたします。

メル友あわら君の現在の会員数につきましては、87人でございます。そのうち

来春、就職を迎える会員数は32人となっております。また、ホームページにつきましては、内容のオリジナル性を求めまして、市内企業の魅力など、各企業のご協力を得ながら一步一步積み上げているところでございますが、議員ご指摘のように、今後さらに充実を図るべく取り組みたいと考えております。よろしくお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 5番、三上 薫君。

5番(三上 薫君) 2点目のご質問をお願いいたします。

古屋石塚テクノパークの件についてですが、今ほどの回答では、早期売却に向けて努力することでしたが、市長は、どれくらいの雇用を想定しているのでしょうか。また、この区画の売却については、橋本市長の任期にも関連して、今年度いっぱいを目標に努力するべきと思いますが、いかがでしょうか、お伺いをいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) テクノパークだけで、ちょっと何人の雇用だったか、ちょっと記憶しておりませんが、就任以来の、既に設備投資が行われている工場、あるいは今、計画中のもの、これらがすべて達成できますと、これあくまでも見込みでありますけれども、70数名の新規雇用につながるものというふうに考えております。

それから、もう1点目のテクノパークの売却でありますけれども、先ほども申し上げましたが、売却を始めたのがですね、平成21年度の、昨年度からでありまして、まだ2年が経過しておりません。これはもう簡単に売れるものではありませんので、時間的にある程度必要なのかなというふうに思っております。ただ、そうは申しても、議員ご指摘のように1日でも早く売却することがこれは一番求められていることでありまして、当然、これは努力をしてまいらなければならないというふうに思っております。

今までの状況を見ますと、幾つかのお話が出ては消え、出ては消えというのが実は続いております。表現としてはあまりよろしくないかもしれませんが、中には帯に短したすきに長しというようなことで消えていくというものもあります。そういう中から、なるべく早くですね、誘致に結びつける努力をして参りたいというふうに思っております。

任期内に、もう私もあまり長くありませんけれども、売却すべきではないかというご指摘、全くそのとおりだなというふうに思います。ただ、いつまでにすべてを売却できるということは、ちょっと申し上げづらいのかなというふうに思います。これからいろんな情報をですね、情報網を広げていかなければならないというふうに思っております。先日もちょっと大阪に行って参りましたが、今回初めて県人会であわらの部会といたしますが、が初めてできまして、そこでも企業の経営者の方々もおられますので、そういうお願いもして参りました。その後、これは担当の方で

出向いておりますけれども、静岡とか東京の方にも、今、いろんなつてを頼ってですね、企業誘致の情報を今、収集しているところであります。そういう努力も必要ですし、それから、私の思いとしましては、金融機関等への情報提供の呼びかけ等も、これは当然必要ですし、もちろん行っておりますが、あとですね、もう少しこの状況を見てからの話になるのかもしれませんが、ディベロッパーだとか不動産関係の業種に対しても市の方から情報提供をしていくと、ある程度の報酬ということも考えながらしていくということも必要ではないかなというふうに今考えているところでございます。いずれにいたしましても、なるべく早く売却をすることをこれからも努力して参りたいというふうに思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 5番、三上 薫君。

5番(三上 薫君) この雇用問題については、全国的にも大変深刻な問題となっておりますが、いずれにしましても、あわら市は優秀な企業を数多く抱えていることから、将来を担う若者の就職については、責任をもって対応する仕組みが必要になると思われる。更なる努力を要望いたしまして、一つ目の質問を終わりたいと思います。

次に、深刻化する児童虐待と急がれる対策について一般質問をいたします。

児童虐待相談件数は、21年度では4万件を超えているそうです。福井県の児童相談所にも平成21年度は1,943件の相談件数があり、うち虐待の対応件数は151件あったそうです。あわら市では、深刻な児童虐待に関する相談はなかったようですが、虐待が発生する可能性は全くないとは言えないと思います。

児童虐待防止法では、次の四つの行為を児童虐待として禁止しています。

一つ目には、身体的虐待で、これは子供の身体に傷跡が残ったり、子供の命を危くするようなけがをさせたりすること。

二つ目には、教育の怠慢、拒否で、これは子供の生活の面倒を見なかったり、子供の育児をせず放置しておいたりすること。

三つ目に、心理的虐待で、これは心理的いじめで子供を情緒不安定にさせたり、心に傷を負わせたりすること。

最後に、性的虐待で、これは子供にわいせつな行為をしたり、性的暴行をしたりすること。

以上、四つの行為です。

どれを聞いても恐ろしく、こんなことが現実に行われているのかと疑いたくなるようなことばかりです。でも今の日本では、このようなことが実際に行われているのです。

今年の7月には、大阪府で幼い姉弟2人が育児放棄により死亡しています。毎日のように児童虐待の事件がテレビ、新聞などで報道されています。これら児童虐待の要因は、多くの場合、一つのことが原因ではなく、さまざまな要因が重なったとき、家族関係が不安定になり、子供の虐待が引き起こされると言われています。

次に示す要因は、これがあるからといって必ずしも虐待を引き起こすということ

ではありませんが、虐待発生の可能性を高める要因とされています。育児不安、親自身の虐待された経験、病気や精神的に不安定な状態、不安定な夫婦関係、経済的不安、地域からの孤立などです。これらは、現代社会が抱える問題でもあります。核家族が増え、地域のつながりが希薄となっています。都市化が進めば進むほど地域のコミュニティ意識も希薄になっていきます。また、経済状況も悪く、自分たちの生活をするだけで精いっぱいになっています。

あわら市では、深刻な児童虐待の報告がないようですが、児童虐待は早期発見がとて重要で、児童虐待は、子供の心と身体に深い傷を残し、健やかな成長や人間形成に重大な影響を与えるばかりか、次の世代に引き継がれ、将来、さらに深刻な社会問題へと拡大する恐れを含んでいます。

このような児童虐待を根本から絶ち、時代を担う子供たちが安心して健やかに成長できる社会を構築するために、関係機関等と連携した積極的な取り組みが大切です。

そこで、市長にお伺いします。

現在、福井県では、国からの指導もあり福井県要保護児童対策協議会を設置し、各市町と連携して研修会を開催し、児童虐待の防止、早期発見に取り組んでいるようですが、市では、児童虐待が発見された場合にどのように対応しているのでしょうか。福井県のホームページから児童虐待防止リーフレットを拝見いたしました。そこには、児童虐待を減らすには、地域ぐるみの子育て支援が必要であるとありました。親の身体的負担を減らすには、どここの施設で一時的に預かることができますよとか、親の精神的な負担を減らすには、こういう施設がありますよということが書かれています。これらは非常に重要なことであると思いますが、児童虐待をするような精神状態になった場合には、そういう施設には到底行かないでし、預けることもしないと思います。私は、これからの対応を決して批判しているのではなく、受動的過ぎるような感じました。もっと積極的に県、市が行動できるようにできないかと思えます。

私は、例えば育児教室や幼児健診に参加しなかったり、受診させなかったりすることが続くようであれば、それは幼児虐待の可能性も高いのではないかと思います。そういった家庭へは通知だけの催促でなく、実際に家庭へ訪問することも大切なことであると思います。現代社会では、そういった訪問も難しくなっていますが、あわら市では、どのように対応していますか、お伺いします。

また、アメリカでは、州によっては違いますが、子供を車の中に残したまま親や責任者が車から離れるのを違法としているところもあります。あわら市でも独自の児童虐待防止につながるような条例や子育てに関する条例ができないでしょうか。それは、ひいては市長公約でもある「若者が住み、生み、育てたくなるまちづくり」にもつながるのではないのでしょうか。

市全体で子供たちを育てる環境ができれば、それは現在、日本が抱える多くの社会問題の解決にもつながっていくのではないのでしょうか。

親が安心して働ける環境、子供たちが安心して生活できる環境、それらは今すぐ解決できないかもしれませんが、今すぐやらなくてはいけない問題でもあると私は思います。将来のあわら市のために市長の考えをお聞かせください。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) お答えいたします。

まず、児童虐待を発見した場合の市の対応については、厚生労働省の指針をもとに福井県児童相談所が作成したマニュアルに沿って対応いたしております。虐待の通告があった場合には、速やかに職員等の目視による児童の安全確認を行うとともに、緊急受理会議で方向性を決定し、通告者、当事者のほか保育所、学校、児童委員、病院などの関係機関に対して調査を行い、必要な情報を収集いたします。

その後、虐待の重症度を初期判定し、重度と判断したものは、速やかに県児童相談所と協議して総合判定を行います。また中度・軽度については、速やかに市要保護児童対策地域協議会実務者会議を開催して、今後の援助方法を決定し、常に関係者による見守りを行いながらケースの進行経過を観察して参ります。

ただし、通告の時点で明らかに一時保護など緊急を要すると判断されるものについては、県児童相談所へ連絡、送致いたしますし、児童がけがをしている場合には治療を最優先いたします。

なお、あわら市においては、虐待に関する相談件数は比較的に少なく、昨年度2件、今年度は3件で重度の深刻化したケースもないことから、関係者一同安堵しているところであります。

次に、2点目の幼児健診等の未受診についての対応ですが、1回目未受診の方には、再度郵送による勧奨を行っておりますが、これも受診されなかった場合には、電話により直接保護者から子供の状況を聞き取りし、保健師、栄養士等が自宅に訪問して子供の身体の発達や食事等についての確認や相談を受けております。

また、保育所、幼稚園に通っている子供については、各保育所、幼稚園に出向いて担当保育士とともに相談するなどしております。

さらに、自宅や保育所等で面談できない子供については、予防接種に来られたときに面談等を行い、すべての子供に対して虐待の早期発見に努めております。

また、市独自の児童虐待防止等の条例の制定については、全国的にも制定しているところが少ないこととあわせ、児童虐待防止法の中で市町村の責務や対応について詳細に規定されておりますので、現段階では、あえて独自に制定する必要はないものと考えております。

最後に、親が安心して働ける環境と子供たちが安心して生活できる環境づくりについてであります。今年度から私が進めているH E E C E構想事業で、子供医療費助成の中学3年生までの拡充や第3子以降の保育料の無料化は、親の経済的負担を軽減することにより子育て支援の一翼を担っていると自負いたしております。将来的には、現在、国が進めている子供・子育て新システムの内容を見きわめながら

H E E C E 構想事業の充実を図るとともに、地域社会で子育てを応援する体制づくりを構築して参りたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 5番、三上 薫君。

5番(三上 薫君) 再質問をお願いいたします。幾つか再質問をお願いいたします。

児童虐待で表面化する深刻なケースは、まさに氷山の一角に過ぎません。それらを把握し、事前に児童虐待を防止することも大切だと思います。そのためには、最も身近な地域や連携を講じるなどの民間機関の連携で防ぐことができることもあると思います。専門機関の強化にとどまらず、こうした社会の潜在能力を育て、支援していくシステム構築をすることは虐待防止には必要なことと思いますが、地域との連携について何か対策はとっているのでしょうか。

次に、子どもに対する施策の管轄は、妊娠から出産は「母子保健」、保育所は「児童福祉」、幼稚園や小中学校は「教育委員会」となり、問題行動に対処する場合は「児童相談所」などと窓口が分散しています。子どもへの目配りがとぎれてしまうことがあるのではないのでしょうか。

テレビなどの報道を見ていると、連絡をしていたとか、訪問していたとか言っている家庭で死に至る虐待が発生しています。

子どもを見守っていくには相応の共通認識や情報の共有が必要だと思いますがどのように考えますか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 市民福祉部長、辻 邦雄君。

市民福祉部長(辻 邦雄君) ただいまのご質問にお答えをいたします。

2点ほどあったかなと思いますが、まず地域との連携でございますが、虐待防止のためには地域との連携は不可欠でございます。そこで、市としましては民生委員、それから、主任児童委員、そして愛護センターなどの皆さんと常に連携を図っているところでございます。

しかしながら、今日の地域社会が希薄化していく中で非常に難しい場面もあります。理想を言うならば、市民お一人お一人が温かい目で子供たちを見守るような地域づくり、それが理想だと思っておりますので、今後ともこういった関係者の皆様とそういった地域づくりを目指して取り組んで参りたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思いますというふうに思います。

それから、2点目は、関係機関との情報の共有についてでございますが、市としましては、小学校の担当職員、それから、ソーシャルワーカー、それから、県の児童相談所の職員、それから、市の母子保健担当の職員とで定例的に毎月1回情報の共有化を図るための定例会議を開催をいたしております。今後とも、そういった個人情報にも十分に配慮をしながら関係機関の情報の共有化というものを取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 5番、三上 薫君。

5番(三上 薫君) 更なるご尽力をお願いしたいと思います。子供はよく宝だと言われます。急速な少子化が進む現代では、なおさらです。あわら市が全国に誇れる子育てのしやすい環境になるよう、我々も一緒に努力したいと思っております。よろしくをお願いいたします。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

議長(丸谷浩二君) 暫時休憩します。再開は11時5分。

(午前10時55分)

議長(丸谷浩二君) 引き続き会議を開きます。

(午前11時08分)

八木秀雄君

議長(丸谷浩二君) 続きまして、通告順に従い、6番、八木秀雄君の一般質問を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 6番、八木秀雄君。

6番(八木秀雄君) 通告に従い、6番、八木秀雄、一般質問させていただきます。

2点、まず市営住宅の管理状況について、それから越前・加賀みずといで湯の文化連邦事業について一般質問をさせていただきます。

まず、市営住宅の管理状況について、市営住宅は所得が低く、住宅に困っておられる方々のために国と市が協力して建設する低家賃住宅で、健康で文化的な生活を営むために整備されています。また、民間借家等は性格が異なり、公営住宅法、あわら市市営住宅管理条例などにより入居者資格には、さまざまな制限や義務が定められております。このことを前提において、あわら市の管理状況について質問させていただきます。

まず、第1点、団地名とその構造、管理戸数、入居者戸数、その他の契約戸数、建設年度等をお伺いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 土木部長、木下勇二君。

土木部長(木下勇二君) ただいまの八木議員のご質問にお答えします。

市営住宅の管理状況について、建設年度の古い順に申し上げたいと思います。

まず、新団地は、昭和29年建築の木造平屋建てで、管理戸数1戸、入居戸数1戸、入居者数お1人でございます。

二面元村団地は、昭和30年建築の簡易耐火構造2階建てで、管理戸数4戸、入居戸数1戸、空き家戸数3戸、入居者数2名となっております。

二面温泉団地は、昭和31年建築の木造平屋建てで、管理戸数26戸、入居戸数13戸、空き家戸数13戸、入居者数20人となっております。

稲越団地は、昭和38年から42年に建築した木造平屋建てで、管理戸数76戸、入庫戸数40戸、空き家戸数16戸、入居者数97人となっております。

国影団地は、昭和41年から42年に建築した木造平屋建てで、管理戸数16戸、入居戸数11戸、空き家戸数5戸、入居者数14人となっております。

馬場団地は、昭和45年から46年に建築した簡易耐火構造平屋建てで、管理戸数40戸、入居戸数35戸、空き家戸数5戸、入居者数48人となっております。

次に、稲越第二団地は、昭和47年建築の簡易耐火構造平屋建てで、管理戸数10戸、入居戸数7戸、空き家戸数3戸、入居者数8人となっております。

馬場第二団地は、昭和48年建築の第1棟と、昭和58年建築の第2棟ともに中層耐火構造4階建てで、管理戸数40戸、入居戸数38戸、空き家戸数2個、入居者数91人となっております。

田中々団地は、昭和49年から53年に建築した簡易耐火構造2階建てで、管理戸数48戸、入居戸数45戸、空き家戸数3戸、入居者数97人となっております。

稲越鉄筋団地は、昭和52年建築の中層耐火構造4階建てで、管理戸数24戸、入居戸数23戸、空き家戸数1戸、入居者数42人となっております。

旭団地は、昭和54年建築の第1棟と昭和55年建築の第2棟ともに中層耐火構造4階建てで、管理戸数48戸、入居戸数45戸、空き家戸数3戸、入居者数92人となっております。

最後に、北金津団地は、昭和61年建築の中層耐火構造4階建てで、管理戸数24戸、入居戸数22戸、空き家戸数2戸、入居者数63人となっております。

以上、全体で12団地、管理戸数357戸、入居戸数は301戸でございます。また空き家戸数につきましては56戸、入居者数につきましては575人となっております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 6番、八木秀雄君。

6番(八木秀雄君) それでは、再質問をさせていただきます。

12カ所の所在する団地で耐震工事が進んでいる団地名と、これから予定する団地名をお伺いします。

次に、空き家が56戸数あるにもかかわらず、入居ができないのは何か政策的な実情があるか、お伺いいたします。

それから、総数12団地、管理戸数は357戸、うち入居者戸数301、(入居者数は575名)です。そのうち取り壊し団地7団地で管理戸数は173戸数です。全体の48.5%であります。福井県内の市町村の中で50%近く取り壊しを内定しているあわら市市営住宅の現状は大変驚きのことと思います。どうしてこのような事態になったか、その経緯をお伺いします。

坂井市三国町の住宅状況を調べますと、一番古いものは、たった4号棟で、昭和54年で鉄筋コンクリートの建物です。坂井市全体の戸数は682戸数で木造平屋は62戸数です。全体の9.4%であります。建物の構造を比較してもあわら市は坂

井市よりもはるかに整備が遅れていると思います。今後、市営住宅への取り組み方、新しい団地の建設を予定するか、お伺いをいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 土木部長、木下勇二君。

土木部長(木下勇二君) ただいまのご質問にお答えします。

まず、耐震工事の実施状況でございますが、本年度末までに馬場第二団地の第1棟、稲越鉄筋団地及び旭団地の第1棟は、既に工事を完了しております。引き続き旭団地の第2棟は、本年度事業としまして現在工事施工中でございます。

なお、馬場第二団地の第2棟と北金津団地につきましては、昭和56年度の新耐震基準に基づき建築されております。今後の予定といたしましては、平成24年度以降に簡易耐火構造2階建ての田中々団地の耐震改修工事を予定しております。

次に、空き家への入居についてでございますが、住宅の耐用年数をかなり経過しており、本来取り壊すべきものでございますが、住宅の形態が長屋形式になっております。その棟の入居者がすべて退去しないと取り壊さないため、政策的に空き家としているものでございます。

次に、取り壊し予定の団地の割合が大きいとのご指摘でございますが、市営住宅の多くが耐用年数をかなり経過した木造住宅であります。改修は極めて困難な状況であるため、これに該当する住宅を取り壊す予定としております。

最後のご質問の今後の市営住宅の取り組みについてでございますが、本年度市営住宅の長寿命化計画を策定し、耐震基準に適合した住宅の役割やあり方を考慮した上で今後の活用方針を定め、適切な維持管理を実施することにより公営住宅の長寿命化を図って参りたいと存じます。従いまして、新しい団地の建設につきましては、当面考えておりませんので、ご理解賜りますよう、よろしく申し上げます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 6番、八木秀雄君。

6番(八木秀雄君) 今、木下部長の方からご答弁がありました。私はなぜこの市営住宅についてご質問したかと言いますと、旧芦原町ですね、旧芦原町というのは芦原大火がございまして、そして、災害団地ということで旧芦原町の中にたくさんの木造平屋建ての長屋を建てたという経緯がございますね。これも昭和31年、そして、旧金津町でも昭和の30年代に平屋建ても建てているとお聞きしています。この一般質問するときに、旧三国町と比較をしたわけなんですけど、その昭和30年代は、三国町にもやはり平屋建ての住宅はたくさんあったと思います。しかし、旧三国町を見ますと平成の初め頃から、やはり鉄筋コンクリートの団地がたくさん建っていると。ほかの鯖江市でも福井市でも越前市でも、その鉄筋コンクリートの団地が建っているんですけど、なぜそのあわら市だけが、木造の団地が非常に多いということで、非常にそれで疑問を持ったわけでございます。やはり私が一番最初に言いましたように、やはり住宅に入れる人はやっぱり快適な住宅でやっぱり住んでいただくということがやはり基本でございますけど、ここ本当に35年から50年の間、

この木造住宅でね、市民の方が我慢をしていたということは、私は非常に残念でなりません。

この資料一つ私はとりましたけど、この人口に対する市営住宅の供給率ということで、これは管理戸数、あわら市と坂井市をちょっと比較したんですけど、あわら市は人口が3万728人、坂井市が9万4,655人ということで、現在ですけど、住宅戸数は、あわら市の方は357、坂井市の方は681で、住宅供給率は、あわら市の方は1.16%、坂井市の場合は0.72%と、こういう具合に私が調べた結果になります。これが将来、これが取り壊すということになりまして、将来の計画管理戸数はあわら市では人口が3万728人、そして、住宅戸数が184、住宅供給率が0.60%に下がるわけですね。そして、坂井市の場合は省きますけど、住宅供給率が0.50%と、このような数字が出ているわけですね。1.16%からあわら市の場合は0.60%に減少すると。坂井市の場合は0.72%の住宅供給率が0.50%と、本当にあわら市の場合は0.616%、坂井市の場合は0.22%と、このような数字が出ているわけですね。人口割にしては、住宅数は坂井市よりも良いですけど、やはり今までの戸数よりも大幅に減ってしまうと、これは木造平屋建てを取り壊すという一つのあわら市の政策事情があってということになっておりますね。ですから、私が言いたいのは、やはり今まで35年、40年間、50年間、やはり平屋の住宅、耐震もしてきてない住宅に、本当に市民の方が長く住まれてたということで、やはりこれは今、ご答弁の中にありましたけどね、財政的な問題とか、そういうものがあって、今は考えていないというぐらいのご答弁がありましたけどね、やはりこれは市長、早急に財政というものをしっかりと見ていただきまして、市民が快適にやっぱり住んでいただく住宅を是非私は作っていただきたいと思しますので、市長のお考えを是非お願いをいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) ご指摘のご趣旨はよく理解できますけれども、先ほど部長が答弁いたしましたように、あわら市としては、当面市営の住宅の新築というのは、実は考えておりません。先ほど、まさに議員がお示しされた数値を見ましても、坂井市と比べても今後、現在ははるかにいいですし、将来的な数字を見ましても坂井市よりはまだいいというような数ということでありますので、このような方針で向かいたいなというふうに思っております。

これちょっと誤解といいますか、この点は明確に述べておいた方がいいのかなという気がするんですけども、非常に長い間木造住宅を使ってきているというお話がありましたが、本来、市営住宅というのは、長く住むことを前提とした制度ではありませんので、その辺もひとつご理解いただきたいなというふうに思います。先ほどの部長答弁のように進ませてもらいたいというふうに思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 6番、八木秀雄君。

6番（八木秀雄君） それでは、二つ目の質問にさせていただきます。

越前・加賀みずといで湯の文化事業について、これは平成5年に作成された文化事業のプランの基本について質問させていただきます。

石川県加賀市、山中町、福井県三国町、丸岡町、金津町、芦原町の1市5町で現在は加賀市、坂井市、あわら市です。平成5年3月に広域共同プロジェクト推進プランを立ち上げ、中身は、対象地域プロジェクト及びプロジェクトを構成する主な事業の概要です。

プランは、対象地域設定の考え方は、石川、福井の県境を温泉宿泊機能を含む我が国有数の観光レクリエーションの地であり、従来型の観光が主体であるため、将来に向けて今後のニーズに対応しながら共通の地域資源、自然資源を有効に活用し、新たな地域づくりが必要であるという共通の課題を有しています。そのため、広域的かつ共同でプロジェクトを実施、支援していく適地であると考え、南加賀地域と領北北部の1市5町を対象地域に設定すると書いてあります。

また、対象地域の現状と課題は次のように書いてあります。一部地域で入り込みの伸び悩み、観光資源は再来性に乏しい、特定の時期、季節のみに集中する事業も生じ、広域圏としてのネットワーク形成が遅れていることもあり、観光資源層、あるいは観光資源と宿泊、休憩機能の連携など、地域支援が全体として活用されないため、回遊性が乏しいなど、今後ニーズに対し新たな整備が必要であると課題が明記してあります。

基本理念には、これまでの観光という概念から交流をキーワードとした新しい地域づくり、地域のイメージ、設定の本地域を特色づける資源として海、湖、川、温泉があり、これを文化背景となっております。

以上のように越前・加賀みずといで湯の文化伝統プランが立案されております。それでは質問をさせていただきます。

越前・加賀みずといで湯の文化連邦の平成21年度の事業報告の中で、加賀市、坂井市、あわら市で10の事業を行っておりますが、例えば観光資源戦略化事業、いいもん探してぶらぶら散歩の開催では、当あわら市では2日間で参加人数が10名で3市合同では2日間で43名の事業報告をされています。

また、平成21年度収入収支決算報告によりますと、加賀市、坂井市、あわら市の合計負担金は317万3,000円です。そのうちあわら市の負担は、70万9,000円でございます。

収支項目を調べますと、事業出資合計は約211万6,000円で、約105万5,000円は使われておりません。毎年21年と同様の事業内容の収入収支の内容であれば、15年は全く進展せず努力も見られないと思います。この文化連邦の事業を、今、事業の参加人数、そして、あわら市が負担する金額、そして、その結果的に100万近くの事業内容が繰り越ししてしまうと、このような、どう言うんですか、私は15年前に立案されたものが、本当に15年間どのように隣接の加賀市とこの芦原温泉の観光振興のためにという前提において、本当にこの15年間、努力

していなかったのではないかと、このように思います。

そこで、どうしてこのような経営になってしまったか、是非お答えをしていただきたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) 八木議員のご質問にお答えいたします。

ご案内のとおり、越前・加賀みずといで湯の文化連邦推進協議会は、あわら市、坂井市及び石川県加賀市の3市で構成する広域連携体であります。平成5年の設立当初は、あわら町、金津町など五つの町と加賀市の1市5町で構成しておりましたが、さきの合併を経て、平成18年からは、これまで未加入だった坂井市春江町と坂井町のエリアも加えた現在の姿となっております。

ご紹介いただきましたように、協議会では、圏域内に共通する温泉と水資源を背景に、観光やスポーツ、歴史文化など六つの部会と幹事会に分かれ、例えばホームページの開設や観光パンフレットの作成、広報紙の発行、シンポジウム、スポーツ交流会、観光物産展などの開催、バスツアーの企画といった多彩な連携事業を行って参りました。

今ほどは、これらの事業への参加の状況や平成5年に策定したプランの進捗状況などから、この協議会について事業の意義や必要性が低いのではないかとのご意見をいただいたところでもあります。例として挙げられたいいもん探してぶらぶら散歩は、圏域内の特定のエリアを散歩気分で歩きながら、観光資源や隠れスポットなどを訪ね、認識を深めることを目的とした企画ですが、確かに昨年のあわら市コースは合計20人の募集に対して参加者が10人とどまっております。

これは、内容がそば打ちや工芸などの体験を主にしていたこと、参加負担金が5,000円と少々高かったことなどが原因と思われることから、今後、企画を検討する際には留意したいと考えております。

また、17年前の平成5年3月に策定したみずといで湯の文化連邦推進プランについては、特にハードの部分においてプランどおりに進捗していないというのが現状であります。これは、財政的な理由によるところが大きいと思われませんが、構成自治体が1市5町から3市に収れんされるなど、社会情勢が大きく変化したことなども理由の一つに挙げられると思います。

協議会では、毎年1回、3市の市長が顔を合わせて意見交換を行っておりますが、今年7月に開催した意見交換会では、こうした現状を踏まえた今後の協議会のあり方というの議論の俎上に上げられ、継続して検討して行こうということで3市町の意見が整ったところです。

こうした中、去る9月1日、西川知事及び谷本石川県知事の発案で、福井・石川県境サミットが開催され、福井県と石川県の県境を接する7市1町の区域をエリアとする広域観光推進協議会が設立されたことはご案内のとおりであります。

みずといで湯の文化連邦に大野市、勝山市、永平寺町、そして小松市、白山市が

加わったもので、これから特に広域的な観光を核に事業を進めていくことを目的としております。

広域観光を考えると、エリア内に有する観光資源が多ければ多いほど、それはそのエリアにとって非常な強みとなります。新しく設立された協議会は、まさにこうした観光資源に恵まれた非常に強力な枠組みであると考えます。みずといで湯の文化連邦推進協議会についても、この新しい協議会に移行するという考え方もあると思います。ただ、みずといで湯の文化連邦推進協議会では、これまで広域的な観光振興にも取り組んで参りましたが、これ以外にもスポーツや歴史、文化を通じた交流などにも取り組むとともに、情報を共有してきたという実績がございます。こうしたことから、みずといで湯の文化連邦推進協議会の今後のあり方については、軽々に結論を出すのではなく、坂井市長、加賀市長と相談しながら、また議会の皆さんにもお諮りしながら決めて参りたいと考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 6番、八木秀雄君。

6番(八木秀雄君) 今、市長の方から今後のことについてご説明を受けました。本当に15年前にこの越前・加賀みずといで湯の文化連邦、これの私、政策課で本をいただきまして、読ませていただきましたけど、本当に今のこの福井県の観光振興の実情というんですかね、全く15年前に、もう既に将来はこういう具合になることがわかっていたと、そういうすばらしい僕はプランだと私はそのように見ているわけですね。

私、何を言いたいかと言いますと、やはり今までは、その坂井市と加賀市とあわら市がね、本当に15年間きちんと積み重ねて右肩上がりですね、いろんなイベントをしても、何というんですかね、人が増えていく、そして、100万近くのお金が繰り越ししないで来年度に回すと、こんなみっともないと言ったらおかしいですけど、これはもう歴然たるして事業をしてないと、15年間何もやってなかったという具合に僕は言ってもやぶさかではないかと、このように思います。ですから、市長言われたとおりに、やはり今度は広域的に五つの市が、市長さんが増えますので、本当にこれはもうあわら市のために、あわら市の観光、それに14団体、何団体の賛同者が加盟してバックアップするということもこの新聞にも書いてあります。是非このあわらを、農業も観光も工業もすべてがこれにリンクして、やはりお互いの市がしっかりと相互に協力しながら、これを是非推進していただきたいと思います。質問を終わります。

笹原幸信君

議長(丸谷浩二君) 続きまして、通告順に従い、7番、笹原幸信君の一般質問を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 7番、笹原幸信君。

7番（笹原幸信君） 7番、笹原、一般質問を行います。

今回の質問は、義務教育の2学期制、それと市の職員採用についての質問を通告してございます。

まず、1問目ですが、本市における義務教育の2学期制移行についてを質問をいたします。

本年4月に芦原、金津両中学校において2学期制がスタートしました。2学期制は、学校を変え、授業を変え、子供たちを変える取り組みとのことで、2学期制の実施を通じて豊かな人間性の育成、特色ある学校・学級づくり、学力の向上、開かれた学校の実現等により新しい時代を担う生徒を育てるとされています。

この2学期制は、平成14年度に仙台市が全国に先駆けて全小中学校に導入したとのことです。

2学期制とは、参考資料によれば1年間の教育及び学校行事を3学期に分けずに、前期と後期に分けるもので、10月中旬が境目とし、本年は10月10日のあたりで区切りされるということでございます。

この時期に5日程度の秋休みを設け、長期休暇は、夏、秋、冬、春休みの年4回になるとのことです。県内においては福井、敦賀の2市が小中学校完全実施をされており、本年は、当市の2中学校が試行という形でこの制度に移行しておりますが、その他の市町では今のところ実施されておらず、県内では少数派であります。いかなる理由で2学期制を導入することになったのかの説明を求めます。

教育委員会主導のもと2学期制を推進しているものと思っておりますが、内容は、始業式、終業式が減る、年間5回から6回の定期テストが4回程度に減る。長期の休みの前日まで授業ができるといったことによって、授業時間増が見込めるといったところ、また、指導の充実と基礎、基本の定着が進み、落ち着いた学習ができるということでありました。また、通知表渡しは3回から2回に減るため、先生方の学期末の事務処理が軽減されると、そういうメリットであると推察をされます。

また、来春から学習指導要領の完全実施により小学校では算数と理科の教科書でページ数が30%アップすると言われており、授業時間の不足が考えられます。

次に、デメリットとしては、1回の試験の範囲が広がる。そのために子供への負担が増大するといった弊害が出るのではないかと危惧が考えられますが、どう考えますか。

通知表が年2回となるということで、きめ細やかな評価が困難になり、同時に子供の成績が把握できないといった保護者の不安が出てくると同時に、保護者と教師の対話が少なくなることが危惧されていますが、どのように対処されるのかをお伺いします。定期考査の回数、評価の機会が減ることによる児童生徒の勉強に対する意識低下を招かないかどうかもお気になるところですが、いかがでしょうか。

1学期の途中で夏休みが入り、授業が長期中断し、2学期も秋休みが終わったあとに始まり、また、冬休みで長期中断する。そういうことで子供の生活リズムが狂うとともに、学習の連続性に問題はないのかをお伺いします。

お隣の坂井市においては、導入をしないと聞いておりますが、本市が先行しても坂井地域での学校行事など連携がとれないと思うが、いかがでしょうか。また、勝山市には3中学校ありますが、そのうちの1中学が2学期制を実施していましたが、不都合により3学期制に戻ったと聞いております。戻ったには何か重大なわけがあるはずですので、その理由をわかる範囲内でご提示ください。

最後に、この2学期制は、本市の義務教育の根幹にかかわる事柄にもかかわらず、地域学校協議会、保護者、PTA関係者が全然知らない、私が聞き取りをした中でそういうお答えをいただいております。現時点でも市民の中には知らない方が多いのではないかと思います。教育委員会としては、この2学期制を簡単に考えているのではないかと、そういう思いもしております。そのことに対してどのように思われるのかをお伺いをいたします。

以上で、最初の第1問、質問を終わります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 教育長、寺井靖高君。

教育長(寺井靖高君) 笹原議員のご質問にお答えいたします。

まず、2学期制導入の理由については、昨年、新型インフルエンザが猛威を振るい、冬季休業中や7時間目に授業を行うなど、授業時数の確保に非常に苦労した経緯がございました。また、平成24年度には、中学校新学習指導要領の完全実施となり、よりきめ細かな指導や基礎・基本の定着、連続性のある学習が求められております。このようなことから、授業時数の確保を目的に2学期制を試行的に導入いたしました。

次に、定期考査の回数が少なくなり、試験範囲が広く、生徒の負担が大きくなるというご心配ですが、確かに定期考査の範囲が広がることは否めません。しかし、学校では、各教科において単元の終わりに小テストを実施し、基礎的な知識をしっかりと習得させるよう努めております。単に定期考査による学習達成度評価だけではなく、生徒一人一人に対する日々の評価や単元ごとの評価が可能になり、きめ細やかな学習指導が充実し、結果的には、学力向上につながるものと考えております。

次に、評価の機会減少や保護者との対話が減るのではないかと。さらには生徒の意欲低下を招かないかのご質問ですが、保護者会は従来の3学期制と同じ7月と12月に実施されます。保護者会では、生活習慣通知表や学習評価補助簿及び単元小テストをとじ込んだファイルをもとに生活状況及び学習状況の中間評価を提示しながらの面談となります。

さらに前期と後期の終わりには、中間評価をさらに積み上げた学期末評価の通知表を作成することになっており、生活や学習の振り返りが可能で、より充実した評価が提供できるものと考えております。

また、生徒の意欲低下については、先ほども申し上げたとおり単元小テストにより生徒一人一人に対する日々の評価を行い、きめ細やかな学習指導を進めておりますので、意欲低下にはつながらないものと考えております。

次に、学期の途中で長期休業があり、生活リズムや学習の連続性に問題があるのではとのご指摘でございますが、3学期制の場合は、夏季休暇前あるいは冬季休業前に期末考査があり、この試験が終了すると行事等も重なることから学習意欲が途切れ、連続性の維持が困難であったのが現状であります。議員は学習の連続性を心配しておられますが、2学期制の導入により一層学習の連続性を保つことができると判断しております。また、この連続性の確保が2学期制導入のねらいの一つでもあります。

次に、坂井市との学校行事の連携についてお尋ねですが、各種事業や行事等の開催時期については、年度当初の計画段階において検討が行われます。お互いの連携のもとに各種事業が進められておりますので、現在のところ支障は出ておりません。

また、勝山市の状況については、市内3中学校のうち1校が平成14年から昨年までの8年間単独で2学期制を実施していたとのことであり、同一市内の中学校で1校だけでの取り組みということで、本年度から見直しを行ったとうかがっております。

最後に、2学期制の取り組みの周知、説明が不足しているとのこと指摘でございますが、昨年度から各学校でリーフレットを作成し、保護者や地域学校協議会等でご説明を行った上で現在、試行的な取り組みを行っているところであります。

いずれにいたしても2学期制は、学校を変え、授業を変え、子供たちを変える取り組みであります。今後は、十分な分析と評価を行った上で、本格的導入について検討して参りたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 7番、笹原幸信君。

7番(笹原幸信君) 答弁をいただきました。今、答弁をいただいた中で、お聞きしますと、割といいことばかりというか、そういう答弁であったと思います。

まず、お聞きしたいのは、2学期制になって大体どれぐらいの時間が浮いてきて、それを授業に回せるのか。それと、先ほどの答弁でお聞きしていたんですが、2学期制になれば先生方の事務処理量が減るのかなと、そういうふうに思っていたんですが、当分聞きますと生活習慣通知表とか補助簿ですね、それから単元のテストをすると、そういうふうな回答ありました。逆に先生方が忙しくなるんじゃないのかなと、そういう気もいたします。そういう点について答弁お願いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 教育長、寺井靖高君。

教育長(寺井靖高君) まず、2学期制にすることでどれぐらいの授業時間数が浮いてくるのかということですが、今、大体見込まれておりますのは30時間程度の余裕が出てくるものと想定されております。学校では、授業時間数が少なくなりますと、合唱大会や写生大会、球技大会などの行事が、まず先に削られていくというようなことですので、子供たちには、この時間を利用して学力と同時にクラスで協力し、なし遂げる力や校外活動などで普通の授業では経験できないことなど、

生きる力をも身につけてほしいと考えているところでございます。

次に、2学期制になると先生の事務処理が減るんじゃなく逆に増えるんじゃないかということでございますが、確かにご指摘のとおり期末テストの評価は1回減ることとなりますが、単元ごとの小テスト、それらをまた日々積み上げる。また、夏休み前、冬休みに連絡簿、中間評価を2回行うこととなりますので、言いかえれば2学期制は合計4回的评价をしているようなこととなりますので、教員の事務量は、減少することにはつながっておりません。2学期制は子供たちを変えるばかりでなく、教員の意識も変えていただくこととなります。

以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 7番、笹原幸信君。

7番(笹原幸信君) 2学期制にすることで30時間ほど時間が浮いてくると、そういうふうに回答いただきました。これは、中学校でのことなんでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 教育長、寺井靖高君。

教育長(寺井靖高君) そのとおりでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 7番、笹原幸信君。

7番(笹原幸信君) はい、わかりました。小学校でちょっと、まだ小学校はそういう2学期制には取り組んでないんですが、小学校におきましては、始業式それから終業式についても、2学期制になって回数は減りますけれども、通常3学期制でも15分か20分くらいしか式してないんで、あとは授業をしていますから、そういうふうに30時間とかそういう時間は浮いてこないでしょうという先生のお話がありましたので、聞きました。

それから、先生の負担が増えるということ、これについてですね、現状も先生が少なくなってきて部活なんかでも非常に中学校、苦勞しています。その中において、ますます先生の負担が増えるということに対しては、教育委員会としてはどのような方策をとって対応するのか。お願いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 教育長、寺井靖高君。

教育長(寺井靖高君) 先生の負担が増えるということでございますが、子供たちがですね、満足する、わかる、できるということがわかることは、先生方にとっても喜びでございます。それが仕事は増えるが精神的喜びがあるという形のもの、ですが、そればっかりに頼っているわけではございませんので、先生の負担を減らす、部活動等につきましては、中体連も外部指導者の導入を認めておりますので、毎日とはいかなくても週1、2回の外部指導者導入により先生方の負担を減らすというようなことも対応させていただいております。あと学校へですね、相談員を派遣するなり、また支援員を講師で派遣するという形で授業不足を補わせていただいているところでご

ざいます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 7番、笹原幸信君。

7番(笹原幸信君) 先生方は仕事が増えることでそれが喜びであると、そういうふうに今、教育長おっしゃられました。喜びが苦しみにならないように、的確な教育行政を望みます。これにつきましては、今後、様子を見ながらまた質問をさせていただきます。今回は私の意見を申し上げたところでございます。

次にですね、3学期制と2学期制、通常ですと1学期が終わって長期の休みがあって2学期に入る。2学期が終わって長期の休みがあって3学期に入ると。つまり区切りがよく3学期制というのはされていると思うんです。先ほどの教育長が答弁されたのとは、ちょっと私は考え違いますけれども、ぴしっ、ぴしっと区切りがあってこそベターではないかなと、そういうふうに思うわけですが、それについて再度質問をいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 教育長、寺井靖高君。

教育長(寺井靖高君) 先ほどのちょっと仕事量が増えるのが喜びであるというのは、ちょっと訂正させていただきます。

仕事量が増えるが、子供たちがよりわかるようになるので、先生方としては仕事量が増えてもまだ救えるんじゃないかという意味でございますので、だれも仕事が増えるばかりで苦しみが増えることは思ってないと思いますので、訂正させていただきます。

それから、3学期制との、2学期制の連続性のお話ですね、いわゆる議員は学習の連続性については、3学期制の方がよりベターであるというふうなお考えでございますが、夏休み、冬休みの長期休業期間中、2学期制の場合はただの休みではなくですね、生活面、学習面を振り返る大切な期間となるわけでございます。また、学期の途中でございまして、前半部分で足りなかった部分をその長期期間中に補う期間、そして、期末考査を迎える。ですから、勉強が不足していた生徒たちにとっては、基礎・基本を振り返って期末テストに間に合わせる。また、十分学力のある子にとっては、より発展的な学習をする期間という形で、夏休みがまた勉強して自主的に勉強していく、また、教員がそれをサポートしてやれる期間、個々にサポートしてやれる期間というふうにお考えいただければありがたいと思います。そして、その結果、学期末の考査または通知表に反映できるという意味で連続性があるというふうに私どもは思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 7番、笹原幸信君。

7番(笹原幸信君) 初めての2学期制の試行を今、やっているところですけど、教育長が今言われたように、長期の休みの期間に生活面を振り返るとか、サポートをする大事な長期の休みであると、そういうふうにおっしゃられました。現状の休みも一

緒でしょう。それなら現状の休みはただ休んでいるだけなんですか。何かそういうふうにちょっと私聞こえたので、その点、もう少し具体的にお願いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 教育長、寺井靖高君。

教育長(寺井靖高君) 現在の中学校は、今、あわら市で4月から試行ですので、変わっておりますが、昨年までの中学校につきましては、7月初めにもう期末テスト終わってしまいますので、あと成績処理、あと通知表をいただいてよかった悪かったということでございます。その中であとは夏休みの宿題が出るわけですが、あんまりいい表現ではございませんが、宿題が出てまじめにきちっとやっても、もうその評価については、やったか、やらないかの指導だけで2学期の成績には多少加味されるとは思いますが、大きく期末考査という形に、今の現状とは違った形での評価となると思います。

夏休み中にですね、いわゆる不十分だった部分を声をかけて勉強会に来ないかというような形の学習の補充などはやっております。ただ、3年生については、夏休みの後半から学校祭等、いわゆる学力充実と2本立てで努力をしているところでございますが、それが今度は当たり前にそれをやるという形に変わるわけでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 7番、笹原幸信君。

7番(笹原幸信君) 次ですね、先ほども1回目の質問でも申し上げたんですが、勝山市では、一つの中学校が導入をしていたと。それで、先ほどの答弁で初めて知ったわけですが、8年間も試行をしていたと。8年間試行して、そうしてだめだったとの結論を出したのではないかと。確かに1校が2学期制、2校が3学期制、一つの市の中で二つの制度があるのは、なかなかややこしい制度だと思います。通常であれば8年間も2学期制を試行したならば、無理やりにも3学期制をしている中学校2校を2学期制に移行するのが普通のやり方でないかなと、そういうふうに思います。しかしながら、3学期制に戻したと。そこには何かしら欠陥があったのではないかと、そういうふうに推察されるわけです。そのことに対して教育長はどう思われますか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 教育長、寺井靖高君。

教育長(寺井靖高君) 勝山市の状況につきましては、勝山市の学校や勝山市の教育委員会が判断されたこととございますので、他市の状況について私が言及することは避けさせていただきたいと思っております。

続ける、もとに戻すというようなことがあるかと思いますが、あくまでも勝山の場合は、学校主体で試行という形ですとやってこられたということでございますので、ただ、それを昨年度、いわゆる3月末にもとに戻したというだけだという解釈しております。何か新しく事を起こす、またはもとに戻すには、大変勇気の要る

ことだと思っております。学校の責任というのは、その時その時に応じて子供たちにとってよい環境を整えることだと私は思っております。2学期制の導入の結果がですね、デメリットが大変多くなるというような判断されれば、再び3学期制に戻すことは勇気じゃなく当然のことだというふうに思っておりますので、そのようにご理解いただきたいと思えます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 7番、笹原幸信君。

7番(笹原幸信君) よくわかりました。それから、保護者会、地域学校協議会で十分に説明をしていると、そういうふうにおっしゃられました。私は、芦原中学校校下でPTAの役員さん、それから地域協議会のメンバーの方にお伺いをしました。その中で、全然聞いてないと、そういう答えが返って参りました。また、議会に対しても3月の総務文教委員会では何かしら説明をしたということでもあります。

しかしながら、委員会に3月に報告したということは、もう実施要領が決まっていますですね、もうやることを前提に委員会に報告したに過ぎないと、そういうふうに私は思っております。ましてやですよ、我々厚生経済委員会に所属している議員に対しては、何ら説明をされていない。通常の普通の問題だったら、私もそう言いません。ただ、教育の根幹にかかわる2学期制、3学期制、このことに対しては全員協議会で全員に周知をする、周知徹底するべきであると私は思います。これは声を大にして言います。なぜ説明をしなかったのか。確かに教育委員会に聞きましたら、条例改正ではございませんが、施行令の改正であると、そういうふうにいただきました。当然、全協で説明をしなければならぬと、そういうふうに思います。そのことに対しての答弁を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 教育長、寺井靖高君。

教育長(寺井靖高君) まず、保護者等に事前説明がなかったとのことですが、学校では、保護者向けのリーフレットなどを作成して説明しているというふうに聞いております。聞いていないという見解に対しては、私は大変残念に思っております。

また、市議会に対しての説明がなかったことへのご指摘でございますが、全員協議会等において十分説明をさせていただかなかったことにつきましては、大変申し訳なく思っております。この2学期制はですね、現在試行段階でございますので、歩きながら、考えながら実施していただくという学校の姿を温かく見守っていただくようお願いする次第でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 7番、笹原幸信君。

7番(笹原幸信君) 回答いただきました、もうあんまり時間がございませんので。確かに私もメリットが多ければ反対するものではございません。ですから、そのメリット、デメリットをこの2年間の試行期間においてよく研究をされて、そして、いろ

んな過程、調査過程を踏まれて結論を出していただきたい、そのように思います。よろしく願いいたします。

議長（丸谷浩二君） 笹原議員、次の質問にお移りですか。

7番（笹原幸信君） はい。

議長（丸谷浩二君） 時間の都合上、暫時休憩をさせていただきます。開会は午後1時といたします。

（午後0時13分）

議長（丸谷浩二君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時）

議長（丸谷浩二君） 引き続き、7番、笹原幸信君の一般質問を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 7番、笹原幸信君。

7番（笹原幸信君） それでは、引き続きまして2問目の質問に入ります。

市の職員採用試験についてということで質問を行います。

市の職員採用試験については、福井県町村職員統一採用候補者試験実施委員会に委託をして、他の町と同時に採用試験が実施されています。一方、他の市では、この試験制度を採用しておらず、市独自で採用試験を実施しているように聞いています。

本市の本年の当市の採用試験は、県内の町と同時に9月19日に1次試験を実施し、合格発表は10月中旬にあり、毎年ほぼ定員の倍の合格者が発表されています。そして、最終の2次試験は、10月下旬に行われ、個別面接及び作文試験が行われ、最終的に絞り込まれ、11月上旬に合格発表となります。

一方、県の一種の採用試験は、6月下旬に1次試験が実施され、7月中旬にやはり定員の倍の人数の合格者が発表され、7月下旬に3日間かけて専門科目の試験、集団討論、集団面接、個別面接を経てお盆前に最終合格者が発表されます。

また、福井市は、1次試験が7月25日、2次試験が8月30日頃で、最終合格者発表は9月中旬であります。

このように当市の採用試験と比較しますと、県は別としても当市の採用試験の実施は非常に遅いととも、2次試験の内容が乏しいと感じるわけであります。民間はといえば、優秀な人材を確保するために、早くから採用に動き、極端な場合は、大学4年生になる前に内定を出す企業もあるくらいであります。優秀な人材を確保するためには、民間企業並みとは申しませんが、採用試験の時期を早め、独自の採用試験を実施すべきと思いますが、いかがでしょうか。現在、1次試験は筆記試験が行われ、2次試験では個別面接を実施していますが、これだけでは公務員採用の専門学校で採用試験のノウハウを徹底的に学んだ専門学校生がはるかに有利となります。そのためには、県と同様にテーマを与えて集団面接、集団等を取り入れれば個人の資質、積極性、ものの見方、考え方、リーダーシップの発揮性、その他テー

マのまとめ方等が比較的採用候補者の外面ではなく、個性などもわかり、採用の参考になるのではないかとと思いますが、いかがでしょうか。また、面接官の構成はどのようになっているのかをお伺いし、1回目の質問を終わります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 総務部長、田中利幸君。

総務部長(田中利幸君) 笹原議員のご質問にお答えいたします。

優秀な人材を確保するためには、採用試験時期を早め、独自の採用試験を実施すべきではないかとのご指摘であります。まず、試験の実施方法について本市を含めた各市の状況を申し上げます。

ご承知のとおり、本市では、合併してからしばらく職員の採用を控えておりましたので、採用試験は平成19年度からの実施となっております。今年で4回を数えますが、その当初から第1次試験は町村会に委託する方法で実施しております。本市以外では、坂井市が当会への委託により実施をいたしており、ほかの7市はそれぞれ市が独自で試験を実施しているところでございます。

しかしながら、これらの市においても試験問題の作成に要する労力やその漏洩防止などの観点から、第1次試験の問題作成と採点を委託によって行っているというのが現状でございます。実質的には、本市も他市も何ら変わるところがないものであります。

本市におきましては、特に公平性をより高めるという趣旨で1次試験のすべてを第三者である町村会に委託して実施しているところであります。

次に、試験の時期についてでございますが、委託先の事情から試験実施日がある程度限定されているほか、委託をする自治体側もかけ持ち受験を防止したいとの観点から試験実施日を同じとすることが多く、県内9市の9月の試験日は、すべて19日の予定となっております。

また、大学卒を対象とした、いわゆる前期試験を実施している市の状況であります。福井市が平成20年度から、敦賀市、鯖江市、越前市が本年度から実施をいたしており、これらの試験日は、先ほど申し上げたような理由によるものと思われませんが、すべて7月25日となっております。

福井市以外につきましては、今年度分だけの実績となりますが、前期試験を実施する前と後のそれぞれの市の状況を聞きますと、受験者総数はそれほど変わらなかったとのことであります。ただ、試験が前倒しになることで1次試験の辞退者が減少する一方、国、県、民間企業等の試験結果や内定が出た後の時期になります2次試験においては、辞退者がかなり増加するというような傾向になっておまして、試験の早期化が直ちに優秀な職員の採用につながっているとまでは言い切れないようでございます。

なお、大卒の受験者や大学関係者からは、前期試験の実施は、民間企業以外の選択肢を多少なりとも増やすことから評価できるとする声もあったということをお伺いしております。

したがいまして、採用試験の実施時期の前倒しにつきましては、このようなメリット、デメリットを十分検証し、他市の実施状況を注意深く見ながら、今後、検討して参りたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

次に、2次試験に集団討論等の方法を取り入れてはどうかとのご質問にお答えいたします。

これまで、本市の2次試験は、個別面接と作文試験により実施をいたしてまいりました。受験者の資質をいかに短時間で見極めるかということが重要でございますので、本年度はこれまでの個別面接に加えまして、集団面接の手法も取り入れることとしております。また、議員ご指摘のとおり、集団討論等の手法が有用であることも十分承知をしております。今後、採用試験に取り入れて参りたいと考えております。

最後に、面接官の構成はどのようになっているのかとのご質問ですが、昨年度は事務職については市長、副市長、教育長、総務部長、公平委員会委員の5人、保育士の採用試験につきましては、市長、教育長、総務部長、保育園長2人のこれも5人としております。以上でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 7番、笹原幸信君。

7番(笹原幸信君) 今、答弁いただきましたように、確かに公平性を高めるということで町村会に委託している、そのことはよくわかります。また、今回この問題を調べるに当たって、現状の職員採用試験は、大体当市の採用試験は9月20日ごろに実施をするということで、採用条件としては高校卒業と同等となっております。高校卒と同等というのは、それで9月に実施されるというのは、高校生の就活活動解禁が9月になってからできるということで、9月に採用試験を実施しているということであります。今回、福井市は、今までも20年からですか、福井市は平成20年から、それから敦賀、鯖江、越前市は先ほどの答弁のように本年度から前期試験、つまり大学卒業者を対象とし、大学卒業と同程度の知識を有するという試験が7月25日に前倒しして行われているということでございます。

先ほど総務部長の方で、本市は他市の前期試験の実情状況を見ながら検討したいという回答でありました。それをいつ頃までに結論を出すのかということ、それからですね、私も認識不足でした。坂井市も町村に委託をしているということ、先ほどの答弁で聞きましたが、試験がですね、国が終わって、県が終わって、それから4市、福井、敦賀、鯖江、越前の4市が終わって、それからあわら市と、国、県、4段階くらいですか、国を除いて県内では三つ目ということは、非常に、どういんですか、だんだん流れてくると、確かに今、辞退率とかそういうものも関係はあるんですけども、あわら市としては早目に今の4市と同様に7月25日ぐらいの試験を実施してほしいと。そうすれば、かけ持ちの受験というのは少なくなると思うんですね。例えば福井市がだめだった、県がだめだった、福井市がだめだった、そして、あわら市ということになりますから、ですから、国がだめだった、それな

らあとの4市か5市、その中でまた試験を受ければもう少し、もう少しというよりも優秀な職員が採用できるんじゃないかと、そういうふうに思いますので、その点、回答をお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 総務部長、田中利幸君。

総務部長(田中利幸君) お答えいたします。

先ほどの答弁でも申し上げましたように、2次試験の辞退者が増加するという傾向がございます。また、本市と同様に実施の市の中には、前期試験の導入を検討はしているものの、やはりこのようなメリット、デメリット、検証し切れないといったようなことがございまして、実施に踏み切れてないというような市もございました。従いまして、今後、それらの市の動向もあわせて見守りたいというような考え方でございます。来年度からというのではなく、今しばらく時間をいただきたいと思っております。

なお、実施するとすれば、タイミングとしましては59歳で勧奨するという制度が廃止となります。24年度からの実施が適当かなという具合に今、考えているところでございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 7番、笹原幸信君。

7番(笹原幸信君) はい、わかりました。先ほど試験の面接官の構成をお伺いしたんですが、その中に市長が入っているということでございました。市政のトップの、行政のトップの市長がその任についているというのは、不都合ではないかなと、そういうふうに私は感じるわけですが、市長、いかがでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) すいません、これ反問権じゃありませんけれども、どういう意味で、その不都合なのか、具体的にちょっと教えていただけませんかでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 7番、笹原幸信君。

7番(笹原幸信君) 今、あつてはいけないといえますか、あることはないと思えますけれども、いろいろ他の県、大分県、それは教育委員会の方でしたけれども、そういうところでのいろんな採用に関するトラブルとか、そういうものを伝え聞いておりますので、できれば市長としては、中立とか、そういう立場でされた方がいいのかなと、そういう思いがありまして質問をいたしました。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) よその県ですね、そういう例もあったようですけれども、あれは何かお金が絡んでいたようなことだったと思いますけど、これはもうトップであろうが、トップでなかろうがあつてはならないことでありますし、そんなことはもう絶

対ないというふうに私は信じております。

職員の採用、非常に私は大事だと思っております。いい優秀な職員を採用できるということは、ちょっと長いスパンで見ますと、私は最大の行財政改革だと思っております。その差は、年が減れば減ることによって、その差は非常に大きくなってくるだろうというふうに思っております。従って、より優秀な職員を採用したいという思いは非常に強く思っております。受験をされる方も必死でしょうけれども、面接をする我々も非常に真剣にですね、相当疲れるぐらいの思いで実施をしております。より優秀な職員を採用するために、みんな知恵を絞って試験に臨んでいるわけでありまして。それで、今、笹原議員がご指摘になったような、そんなばかげたことは決してありませんし、あるはずもないんでありますけれども、それ以外で何か不都合な点ということがあるのであれば、またご指摘いただきたいというふうに思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 7番、笹原幸信君。

7番(笹原幸信君) 不都合といいますのは、今言われた、市長が言われたことが第一だと思います。市長は、そういうことは絶対ない、あってはいけないことなんで、そういうお答えがいただけたんであればいいのかなと思いますけれども、本県で市長が、これ総務部長わかりますかね、本県で市長がこういうふうに携わっている市というのは、どれぐらいあるんでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 総務部長、田中利幸君。

総務部長(田中利幸君) お答えします。

本市の他はですね、すね、小浜市と勝山市の2市でございます。3市の市長が面接官となっているということでございます。ただ、市の規模によってですね、市長が面接官になりたくても物理的に無理だというようなところもあるようでございまして、そういった状況でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 7番、笹原幸信君。

7番(笹原幸信君) 今、総務部長から3市ということで回答いただきました。規模的に小さい市ばかりですね。大きい市については、やってないという結果でございます。どう言ったらいいんですかね。どういうふうにして。これはこれでいいです。ですから、試験、2次試験ですから、面接が主ですね、市長。そうしますと、私も先ほど質問しましたように、面接だけで本当にその人間性が諮れるのかどうか、そういう点、市長はどういうふうな内容で、どういうふうな視点で面接をされているのかもちょっとお伺いします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) あまり具体的なことまでは申し上げられませんが、面接

が主というわけではなくて、1次試験の点数もベースに入っていたと思います。どういう視点というのは、それは評価項目を事前に5人の試験管が皆、共通に持っておりまして、そのことについてそれぞれ5人の面接官が評点を出していくというやり方をやっておりますので。私個人の基準というようなものは持っておりません。皆5人が共通に持っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 7番、笹原幸信君。

7番(笹原幸信君) 私、こういうふうに質問したのは、まずは市の採用で優秀な人材を採用してほしいという、そういう思いから質問させていただきました。

以上で質問を終わります。

牧田孝男君

議長(丸谷浩二君) 続きまして、通告順に従い、13番、牧田孝男君の一般質問を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 13番、牧田孝男君。

13番(牧田孝男君) 通告順に従い、13番、牧田、一般質問をさせていただきます。

JR芦原温泉駅というのは、福井県にとって北の玄関口であります。そういうふうに呼ばれております。そう呼ばれることは、私たちあわら市民にとって大変光栄なことであります。その玄関口にエレベーターが設置されていないということに対しては、あわら市民のみならず、近隣の市民の間でも不評があるというか、広まっているというか、そういう話を何回か聞かされました。早急に対処すべきであると思いますが、そのことに対して質問をしたいと思っております。

実は、昨年12月の議会の一般質問、そこで同僚の笹原議員がこの問題を取り上げていたが、それから今、9カ月が経過して、今現在、あの問題というのが全く同じであるかどうか、そういうことを前回の笹原氏の質問とダブるところがあると思っておりますけれども、一応お聞きしたいというふうに思っております。

橋本市長は、12月の笹原議員の質問に対する答弁の中で、現在の時点では、エレベーターの設置は困難であると。なぜ困難かということ、まず新幹線の状況がわからないということ。それから、プラットホームの内部に設置するエレベーターというのが大変高額になるということを経由として挙げ、そしてまた、それまでの間、派遣サポーターなどに頼りたいというように答弁をしていたように覚えております。

しかしながら、私は、最近、最近といっても1カ月ちょっと前なんですけれども、あわら市外ですね、具体的に言うと坂井市なんですけれども、坂井市の複数の老人の人から、こういう話を聞かされました。JRで例えば大阪へ行くのに、高架となっている芦原温泉駅の階段というのは、とても利用できない、しんどい。だから、隣の加賀温泉駅に行く、その駅を利用する。もちろん、そのことでもって余計にお

金がかかるし、あるいは余計に時間がかかるけれども、仕方ないんやと、そういうようなご意見でありました。これは、仕方がないと言っている問題ではないと思います。前回の12月の笹原議員の質問では、かしまし娘の正司歌江さんかな、あの人の話を引き合いに出して、関西の奥座敷と言われているこの芦原温泉が、その駅がエレベーターを持っていないということは、温泉への集客の問題としても大変マイナスであると、そういう観点で話していたわけですが、今のような話ということになると、これはもう福祉の問題である。老人福祉の問題である、障害者福祉の問題である。そういうことで私は、この問題をより真剣に考えなければならないというふうに思うものであります。

新幹線の状況がわからない、だから待ってくれということになると、新幹線が来るのが近い将来とは限らないわけで、そうすると、私に苦言を呈した複数の老人の方々というのは、その間、非常にしんどい、あるいは希望のない日々が続くということになってしまいます。12月の市長答弁の中で、設置費用が高額になるというのは、プラットホームの中のエレベーター、つまりプラットホームの中にエレベーターを設置するということは、これは通過するJRの車両に対しての安全保障をしなければならないということで、そういう付加的なものが多く入ってきて、高額になるであるというふうにそこで私は理解したわけでありました。

しかし、実は、私はちょっと駅へ行って調べてきたわけですが、実際にメジャーを持って調べてきたわけですが、西口の階段、今言っている表側の階段ですね、その階段口からプラットホーム、改札口までの高さ、それからプラットホーム内部のホームのレベルと改札口の高さでは、かなり差があります。もちろんその西口の階段の方が大きいということが言えるわけでありました。

エレベーターが設置されていないということによる不評の多くというのは、この表側、西口の階段の方にあるのではないかというふうに私は思っております。そういう意味で、最低この西口の方にエレベーターを設置するということは、これは早急の課題ではないかなというふうに思っております。橋本市長の考えが昨年12月議会での答弁と変わらないのか、あるいは何か変わったのか、是非お聞かせ願いたいというふうに思います。1回目の質問を終わります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) 牧田議員のご質問にお答えいたします。

JR芦原温泉駅のエレベーター設置については、議員ご指摘のとおり観光面や福祉面からも大きな課題となっており、これまでも議会と相談の上、再三にわたりJR西日本をはじめとする関係機関と協議を行って参りました。

この協議の中では、JR西日本におけるエレベーター設置基準、優先順位等を踏まえ、それに対する市の考え方を示し、強く要望を行っておりますが、同社からは費用対効果の面からも負担は考えられないとの回答を得ております。私もエレベーターの設置を望む声は聞いており、本来は西口、東口及び上下線のプラットホーム

を含めた形での設置が最も望ましいと考えておりますが、現時点では4基すべてを整備することは極めて困難な状況であります。

このような状況を踏まえ、議員ご承知のとおり本年5月末からJR芦原温泉駅において利用者の利便性の向上等が図られるよう、県の緊急雇用創出事業臨時特例基金事業を活用し、あわらスマイルサポート事業を実施しており、おかげさまで利用者の方から好評を得ているところであります。

しかしながら、北陸新幹線問題に進展が見られず、依然として不透明な中、今ほど申しあげましたあわらスマイルサポート事業で引き続き対応はして参りますが、西口だけでもエレベーターを設置できないか、平成23年度中には結論をまとめたいと考えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 13番、牧田孝男君。

13番(牧田孝男君) さっきちょっと申しあげましたが、JR芦原温泉駅へ行って、階段なんかを測ってきたんです。大体階段の高さっていうのは1段が16.5センチで、それがトータルで36段あります。36段ということは6メートルぐらいになるわけで、これは普通の住宅でいうと1階の床から3階の床まで直通で歩いていくのと同じ高さであります。大変に長い行程であるということがよくわかると思います。翻って、改札口の方からプラットホームにおいていく階段というのは、かなり少ないです。というのは、プラットホームというのは、その軌道から上がっております。この高さが1mから1.1mぐらいありましたから、プラットホームの下の方の軌道の高さっていうのが、アバウト西口の階段の上がり口のレベルになるわけで、ということは大体ホームの中での階段の高さっていうのが4.8mちょっと、これはもう人間の何というのかな、心理として非常に違う印象を与えるものであるというふうに思います。

今、市長の方からスマイルサポーターの話が出ましたが、たまたま私がそこに測りに行ったときに、2人のサポーターがおられましたので、ちょっと話をしてきました。この事業、去年からかな、始まっていて、そして乗降客とか、荷物を持った人とか、障害のある人とか、そういうのをサポートしているということではあるんですけども、基本的には、ホームの中のことで、外へ出てというのは、ゼロとは言ってませんでしたが、あまりないというふうに言っていました。これ考えてみると、ホームの中にいて、そういう人がいて、それをサポートする場合でも、どうしても今度は高架のところはおりる方でのサポートになるわけです。おりる場合というのは、上がる場合と比べるとやっぱり相対的には楽です。当然楽です。そういうことで、スマイルサポーターというのも自分のサポートする領域に限界があるというか、そういうことを言ったのではないかなというふうに思っていました。

それでですね、今もちょっと答弁にありましたけれども、そういう4カ所全部つけるのが、これは3カ所って言ったんかな、それが非常に理想的であるということを書いていました。確かにそうだと思います。しかしながら、今のような話を聞く

につけ、やっぱり優先順位みたいなものがあるべきというのは変な言い方ですけども、一番ものごいのが西口の表階段のところであるというふうに思います。

実は、これも12月議会で市長は、新幹線が来た場合の駅は、もちろん新築、そして在来線の駅も、確か新築を考えているというようなことを言っていたような気がします。間違っていたら済みません。私は思うんですけども、もし新幹線が来た場合には、当然その在来線の方っていうのは、特急がなくなり、あるいは本数がなくなるわけですから、そうすると、きちっと新築をするというよりも改修というか、そういうところで対応できるんじゃないかなというふうに思います。なぜそういうことを言うのかというと、つまり今、新幹線以前のところでエレベーターをつけてしまうと、新築するならば二重投資になってしまう、だからそれを懸念しているというような答えが12月にあったような気がするんですけども、実際、改修ということになったら二重投資にならずに、その改修後というものもイメージしながら、そういう設計に取りかかることができるのではないかなというふうに思う次第であります。

いずれにしてもですね、この新幹線の問題と在来線の問題というのを、あまりリンクすべきではないんじゃないかなと。というのは、在来線の駅っていうのは新幹線と違って日常的で非常に身近で、本来的な意味での公共性が非常に強い、そういう交通手段であって、そういうところで、今、困っている人を今の時点でサポートする、エレベーターをつけて使いやすい駅にするということは、まさに待ったなしに考えていかなければならないこと、やらなければならないことではないかというふうに強く思う次第であります。先ほど私が言いましたように、隣の市の人が加賀温泉使って大阪へ行くなんていうような状況っていうのは、やっぱり恥ずかしいことでもあります。そういうことで、私は非常に強く、最低西口の方からのエレベーターの設置というのを望むものであります。市長、答弁ありましたら何か一言。

終わります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) 今、2回目のご質問の内容につきましては、自分もちょっと賛同できないところはありますけれども、全体としてはそのとおりであろうと思います。そういうことを踏まえた上で、先ほど答弁申し上げましたように西口だけでもエレベーターの設置ができないか、23年度中には結論を得ていきたいというふうに今、思っております。

議長(丸谷浩二君) 13番、牧田孝男君。

13番(牧田孝男君) 質問終わります。どうもありがとうございました。

卯目ひろみ君

議長(丸谷浩二君) 続きまして、通告順に従い、14番、卯目ひろみ君の一般質問を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 14番、卯目ひろみ君。

14番(卯目ひろみ君) 通告順に従いまして、ただいまから質問させていただきます。
きょうは二つ質問させていただきます。

一つは健康長寿祭についてです。もう一つは湯のまち多目的広場の整備事業について、この二つについて質問させていただきます。

まず、健康長寿祭についてですが、もうすぐ敬老の日がやってきます。恒例の健康長寿祭も近づいています。今年は、我が家は班長をしております。班内の75歳以上の高齢者に対して健康長寿祭の出欠を調べてほしいとのことで、1軒ずつ回って調べてきました。祝敬老と書かれたお祝い品のティッシュペーパーを届けながら調べたわけですが、出欠を聞いた結果、私の班では7名のうち2名が出席されることになりました。施設に入っておられる1人を除いては、皆さん比較のお元気なんですけれども、欠席の理由を聞いてみますと、まずひざが痛いので長いこと座っているのがつらい。また、足が痛いから、腰が痛いから、一度も行ったことがないのでおっくう。理由はさまざまですが、我が班の出席率は約28%です。出席される方はお二人ともいつも行っているし、楽しいから、また今年も行くとおっしゃっていました。班長をしている、また別の友人に聞きますと、その班では6名中1人が出席ということでした。結果をまた持って行ったんですね。そうしましたら、ほかからのところの者も来ていて、中にはゼロというのもありました。

これいつも私、健康長寿祭に出席させていただいて気になっているところなんですけれども、昨年度のことを健康長寿課でちょっとお尋ねしてみました。そしたら、75歳以上の対象者が全体では4,455名で、うち出席者は1,216名、出席率27%で3割に至っていないんです。ちなみに金津地区ですね、2,396名のうち754名で31%です。芦原地区は2,059名のうち462名で22%の出席となっています。男女の別というのは聞いておりませんが、いつも見ている限りでは女性の方が多いように思います。男性の方は少ないように思います。これはどうでしょうか。対象が75歳以上、最高齢の方までと幅が広いですから、中には寝たきりの方がおられるなど、一概に数字だけでは語ることはできません。でも出席者が意外と少ないことが気にかかっています。あわら市にとっては高齢者に対する大きなイベントの一つです。これまでの経緯、また費用など、健康長寿祭の高齢者福祉施策ですね、とか今後の方向性などどのように考えておられるか、お聞かせください。最初の質問です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 市民福祉部長、辻 邦雄君。

市民福祉部長(辻 邦雄君) 卯目議員のご質問にお答えいたします。

健康長寿祭は、高齢者への敬愛の意をあらわすとともに長寿をお祝いする目的で毎年10月に開催いたしております。本年も10月19、20日の2日間にわたりトリムパークかなづ体育館において開催を予定しております。

開催に係る経費は、約 860 万円で、内訳は参加者への粗品、弁当、会場設営、演芸、バス送迎に係る費用となっております。

昨年は、対象者 4,455 人に対し 1,214 人の参加があり、参加率は 27.3% でした。なお、平成 19 年度は 1,266 人の参加で、参加率は 29.6% で、平成 20 年度には 1,268 人に参加をいただき、参加率は 29.1% でした。

ところで、平成 20 年度には、健康長寿祭の満足度や改善点を洗い出すため、参加者へのアンケート調査を行い、その結果、73%の方が満足と回答され、90%の方がまた参加したいと回答されておりました。

長寿祭の実施については、現行の方法がよいとされる方が 83%、各地区の公民館単位での開催を希望される方は 13% でありました。今後の健康長寿祭実施に当たっては、これらの調査をもとに実施委員会において内容をさらに検討いただくほか、参加されていない方にも意見などを参考によりよい参加したくなる健康長寿祭を目指して参りたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

また、身体上の理由により長時間畳に座ることができない方も多くおられるということから、長寿祭会場にイス席を 144 席用意するなどの対応をいたしておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 14番、卯目ひろみ君。

14番(卯目ひろみ君) いすがだんだん増えていっていると思うんですね。それだけやっぱり足が痛い、ひざが痛いという方がいらっしゃるのかなと思っております。

今、ここ 3 年くらいまでの参加人数をちょっと知りたかったので聞きたかったんですけど、お答えいただきました。これを見ると、もう大体 3 割程度の方が出られていて、頭打ちって言いますかね、そういうところもあるのかなって思うんですね。この長寿祭の目的っていうのは、やはりたくさんの方に参加していただくということが私は何よりの目的ではないかと思っております。出席された方が満足されているというのは、これはもう十分ですし、今のこの事業が私は悪いと言っているのではないんです。ただ、さっき言ったように出席率を上げるためにじゃどうすればいいのかということが問題ではないかなって思っているんですね。

ここで、提案を一つさせていただきたいと思うんですが、この事業に、もし、よりたくさんの方、もっと努力した結果、たくさんの方に参加していただけて楽しんでいただけるということがあるのでしたら、今の事業のまま続けられればいいと思っております。ただ、私はこれから先、今年とか来年とかっていうのではありませんが、これから先こういう方法を変えていくということもまた一つではないかと思って提案させていただきます。

今、あわら市では、小学校の新入生のために、お祝いに温泉入浴体験というのを取り入れていますね。これはお聞きしますと、組合を通してということをやっています。どこの旅館でということなんだと思うんですが、新聞などでも取り上げられていますし、いいことをしているね、芦原温泉ならではやねっていうふうに

市外の方たちからもうらやましがられています。そういう声をよく聞きます。それを例えばですね、高齢者の長寿祭にこういうものが、温泉を利用するということが取り入れられないかなっていうことをちょっと思いました。芦原にいるからこそ、このあわら市ならではの企画といいますか、その体験ができるのではないかなって思うんですね。例えばかセントピアですとか旅館ですとか、温泉のあるところといえればそういうところしかありませんので、そういう温泉の恵みに感謝できるようなことをする、今はトリムパークに1カ所に集めています。例えば地区ごとに温泉に入っただいて、ゆっくり半日過ごしていただくというような、そういうことができないかなっていうふうに思うんですね。1カ所に集めるのではなく、分散型でもいいのではないかなというふうに思います。もちろんこのためには乗り越えなければならぬハードルというのはたくさんあると思いますが、一つの方法としてこういうことも1回やってみれば、75歳以上のたくさんの方に参加していただけるのではないかなっていうことを思いました。

そして、もう一つ提案なのですが、例えばこれから5年先、今70歳前後の方があと5年たって75歳になります。そうしますと、そんな時に、その方たちが今のこういうやり方に対してどういうふう感じていらっしゃるかっていう、そういう意識調査といいますか、そういうことも今のうちから取り入れていくというのも一つの方法ではないかなと思っています。やはり先を読む目といいますか、そういうこともこれからは必要になってくるのではないかなと思っていますが、そういうアンケート調査を行うとか、そういうことに対するお考えはいかがでしょうか、お聞きします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 市民福祉部長、辻 邦雄君。

市民福祉部長(辻 邦雄君) お答えします。

ただいまのまず旅館施設を使っただけの健康長寿祭のあり方ということでございますが、これを実施するとなりますと、今議員ご指摘のとおり分散されると思いますし、それから受け入れる側の体制といいますか、その辺など幾つかの課題をクリアする必要はあるかなというふうに思っております。現段階では、今の形でいいと思っておりますが、いつまでもこの形がいいとは私も決して思いません。時代とともにいろんな考え方があると思いますので、新しい形を考える際には、今のご提案を一つの案としても検討していきたいというふうに思っておりますし、今後5年後に向けてのアンケート調査という意見もあります。その辺は実施するかしないかは別として、当然5年、10年先にはお年寄りの考え方というのは当然変わってくると思いますので、今のこの形が歓迎されるかどうかというのは疑問に思っておりますので、その辺は状況を見ながら取り組んで参りたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 14番、卯目ひろみ君。

14番（卯目ひろみ君） 済みません、ちょっとさっきのお答えの中に実施委員会において更なる内容を検討というのがあるわけですが、これはいろんな団体が集まって打ち合わせ会みたいなのをやりますね。そういうのを言うんですか。それとも新しく今から例えばこの実施委員会というのは実行委員会みたいなものなんでしょうか。それからあと内容ですね、ちょっと聞かせていただけますか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 市民福祉部長、辻 邦雄君。

市民福祉部長（辻 邦雄君） お答えします。

実施委員会というのは、関係団体の皆様に集まっていただいて、いろいろ健康長寿祭について協議するわけですが、これまでは、今までの形をずっと継続して実施していた関係上、今年度の実施内容を説明するというふうな形をとっているのが現状ですが、今後、今申し上げたように新しい形を考えるということになれば、その会議の中でいろんな案をお聞きしながら協議していくような場になっていくのかなというふうに思っております。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 14番、卯目ひろみ君。

14番（卯目ひろみ君） 私はこの実施委員会ではなくって、実行委員会というようなものをやはり立ち上げて、これ現状も、もちろん今のままでよければ、さらに充実させていく、またこれから先、時代に合わせて変えていくのでしたら、そういう委員会をつくって、その中で是非検討していくべきではないかと考えます。

また、今度、長寿祭があるわけですが、それをまた楽しみに行かせていただきたいと思えます。

二つ目の質問に移ります。

あわら湯のまち多目的広場整備事業についてなんですが、いきなりちょっとこういう言い方をするとおかしいんですが、まず、最初、一番最初に出てきた計画の中には、足湯の設置というものはなかったですね。それで、今、私が何を言いたいかといいますと、先日出されてきた最後になると思えばいいのでしょうか。新聞に出てた計画なんですが、その計画の中には、足湯の設置っていうのがありませんでした。これ一番最初はなかったです。その次に足湯が出てきました。そして、また今回なくなるという、何かころころと変わっているような感じがしていますが、今回のその計画のお話ですと、温泉についてだけ言いますと、温泉を流すだけのモニュメントのようなものを作るのだということをお聞きしました。なぜ足湯がなくなったのか、なぜそのモニュメントのようなものだけになってしまったのか。もう一度詳しい経過について説明をお願いしたいと思います。

先月の9月5日だったんですけれども、美しい坂井地区をつくる協会というところの主催のふるさとづくり交流研修会に坂井市の方々と一緒に40名ぐらいで参加いたしました。これ私の今、経験からお話をしたいと思えます。

この内容ですが、加賀市NPO法人、歴町センター大聖寺というところの視察と、

山中温泉の山中節道中流しというのを視察いたしました。大聖寺では、寺院群や歴史的町並みを拝見しました。山中温泉では、その道中流しをみんなを堪能したわけです。そして、一番最後に、山中座というものがありますが、その前の広場、そこは何もありません。ただ石畳だけです。広い広場になっております。そこで、ステージを作って、そこで町流しをしてきた踊りを見せていただきました。その端の方に小さい足湯があるんですね。正面には山中座と、それから女性用の総湯があります。人は常に行き交っています。すごい込み合っていたのですが、本当に小さな本当に丸く輪になれば10人くらいしか入れないような足湯がつけられています。これ最初の整備のときは、この広場には足湯はありませんでした。それから1年か2年ぐらいしてから、改めてその足湯を整備しておりました。それで、私は山中温泉によく行く機会がありまして、今わかっている限りでお話をさせていただいているんですが、行く度にそこには人が入っております。そして、たしかこの日、参加したとき、山中節を拝見したときなんですが、そのときもたくさんの方が足湯に入っていたらっしゃいました。その後、バスに乗る、バスを待っていました。そして、そのときにそこに集まって参加していたたくさんの方が、坂井市とあわら市、たくさんの方が、皆さん足湯に入ってきたとおっしゃるんですね、気持ちよかったです。もう暑くて汗びっしょりの日だったんですけども、足湯に入っただけで、何かさっぱりして気持ちがよかったです。皆さん口々に言われていました。ちょっと私、本当に正直驚きました。自分のすぐ身近なところでそういうふうに行っていたらっしゃる人がいらっやしたということ。それから、芦原にも足湯があるといいね、それももちろんおっしゃっていました。多目的広場に、今、また翻ってみますと、観光課の説明によりますと湯量が足りないとか、町の中にある足湯を利用してもらえばよいなどということをお聞きしましたが、これまでも何回かは申し上げてきましたが、足湯というのは、温泉のあるところにしかできないんですね。芦原温泉に訪れてくださったごくごく一般の方々も温泉の恵みを受けられる場所でもあるわけなんです。その温泉が流れているモニュメントだけでは多分手ぐらひは差し出すかもしれません。それで感じるかもしれません。でも、足湯に入るっていうことは、体全体が感じられる、温泉を体感できる、そういうものだと思います。私は、やはり足湯は必要なものだと思います。是非ある方がいいとも思っています。もし今ここで私、この質問しなかったら、多分もうなかなかこういう場で聞くことはできないのかなと、タイミングがやっぱり大切だと思ひまして、今、質問させてもらっています。その足湯っていうのは、特別に立派なものでも大げさなものでも、そういうものでなくっていいと思うんですね。やはり素朴でこじんまりとして、湯気が上がっていて、入りたいと思う、そういうところであればいいと思うのですが、なぜ足湯がなくなってしまったのかということをご聞きしたいと思ひます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 経済産業部長 北浦博憲君。

経済産業部長(北浦博憲君) 卯目議員のご質問にお答えいたします。

基本計画の全体配置計画の中にございました足湯広場の配置を見直した経緯につきましては、これまでも市議会の協議の中で進めさせていただいておりますが、1億5,000万円という事業費の枠内において、整備内容の優先順位をこの事業の採択者であります福井県とも十分に協議した上での結果でございますので、ご了承を賜りたいと存じます。

なお、優先順位の決定に当たりましては、足湯は既に芦原温泉街の中に民間によって整備されていることや衛生面のメンテナンス経費を含め、維持管理経費がかさむこと、また、これからも足湯ニーズが継続するかなど総合的に勘案した結果であります。

しかしながら、温泉地としての情緒を醸し出すことは必要との考えから、モニュメント的な湯落としの整備を行うこととしたものでありますので、ご理解を賜りますようお願いをいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 14番、卯目ひろみ君。

14番(卯目ひろみ君) 足湯ってというのは、そのぐらいお金がかかるものなんでしょうか。温泉は掘り上げるんですよね。井戸は掘り上げるんですよね。温泉も一応その温泉の形というものができるんですね。方法ってというのは、全く考えられないでしょうか。

それから、民間にあると今ほどお答えありましたけれども、例えばどういうところに、一般の人がすぐに気軽にだれでも行けるような温泉というのがあるんでしょうか。私は、整備される広場の中にあるということがやはり大事なのではないかなって思っているんですが、いかがでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 経済産業部長、北浦博憲君。

経済産業部長(北浦博憲君) ただいまのご質問にお答えいたします。

足湯を設置する費用につきましては、今までも市議会、常任委員会、協議会あるいは中心市街地の活性化特別委員会などにおきましてもご説明を申し上げましたが、まだ具体的な実施設計を終えておりませんので、概算でございますが、給水工事などの水源設備工事で810万程度、あと上屋を整備するとなりますと、上屋の具体的な内容的には詰めてございません、概算で1,130万程度というふうなこと、それと、あと足湯の適温としましては42度前後が一番適温であるというふうなこともお聞きしておりますが、新しく出湯を掘ることになるわけでございますが、その出てきた温泉の湯温によっては加温あるいは冷ますといたしますか、そういったふうなことの設備も必要になってくるというふうな状況でございますので、よろしくお願いたします。

それから、2点目の市内のそういったふうな足湯の施設というふうなことでございましたが、二面温泉に2カ所、老人福祉施設とそれから旅館の玄関の方にあるというふうに思います。

それから、今の足湯を広場の中での整備というふうなことでございますが、やはり先ほども申し上げましたように事業の事業費の枠というのは限られてございますので、そういった優先順位を考慮させていただいて決定をさせていただいたというふうな状況でございますので、よろしく願いをいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 14番、卯目ひろみ君。

14番(卯目ひろみ君) お金のことを言われると、もう私たちは何も言えなくなってしまうんですが、例えばもともと足湯を作ろうと言っていた計画のところには、芸妓組合の建物が入るようになるんですね。そしたら、その前にたしか温泉のモニュメントを作るっていうようなことやったと思うんですけども、そういう軒先に、もし屋根がつけられないなら、軒先を少し長くしてそういうその下に作るとか、大きなものでなくて、本当に小さいものでいいんですよ。大きいものはかえってお湯も冷めまですし、よくないと思うんですけども、例えばそれを使うタオルですとか、足がぬれたときにふくタオルですとか、そういうものはそういう芸妓組合なりその1カ所を借りて、そこに設置するとか、もう少し方法を考えると、私はできるのではないかなっていうふうに、簡単に、甘いかもしれませんが、簡単に考えてしまうんですが、やはり温泉を楽しんでいただく。温泉ならこそそのものだと思うんですね。だから、芸妓組合が先ほど市長のお答えにも芸妓組合というのは、一つの大きな芦原温泉の目玉だと、そういうものを考えた時に、なぜその温泉を利用しないのかな。これは金津の駅前、JRの芦原温泉駅前にはできないんですよ。この芦原温泉にしかできないんです、温泉のあるところにしか。私は、もしだめなら仕方ありませんが、考える余地はあるのではないかなって思っております。

質問を終わります。

議長(丸谷浩二君) 暫時休憩いたします。再開は2時15分。

(午後2時06分)

議長(丸谷浩二君) 引き続き会議を開きます。

(午後2時18分)

山川知一郎君

議長(丸谷浩二君) 続きまして、通告順に従い、8番、山川知一郎君の一般質問を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 8番、山川知一郎君。

8番(山川知一郎君) 日本共産党の山川知一郎でございます。3点について質問をいたします。

まず第一は、学校給食の問題でございますが、6月議会にも質問いたしましたが、再度ご質問をしたいと思っております。

この問題は、学校給食をセンター方式でやるか、または自校方式でやるかを議論

する前に、食育基本法や学校給食法を踏まえて、食の教育としての学校給食はどうあるべきかというのをきちんと議論をして、先生方や保護者の共通認識にしなければならないというふうに思います。

そういう点では、残念ながらあわら市には食育推進計画がまだできておりません。順番が逆になってしまっているわけで、本当はきちんと食育推進計画を十分いろんなところで議論をして作ってから学校給食はどうあるべきかというのが考えるのが手順だというふうに思いますが、食育推進計画ができていなくても、現在、学校給食はどういう目標を掲げていて、それに基づいて各学校での実践はどういうふうになっているのかというのをまず伺いたいと思います。

また、この問題について文部科学省が1997年9月の保健体育審議会の答申で、学校給食の目標を達成するためには、自校式が望ましいと述べております。これについて教育委員会はどのようなふうに考えておられるのでしょうか。センター方式でも、この目標は十分達成できると考えておられるのか、伺いたいと思います。

また、今までの議論は、先ほども言いましたが食育という観点を抜きに、専ら財政的理由でセンター方式が望ましいと言われて参りました。しかし、教育委員会はセンター方式の場合、また現行どおり旧芦原地区はセンター、旧金津地区は自校式、また市内全部を自校方式にした場合の整備費がどれだけかかるかという資料を議会に出してきておりますが、これは本当に正しいのかどうか。この点については、私は大いに疑問を感じているところであります。

教育委員会の出した資料によりますと、給食センターを新しく建設するには、約10億円かかると。すべての学校を自校方式にするには、18億3,000万円必要としております。これからしますと、自校方式にする場合、1校平均1億5,000万円以上となります。調理室一つを作るのにぎりぎり必要最小限にしても本当にこれだけかかるのでしょうか。とても私には納得できる数字ではありません。18億3,000万円の根拠を示していただきたいと思います。

金津小学校と金津中学校は、調理室の建て替えが必要ということでもありますけれども、金津地区の他の学校は、改修で済むはずであります。それらを考えれば、私はセンター建設よりは安くできるのではないかと思います。いかがでしょうか。

さらに、付け加えれば、金津地区の現在自校式でやっておりますが、細呂木小学校と吉崎小学校は完全給食でやっております。どうしても今、この2校については、何かしなければ給食ができないということでもありません。そういう点では、本当に必要最小限でやる場合には、どれだけかかるのかということもきちんと示していただきたいというふうに思います。

もう一つの大きな問題として、学校給食には、地場産の食材を使用するということが国も県も推進をしております。センター方式より自校方式の方がより多く地場産を使用することができるということは、各地の例で示されております。あわら市の場合、学校によってかなりの差がありますが、昨年11月では市内全部の平均で地場産食材の使用率は27%となっております。これは実際金額では幾らになるのか、

お答えをいただきたいと思います。地場産使用率を現在の倍以上に引き上げれば、地元農業活性化にもつながると思いますが、この点についてどうお考えになっているのか、これにはできれば市長もご答弁をお願いしたいというふうに思います。以上です。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 教育部長、藤崎恒美君。

教育部長(藤崎恒美君) 山川議員のご質問にお答えいたします。

まず、食育の実践状況について、各学校では以前より給食担当教員と栄養職員が中心となって子供たちに食に対する正しい知識を身に付けさせる食育を行ってきております。また、市教育委員会では、平成17年の食育基本法の成立を受け、栄養教諭を配置するとともに、平成18年度には、食育推進委員会を立ち上げ、食育の指導方法の検討や保護者の食育への理解などについて検討を行い、あわら市学校給食における食育の目標を設定しており、センター方式及び自校方式のいずれにおきましても、学年に応じた食の教育、あわら市の食材についての学習、食育だよりの発行などを実践しております。

なお、議員ご指摘の平成9年の保健体育審議会が学校給食の目標達成のため自校方式が望ましいとした答申につきましては、食に関する指導の充実を図る観点からの提言であり、本市では、さきに述べましたように平成17年から栄養教諭による食の指導体制を図っており、自校方式、センター方式の区別なく目標達成が可能であると考えております。

特に、新たな学校給食センターについては、単に学校給食を調理、配食する施設にとどまらず、あわら市食育の拠点施設と位置づけて食育を推進して参りたいと考えております。

次に、自校方式の整備費の積算根拠についてのお尋ねですが、建築工事費といたしましては、新築する芦原地区の小中学校、金津小学校及び金津中学校の給食棟については、それぞれ生徒数に応じて床面積を算出し、8校で12億3,000万円となっております。また、改修する小学校の工事費については4校で2億6,850万円を見込んでおります。厨房等の設備費については12校で3億1,650万円、その他設計費等で1,880万円を見込み、合計18億3,380万円を見込んだものであります。

なお、これらはいくまでも概算による試算をさせていただいたもので、実際の建設場所や配置などを考慮したものではありません。また、国が定める学校給食衛生管理基準に適合したものに整備するため、ドライシステムへの転換をはじめ食材の検収、保管、調理、洗浄などの施設に区分するほか、給排水、空調、電気設備等やトイレを含めた整備費が膨らんだものであります。

最後に、地場産食材の使用に関してのお尋ねであります。地場産食材の使用率は、県が年2回にわけて実施した使用量の実態調査を提示させていただいたもので、その金額につきましては、膨大な調査となりまして把握が困難でありますのでご理

解賜りたいと存じます。

また、地場産食材の使用率の引き上げに関しましては、まず、食材の安全が確保され、価格面での調整が図られれば引き上げは十分可能であると考えておりますが、学校給食の食材のみで農業の活性化が果たせるかどうかは判断しかねるものと思っております。

しかしながら、地元農家との関わりによって、食に関する知識を深めることや体験学習の中で、勤労の尊さや意義を理解し、働くことや作ることの喜びを実感できることは食育の推進にとりましても大変重要なものと考えております。

なお、給食センター方式への一元化につきましては、これまで議会とも十分協議をいただいているところであり、保護者等の理解を得た上で、合併特例債の使用期限までに整備を目指すということで、今月から保護者等への説明会を開催させていただくことになっておりますので、よろしくお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 8番、山川知一郎君。

8番(山川知一郎君) ただいまの答弁で、センター方式でも食育は十分できるというようなことでありましたけれども、本当に私は食育基本法で掲げられている具体的な目標、これが本当にどれだけ何%ぐらい達成されているかというのを、本当に検討されているのかなと、非常に疑問に思います。栄養教諭を配置している指導していると、食育基本法で言っているのは、それは幾つかの中の一つのことでありまして、まだまだたくさん食育基本法では目標が述べられております。そういうことについて本当にできるのかできないのか、真剣に検討されているというふうには思われません。時間がないので、その問題については、またこれからも議論をしていきたいと思いますが、この整備費の問題ですが、伺いますと18億3,000万円、自校方式にした場合、これは平米単価60万円、大体坪200万円ぐらいと。

しかし、本当にですね、さっき言いましたように金津地区の金津小学校と金津中学校は別にして、あとの4校はほとんどいじらなくてもですね、できるわけです。東小学校の場合ですと、完全給食にするのには御飯の炊飯器を入れる必要がありますが、これは今の調理室を広げなくても、私は、配置を変えれば炊飯器は入るといふ、私実際、現場へ行って聞きましたらそういうことでございました。

それから、私がいろいろあちこち聞きましたが、丸岡南中学校の調理室、あそこは校舎の一部、独立した棟ではありませんけれども、校舎の一部に調理室、それからランチルームというのがあるということですが、その調理室は大体設備費も入れて5,500万円できたということでもあります。私は、これを言いましたら、ある人は、いやそれは校舎の中の一部とそれから別棟での場合は全然金額は違うよという話もありまして、さらに、いろいろ調べて参りましたら、大野市の旧和泉村にあります、今、和泉小中学校、ここは生徒数100名以下の小さな学校だそうなのですが、ここは別棟でここも調理室とランチルームが一緒にあるそうですが、面積は195.9平米、それで4,740万円できた。これは平成4年から5年に

かけて建設したそうではありますが、どこを聞いてもですね、1億以上なんていうところはないんですよ。もし教育委員会の方で近隣のこういう施設、整備したところを具体的に比較して検討されたのかどうか、もしそういうところがあれば是非教えていただきたいなと、私どもも、またそれも検討させていただきたいなというふうに思いますが、常識的に考えて、しかも芦原地区は全部新しく作るということですが、これも例えば空き教室を利用してつくればかなり安くできるのではないかなと。全部別棟で今の建物とは別のところに作るということが必要なのかどうか。本当に、それから衛生上、ドライシステムにするんだと。それは確かにドライシステムにするのはいいと思いますけれども、今、別にこれをどうしてもしなければ給食ができないということではないんですよ。県内の各市の状況を聞いてみますと、ドライシステムになっている調理場というのはほとんどないと。実際には、従来のままでやっているところがほとんどだということです。そういう点で、本当にこの必要最小限でやった場合にどうなるのかというのをできればお答えいただきたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 教育部長、藤崎恒美君。

教育部長(藤崎恒美君) ただいまの整備費の18億3,380万円でございますけれども、冒頭申し上げましたように、あくまでも概算による試算をさせていただいたものでございまして、他の地区の状況について、比較検討した数字ではございません。これにつきましては、出入りの業者による試算をいただいたその数字を提示をさせていただいたものでございまして、実質的には、実施設計あるいは入札等の状況によりましては、もちろんセンター方式も含めてでございますけれども、これらの価格につきましては、かなり圧縮されていくものというふうに考えております。

それから、今ほどのドライシステムへの転換ということでございますけれども、国の基準におきましては、建て替えあるいは改修等がなされるときには、このドライシステムへの転換等、国が定めた基準に適合するようにしなければならないということが謳われておりますので、それに基づいて今回、整備について提示をさせていただいたものでございますので、よろしく願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 8番、山川知一郎君。

8番(山川知一郎君) 私はですね、今のご答弁はそういう他のところと比較検討したわけではないと、あくまで概算でまだかなり下がる余地もあるということですが、これはですね、もうセンターありきという前提で考えておられるからそういうことになるのではないかなと。私は、本当に真剣にこれは是非比較検討して、必要最小限で、それこそ財政的にそんな余裕があるわけではありませんので、必要最小限のものであればどれだけできるかと。私が先ほどいろいろ他のところを聞いて、考えたところでは、18億3,000万といたしますけれども、実際には3分の1程度、6億前後で全部できるのではないかと、細呂木とか吉崎は、もう現状のまま、何もなぶらなくて

もですね、それでいけるのではないかと、そういうふうに思います。

それから、さらに地場産の食材の問題ですが、食材の利用が、金額では出せないと。私はもう1カ月以上前から金額を出してほしいということを言っているんですが、これを出していただけないというのは、非常に残念に思いますが、ざっとですね、例えばセンターにした場合に、1日3,000食作るという計画になっておりますが、3,000食といいますと、御飯ですね、米は1食どれだけ食べるのか、平均1合とはならないでしょうが、仮に1合としますと1日で7.5俵要るわけですね。年間に200日としても1日に7俵として年間1,400俵、1俵1万円として1,400万、これちょっと多過ぎるかなとも思いますけれども、米だけでも少なくとも1,000万前後の金額にはなると。さらに副食の方ですね、いろんな野菜とか、そういうものが米よりは私は高く付くのではないかなと。そうなると、やっぱり米以外のものは2,000万なり3,000万なりになると。全部をあわせてやっぱり四、五千万ですね、の地元農業に大きな影響を与えると。学校給食で地場産を使ったからそれだけであわらの農業が活性化するって、そんなことはだれも言ってませんけれども、やっぱり地元のあわらの農家には、非常に大きなですね、ポイントにはなるというふうに思うんですね。そういう点は、是非これも真剣に考えていただきたいなというふうに思います。

今週ぐらいから、何かPTAに対する説明会が始められるというふうに聞いておりますけれども、今言いましたように、今まで議会に出しているこの資料では、あまりにもですね、大ざっぱ過ぎて、私は、これは妥当性がないなと。このままの数字を出してPTAに対して説明をしてですね、もうセンターの方がはるかに財政的にはいいんだということで説明やって、それで一応もう了解を得たという形になるのは許されんなど。数年前に学校統合化いこうかというときに、統合中学校は55億円、それでも安いんだというような話が出ましたけれども、もうとんでもない、実際には数字だったわけでありまして、私に言わせれば、この数字は本当にもうセンターありきということを前提にしたですね、資料であると。これは是非説明会をやるのであれば、きちっとした正確な資料をですね、作ってやっていただきたいなというふうに思うんです。その点についてどう考えるかということをお願いしたいと思いますし、それから、市長にちょっとお伺いしたいと思いますが、学校関係者、それから私は教育委員の方にも伺いましたが、やっぱり給食は自校方式で、できたての温かいおいしいものを子供たちに食べさせてやりたいと、それは理想的には自校方式がいいというのが、私が聞いた限りではもう圧倒的多数です。ただ、もうこの間、ここ二、三年ですね、学校整備に物すごいお金を使ったから、これ以上この学校関係にお金を使うのは大変だから、この際はできるだけ安くしたい、だからセンター方式だということなんですが、もし本当にきちっと検討してセンター方式よりも自校方式が安く付くという場合には、自校方式を当然採用するという点について、市長はどういうふうにお考えか、お願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長（丸谷浩二君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） センター方式で約10億、自校方式で18億という金額が出てますけど、私は専門的なことはわかりませんが、印象としてですね、18億というのはちょっと高いなという印象は持っております。ただ、それは自校方式だけではなくてセンター方式に10億というのもちょっと高いなというような印象は持っております。金額的にはそういうことですが、まずは、基本的には、教育委員会としての考え方を尊重したいなという思いはあります。先ほど議員は専ら財政的な理由でおっしゃいましたけれども、本当に財政的な理由だけで専らではありませんので、それはちょっとご理解いただきたいなと思います。財政的な理由だけで言うのであればですね、もし今、議員がご指摘のように自校方式が例えば6億ででき上がってセンターが10億というのであれば、これは自校方式に行くのが当然だろうと思います。財政面だけを考えれば。ただし、例えばあわら市の子供たちはみな同じような料理を食べてもらいたいとかですね、あるいは衛生管理の面で、やはりもっと近代的で安全なところで作った給食を食べさせたいということになれば、これは話は別ですけども、議員がご指摘のように、専ら財政的な理由だけであって、なおかつ自校方式が6億でセンターが10億というのであれば、それは当然私は自校方式だと思います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 教育部長、藤崎恒美君。

教育部長（藤崎恒美君） ただいまのご質問でございますが、保護者説明会等に当たっての資料が適切でないのではないかというご質問でございますけれども、この資料につきましては、センターありき、あるいは財政面を強調しての資料ではないというふうに考えております。まず、保護者あるいは住民の方々にあわら市の学校給食の現状をしっかりと認識を深めていただいて、そして、私どもが方針を示したこのセンター方式についてご理解を深めて参りたいということで、これから保護者等の説明会に入って参りたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 8番、山川知一郎君。

8番（山川知一郎君） 今の部長に反論するようですが、私は、調理場は新しく作っても5,000万から6,000万ぐらいでできると、これがですね、実際に後になって、今出している数字が全然信憑性がないということになると、とても保護者や地域の理解は得られないと。本来と違ったところですね、議論がいろいろややこしくなるというふうに思いますので、是非説明会に当たっては、もう一度言いますが、十分そこら辺りは配慮していただきたいなというふうに思います。

時間がありませんので、2番目の問題にいきたいと思っております。

最近、農業問題でございますが、農業の担い手の高齢化や後継者不足に付け込む形で、近年、北部丘陵地を中心に企業の参入が活発になっております。中には、農業

委員会の許可もとらずに耕作しているケースや悪臭などの環境問題を引き起こしているケースもあると言われております。企業の参入は、耕作放棄地の増加を防ぎ、遊休地を活用するなどの面があり、全面否定するものではありませんけれども、農業は自然条件に左右される要因が大きく、採算がとれないからと突然撤退することによって一挙に耕作放棄地が広がったり、農地転用が進むといったことが心配されます。あわら市において企業参入の実態はどうなっているのでしょうか。現在、何社がどれだけの面積を耕作し、何を作付しているかお答えいただきたいと思います。

また、突然撤退をするというようなことを防ぐために、一定の規制が必要というふうに思いますが、どのような対策をとられているか、伺いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 経済産業部長、北浦博憲君。

経済産業部長(北浦博憲君) 山川議員のご質問にお答えいたします。

ご承知のとおり昨年12月に施行された農地法などの一部を改正する法律では、農地を適正に利用していない場合に、貸借の解除をする旨の条件が付されていること。地域のほかの農業者との適切な役割のもとに継続的かつ安定的な農業経営を行うと見込まれること。業務執行役員のうち1人以上の者が農業に常時従事すると認められることの要件を満たすことを条件に、企業などの農業への参入が認められたところであります。

さて、本市における企業の参入状況についてのお尋ねであります。現在、神栄アグリフーズ株式会社と有限会社みたにの2社が計10.4ヘクタールの農地を借り上げ、主にキャベツ、カボチャ、サツマイモ、ブロッコリーを作付けております。

なお、これらの参入に際しましては、市と企業との間で農業参入に関する協定を締結しておりますが、その内容は、第1に、耕作事業の内容を明らかにするとともに、借り入れ農地を目的外に使用しないことを約すること。

第2に、地域の話し合い活動への参加や農業施設などの維持管理に関する責務のほか、受益者負担に応ずるなど地域農業における法人の役割分担を明らかにすること。

第3に、継続的かつ安定的な農業経営はもとより、地域における役割分担が維持できない状況に陥った際には、企業に報告義務を課すほか、市と農業委員会による調査の実施を定めるものとなっております。

また、事業実施の状況に対する市の調査や要件違反に対する改善指示を定めるほか、指示に従わなかった時、または企業が耕作事業から撤退する場合などにおいては、借り入れ農地の賃貸借契約が解除される旨を明示するとともに、農地の原状回復や契約違反金の支払いなど、土地所有者の権利保護に対し、市が積極的に関与することを定めるものとなっております。

なお、この協定につきましては、農地法などの法令根拠によるものではなく、参入企業における法定要件の遵守姿勢を確認するとともに、耕作事業の実施について、市の積極的な関わりを明らかにするため、市独自に締結したものであります。

一方で、不採算などを理由とした企業などの撤退につきましては、議員ご指摘のとおり、その後の地域農業に大きな影響を与えるものであり、リスクの存在を否定できるものではありません。

しかしながら、坂井北部丘陵地における遊休地や荒廃地が約3割に相当する200ヘクタール超となっている状況下にあつては、企業参入による遊休農地の活用は、有効な選択肢の一つであると考えております。

このため、参入希望の企業に対しましては、事業計画の聞き取りや分析を十分に行うとともに、参入後における市や関係機関による指導や支援のあり方を十分に検討するなど、継続的かつ安定的な農業経営を営む優良企業の農業参入であるならば、積極的に受け入れて参りたいと考えております。

次に、農業委員会の許可を得ずに耕作しているものがあるのではとのご指摘でございますが、無許可の貸借につきましては、市内各所に存在するのではないかと考えられます。その背景には、さまざまな理由が考えられますが、理由の如何を問わず、農地法に抵触する行為であり、農業委員会では、農地所有者や使用者に対し、その是正に向けた指導を強化しているとのこととあります。

いずれにいたしましても、新たな制度に基づき、農地を適正に管理するためには、所有者と利用者の双方が認識を新たにするとともに、農地を管理する各機関がそれぞれの役割に対し積極的に取り組むことが重要と考えておりますので、ご理解を賜りますよう、お願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 8番、山川知一郎君。

8番(山川知一郎君) 私が聞いているところでは、無届けといいますか、農業委員会なりに届け出ずに、相当な面積を請け負っている会社があるというふうに聞いております。市も掴んでおられるというふうに思いますが、こういうところについては強力に指導していただきたいというふうに思いますし、また、今の答弁では、撤退をすることを防ぐという手立ては、ちょっと不十分ではないかなというふうに思うんですが、もう少し実行力のあるような何か規制をすべきではないかなと。例えば最低何年間は撤退してはならないとかですね、そういうふうな規制が必要でないかなというふうに思いますが、そこらについて再度伺いたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 経済産業部長、北浦博憲君。

経済産業部長(北浦博憲君) お答えいたします。

ただいま、今の立地ということで、協定を締結するわけでございますが、その協定の中でもいわゆる撤退について、もちろん十分に、事前にいろんな聞き取りなんかを行いまして、農業の計画の妥当性とかは、もちろん吟味しながら協定を締結するというようなわけになるわけでございますが、撤退とするようなことにならないように、当然その参入する場合には地元のJAであるとか、あるいは地権者とのお話、いわゆる貸していただく方がいないことには、その農業参入できないわけでご

ざいますので、そういった方のこと、いろいろとございますので、そういったふうな面を含めまして企業には十分に指導していきたいというふうに思います。

以上でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 8番、山川知一郎君。

8番(山川知一郎君) 私が聞いておるところでは、本当に農業をやるということが目的ではなくて、それ以外の目的で農地を借りていると。一番簡単な牧草をどんどん作っているということではありますが、そこはですね、地代も普通の、先ほど言われた2社よりは倍以上ぐらい地代を払っておると。農家にすればとにかく金が入ってくればいいということ言えば、非常にいいわけでありませけれども、そのことがいろいろな問題を引き起こしていると。是非実態をきちんと掴んでですね、強かに指導をしていただきたいなというふうに思います。

3点目の質問に移ります。

介護保険の要介護認定者に対する障害者控除、証明書の発行の問題です。介護保険で要介護に認定された者は税制上、障害者控除の対象となるという制度があります。ところが、これが周知徹底されていないためにほとんど利用されておられません。あわら市における実態はどうなっているか、対象予算の人数、そのうちこれを利用している人数はどれだけか。これは、建前上はですね、本人が申請をした場合に証明書を出すというふうになっておりますが、大野市などは、申請をしなくても対象者には全部証明書を発行しているということでもあります。証明書を発行したから自動的に障害者控除を受けられるというわけではもちろんありません。障害者控除を受けるのは、あくまで税金の申告の時に、申告して初めて控除になるわけでありませ。一般の障害者に該当すれば27万円、所得から控除されると。それから、特別障害者に該当すれば40万円控除されるというものでありませして、税額にすると8割程度安くなるというふうに思いますが、大変介護を受けている者は、サービス利用料を、高い負担を迫られておρισして、いろいろ苦労しておρισ。そういう点では、対象となるもの全員にこの証明書を、市の方では、誰が対象になるかわかるはずでありますから、是非大野市のようにしていただきたいというふうに思いますが、この点についての考えを伺いたいと思ひます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) 山川議員のご質問にお答えいたします。

あわら市における要介護認定者は、8月末現在で1,017人おられます。このうち障害者控除の対象者は、約800人になると思ひます。本年の確定申告に際しては、控除対象者認定書を41人の方に発行しておρισますが、実際に障害者控除を受けた方は34人となっております。これまで市では、広報紙やホームページで制度の周知を図って参りましたが、申請は決して多くない状況にありませ。議員ご提案のようにすべての対象者に認定書を発行するためには、現行の介護保険広域連

合のシステム改修が必要となります。従いまして、当面の対応といたしましては、来年の申告時期にあわせて制度のお知らせを個別に送付することで周知徹底を図って参りたいと考えております。

なお、認定証を対象者全員に発行することについては、今後、介護保険広域連合と連携して研究して参りたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 8番、山川知一郎君。

8番(山川知一郎君) 法律があってもですね、知らなければ利用できないわけで、建前からいえば知らない者が悪いということになるかと思いますが、行政の姿勢としては、それではあまりにも冷たいのではないかと。現に対象者800人のうち実際に申請したのは41人、申告したのは三十数名ということで、5%も実際にこれを利用してないということですから、是非対象者全員が利用できるように、よその実情を聞きますと、そういうお知らせをしても、大体介護を受けているのは高齢者がほとんどですから、何のことかわからないと、文書だけ来てもわからないという例もかなりあるということですが、さらに、そういう点では踏み込んだいろいろ説明も必要だと思います。まず、是非対象者全員に証明書を、認定書をお知らせするというだけでも今度の申告に間に合うように、是非お願ひをしておきたいというふうに思います。

以上で質問終わります。

杉本隆洋君

議長(丸谷浩二君) 続きまして、通告順に従い、3番、杉本隆洋君の一般質問を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 3番、杉本隆洋君。

3番(杉本隆洋君) 3番、杉本、通告順に従いまして一般質問をさせていただきます。

私は、昨年6月の市議員選挙から1年余り、議員という立場であわら市の市政運営に取り組みさせていただきまして、市長及び議員の皆様の市政にかける熱い思いを知ることができました。

さて、我が国の平成22年度における子供・子育て支援策として子供手当の支給、高校の実質無償化などがあります。これらは、いずれも子供が誕生した後の施策でございます。

私は、市民の方から出産費用が高額である、高いということをお聞きしました。そこで、出産に視点を置いて質問をさせていただきます。

ご承知のとおり我が国は、急激な少子高齢化社会を迎えております。この少子化という問題は、企業による派遣労働の採用などで雇用形態が不安定になって、将来の生活に展望が持てないという人が増え、結婚や出産をあきらめるケースが増加し

ていることが原因の一つでもあるといわれております。また、子育てにかかる費用が高いことも要因として指摘されております。

こうした社会におけるさまざまな仕組みや人々の価値観と深くかかわっております。少子化という時代を克服するためには、長期的な展望に立った不断の努力の積み重ねが不可欠で、きわめて長い年月を要すると思います。

しかし、急速な少子化という現実を前にして、残された時間はきわめて少ないと言えます。もとより結婚や出産は個人の決定に基づくものではありませんが、こうした時代に直面しながらも、家庭や子育てに夢を持ち、次代の社会を担う子供を安心して生み、育てることができる環境を整備して、少子化の進展に歯どめをかけるということは、我が国日本にとっても最優先の課題ではないかと思っております。

市長も公約として「若い世代が住み、生み、育てたくなるまちづくり」を掲げております。また、今年度はH E E C E 構想事業を展開しているところでございますが、その一つであります育てたくなるまちの一環としての子育ての支援に関しましては、市独自で医療費助成事業の対象年齢を15歳、つまり中学生までが原則無料となっております。私は、このことは大変すばらしい施策だと思っております。

そこで、お尋ねします。出産費用の助成についてです。

普通、病気にかかりますと、国民健康保険証あるいは社会保険証を病院に出すことで治療費の何割かは自己負担となり、残りは保健組合で賄ってもらえます。ところが、妊娠・出産の健診費用に関しましては、病気ではありませんので、保険組合からの保険金の支払いは全くありません。従いまして、健診費用は全額自己負担となります。1回の健診費用が幾らかかるかは病院によってもまちまちでございます。健診1回当たり4,000円から1万円程度、出産までに十数回の健診を受けなければなりません。幸いにも、市の助成はもとより、国・県の助成もありまして、14回分の健診費用は助成しており、健診に係る個人負担はないとのことでございます。

しかしながら、出産、入院費用は健康保険の対象にはなりません。全額自己負担となります。手術などを要した場合には、その医療費は健康保険の対象となるそうでございますが、当然、入院が長引いた場合は、自己負担が増えて参ります。この場合、個人が加入している生命保険、共済などの医療特約から給付金が支払われることがあります。いずれにしても、まとまった金額が必要となります。また、出産の月日、時間帯などによっても病院の費用が高額になります。当然ですが、生まれてくる子供にとっては、月日、時間は選べません。なお、病院によっても出産費用の格差があります。

ちなみに平成20年度に生まれた子供の数ですが、福井県全体では7,139人、お隣の坂井市では888人、あわら市においては206人となっております。これは2年前の平成20年度の統計でございます。つまり、この人数、206人で小学校へ入学するということになります。そうしますと、30人クラスと計算しまして、あわら市全体で7クラスしかありません。この少子化の現状は、国全体の問題であ

ると同時に、当あわら市にとっても大きな問題であります。

あわら市としては、次代を担う子供を安心して生み、育てることができる環境を整備していくことが肝要であると思います。そのために市独自の出産費用などの支援を行うことはできないでしょうか。市長のご答弁をお願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) 杉本議員のご質問にお答えいたします。

現在、医療保険制度の中には、出産・育児についての支援を行うために出産育児一時金制度が設けられております。これは、子供が健やかに生まれ育つ環境づくりを推進するため、分娩に係る諸費用の負担を軽減するために創設されたものであります。

支給額については、関係法令等において定額35万円に産科医療補償制度対象分娩の場合に支給される3万円を加算した38万円、さらに、昨年10月1日から平成23年3月31日までの間の出産についての暫定措置として4万円が加算され、合計42万円が支給されております。

また、国民健康保険においても、医療制度間の不公平を無くすことから、当該関係法令等と同額をあわら市国民健康保険条例において定めております。

さらに、昨年10月からは、出産に係る費用をできるだけ現金で支払わなくて済む出産一時金の医療機関等への直接支払い制度を導入し、経済的負担の軽減を図っております。

ご質問の出産費用について、昨年10月の直接支払い制度創設から現在までの国保被保険者妊婦負担額の状況を見ますと、医療機関、出産日、出産状況により違いはありますが、1回の費用が28万円から最高で59万円となっております。この最高額の方につきましては、異常出産による医療保険の適用を受け、入院日数も14日、赤ちゃんも保育室での管理となるなど、特異な状況により医療保険分の窓口負担21万円と分娩料38万円の合計59万円の負担額となったものであります。

しかしながら、医療保険分については、申請により高額療養費として約11万円が支給されておりますので、実質の負担はこの48万円と出産育児一時金の42万円の差額の6万円となります。この方の例のように、幾分の負担が伴うこともありますが、これまでの妊婦負担額を平均いたしますと約43万円となり、現在支給されている42万円との差異はなく、現在の出産育児一時金の額については妥当なものと考えておりますので、ご理解いただきますよう、お願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 3番、杉本隆洋君。

3番(杉本隆洋君) 再質問をお願いします。

H E E C E 構想事業による子育てに係る経済負担の軽減についても理解しておりますが、では一体子育てに係る精神的な軽減についての取り組みと今後の支援に

ついてはどのようなお考えでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 市民福祉部長、辻 邦雄君。

市民福祉部長(辻 邦雄君) ただいまのご質問にお答えをいたします。

子育て支援には、今ほどの経済的支援とそれから精神的な支援、この両面がありまして、2面が両輪のごとく機能していくことが重要なことかなというふうに考えておりまして、精神的支援につきましては、子育て支援センターが拠点となりまして、育児相談、それから各種講座を開催をしているところでございますが、ちなみに昨年度の状況を申し上げますと、年間で約6,300人の方々が訪れておりまして、非常に精神的な支援もニーズが高いなというふうに思っているところでございます。

ご案内のように、来年度は子育て支援センター、複合福祉施設の方へ移転しまして整備されるということで、今後は、さらにこの辺の事業を充実させるためにこちらの方から地区公民館等へ出向いて行きまして、今ほどの育児相談とか各種講座を開催しながらこの辺の事業を充実して参りたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 3番、杉本隆洋君。

3番(杉本隆洋君) 先ほどの市長のご答弁で、出産、育児の現状についてはよくわかりました。いずれにしても、出産については42万円以上の多額の出産費用がかかっている人が多くいるのが現状であります。ある自治体では、出産祝い金として子供が生まれた世帯へお金を払っているところもございます。金額についてはいろいろと検討が必要かと思いますが、貰った方にとっては少なからず負担が軽減されるのではないかと考えております。お金だけではありませんが、出産祝い金などの検討も含め、安心して子育てができる環境づくりをお願いしまして一般質問を終わらせていただきます。

北島 登君

議長(丸谷浩二君) 続きまして、通告順に従い、9番、北島 登君の一般質問を許可します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 9番、北島 登君。

9番(北島 登君) 通告順に従いまして、9番、北島 登、一般質問を行います。

本題に入る前に、前段に少しの時間、あわら湯のまち駅前多目的広場整備について、経緯と個人的意見をお話させていただきたいと思っております。

遡ること1年少し前になるでしょうか、厚生経済常任委員会のあわら市内管内視察の折に、担当課職員から県の目玉となる観光地づくり推進事業に応募していて、その事業をあわら市が受けることができる。県から1億円限度の予算を受け、あわ

ら市は2分の1の負担で、限度額いっぱいならば最低5,000万円必要であるというものでした。

議会としては、突然で、初めて聞く内容であり、乗車していたバスの中がどよめいたのは事実であり、その後、会議にでも行政に対する不信感をたたくべく発言が多く、市民で構成された5回となるワークショップの報告がなされていても、内容的に兼ね合せた工事費は3億円を越え、維持管理や多くの問題の払拭に至っておらず、前に進まない足踏み状態が続いた。

3月の当初予算の定例議会において、県の採択を受けた予算が執行されず、宙に浮いた状態であり、県議会において事業予算が繰り越しをなされるということもあり、あわら市は、置かれている立場、県や市民の顔色を見た形で、何の問題解決がなされてないまま予算が通過した。県補助1億円欲しさ、予算ありきで走っている事業で、行政にも責任はあるが、当然議会にも責任はある。約3億円の土地に1億5,000万円の事業費、予算も必要であるのは事実であるが、予算というキーワードだけで県が求めている目玉となる観光地づくりが成功するのか。観光のキーワードはまちであり、まちの主役は市民である。市民がよりよい暮らしを目指すためのまちをよりよい状態に変えていく、活性化させることがまちづくりであり、本当のキーワードは人であり、人づくりだと思う。議会として妥協や黙認はしない。今後もしっかりと提言させていただきます。

それでは、本題に入ります。

今回の一般質問は、地域ブランド創造活動推進事業や創生塾にかかわるその他についてです。

この事業も県の採択や補助金ありきで始まったような気がしますので、前段の事柄と照らし合わせてお聞きいただけたら幸いです。

補助金は、事業費の2分の1、補助金は県1,000万円、市500万円の3年間、合計4,500万円です。私、常任委員会が教育・総務などの委員会を所属していたため、知らないことが多く、一連の経過や創生塾の歩みについてまずお聞きしたいと思います。

この事業は、地域再生マネジャー事業委託で、吉川マネジャーがガイドラインを創り上げて、それをもとにリンクした事業を実施するといった二段構えのものだったように思うのですが、また、地域ブランド創造活動推進事業は、市・行政活動で始まったのか。県の募集とともに創生塾という任意団体ができ上がって発足したのか、お伺いしたい。

まず、通告した内容から質問させていただきます。

当事業の効果であります18年度から芦原温泉への入り込み客数はどのようになっているか。

湯めぐり手形の各年度販売枚数と今年度の見込みはどのようになっているか。

湯けむり横丁、屋台村事業についてお伺いいたします。

屋台村の評判や運営状況はどのようになっているか。

あわら湯けむり創生塾の決算に当たり、補助金の使途が適法適正になされているか。帳面の監査はどのように行ってきたか。創生塾に対しての評価や問題点は。補助金充当期間を終え、自立した創生塾。創生塾に今後期待することは何か。

1 回目の質問を終わります。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 経済産業部長、北浦博憲君。

経済産業部長(北浦博憲君) 北島議員のご質問にお答えいたします。

芦原温泉の入り込み客数につきましては、平成18年が93万8,000人、平成19年が87万人、平成20年が85万6,000人、平成21年が84万6,000人となっております。

次に、あわら湯けむり創生塾が平成18年8月からスタートさせた湯めぐり手形事業における各年度の手形販売枚数は、平成18年度が1万1,600枚、平成19年度が1万2,500枚、平成20年度が9,700枚、平成21年度が4,400枚となっており、今年度につきましては3,000枚の販売を見込んで聞いております。平成21年度4,400枚でございます。

また、賑わいづくりの柱として平成19年12月に営業開始いたしましたあわら温泉屋台村湯けむり横丁の運営状況につきましては、毎月約3,000人から6,000人のお客様を迎え、平成21年度においては来客数が5万6,000人、売り上げ額が7,400万円となっており、市民コミュニティが運営する施設として温泉街の賑わいづくりに貢献しているものと考えております。

次に、創生塾の予算の執行が適法、適正になされているかとお尋ねでございますが、会計決算の監査につきましては、地域ブランド創造活動推進事業補助金を福井県とあわら市から受けておりました平成18年から20年度につきましては、創生塾の監査はもとより福井県及び市の所管課の検査、県の監査委員による監査も受けており、適正な予算執行がなされているものと考えております。

また、創生塾は、地域再生の担い手として、若者が業種の壁を越えて立ち上がったコミュニティであり、賑わいとオリジナル商品の創生という二つの事業コンテンツを通してのまちづくりに知恵を絞り、汗を流しながら本市におけるまちづくりの機運の高まりと広がり原動力になっていると考えております。

一方、創生塾が開設したあわら湯のまち駅舎内にあるおしえる座あにおける専門スタッフの育成や屋台村事業による地域との共存体制の強化、さらに屋台村から街中への出店を希望する店舗、いわゆる卒業店舗の市内空き店舗への誘導など、今後、市観光協会や商工会などの関係機関との連携を深めながら取り組むべき課題もありますが、これまでの経験とさらなる情熱をもって賑わいがあふれ、市民が誇れるまちづくりへの牽引役としての活躍を期待しているところでございます。

以上でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 9番、北島 登君。

9番（北島 登君） 再質問させていただきます。

まずもって、一番最初に聞きました直接的な成果と申しますか、効果と申しますか、18年度からの芦原温泉の入り込み客数、伸びるどころか衰退していつていると、世の中の実情も大きく左右されているのかなど。直接的にこういったところには、形は出なかったのかなど。個人的にそういうふうな感触を得ました。

次、2番目、18年度1万1,600枚、19年度1万2,500枚、20年度、19年度から若干下がりました、9,700枚。21年度には4,400枚と大幅に落ち込んでおります。これってその時ちょうど湯めぐり手形が1,500円から1,800円に値上げを行って、商売目的に走ったからではないでしょうかね。この2点お願いいたします。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 経済産業部長、北浦博憲君。

経済産業部長（北浦博憲君） 今ほどのご質問の1点目でございますが、観光客が平成18年度から21年度に若干、若干と申しますか、湯めぐり手形と、いろいろな創生塾の事業の進展に比して減っているのではないかというふうなことのお話でございますが、確かに全体的な入り込み客数としましては減少しております。これは、平成19年3月にございました能登半島地震による風評被害、あるいは景気の低迷によりまして影響が大きいと考えておりますが、これにつきましては、ほかの北陸のいわゆる宿泊系の温泉地においても同様な減少傾向になっております。

こういった厳しい状況でございますが、いわゆるこういったふうなほかの温泉地との競争に勝ち抜いて、いわゆる勝ち抜くといえますか、そういったものになるためには、団体から個人へ、宴会から体験交流へと変化しました旅行ニーズに対応していく姿勢が必要だなというふうに、今考えております。

それから、湯めぐり手形の販売枚数が年々減少しているのではないかというふうなご指摘でございますが、これにつきましては、湯めぐり手形につきましては、平成18年の8月に3枚シール張りのものが1,500円で販売してございまして、実際この内訳としましては、いわゆる販売者、例えばセントピアあわらであるとかおしえる座あであるとか、旅館であるとか、そういったふうなところの販売者の取るお金、それからですね、旅館が取るお金とございまして、聞くところによりまして創生塾につきましては、1セット3枚セット当たり600円というふうなことで聞いております。実際に、現在今1,800円というふうになっているんでございますが、実際、創生塾が受け取る金額そのものは変わっておりません。旅館等にですね、販売する業者に対しての経費がどうしても高くなってきているというふうなことで、創生塾については金額的には変わっていないというふうに聞いております。以上でございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 9番、北島 登君。

9番（北島 登君） 創生塾自体は変わっていないと。やはり芦原温泉の温泉客数全

体が減っているという現状の中から、やはり旅館組合がまずもって、じゃ湯めぐり手形の金額の手当の部分に対しても、きっちりとやっぱり取り組んでいかなければならなかったんじゃないかなと。その結果が極端に3分の1減まで落とすような結果に、ちょっと21年度にはですね、になってしまっているのかなと。この湯めぐり手形、将来的には地域通過としての役割を担うような温泉全体の事業に発展していく計画であったように思います。今、現状でどこまで進んでいるかをお尋ね願います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 経済産業部長、北浦博憲君。

経済産業部長(北浦博憲君) 今の湯めぐり手形についてでございますが、確かにこの湯めぐり手形を導入いたしました目的といたしましては、やはり芦原温泉、その旅館ごとに旅館で持っております湯のいわゆる泉質といいいますか、それが違うということで、まずそれを芦原温泉を訪れたお客さんに味わっていただきたいというふうなことも一つの導入のきっかけだったというふうに聞いております。現在の旅館の入浴時間がですね、現在、夕方の6時から9時までというふうに短くなっているというふうなことでございます。

今、議員の方から地域通貨的なものとしての役割をとというふうなことでございましたが、私どもといたしましても、やはりこの湯めぐり手形の事業がですね、地域通貨的なもので、創生塾そのものもそういうようなことを目的として頑張っているというふうに聞いておりますので、旅館等と協力しながらこういったふうな事業が初期の目的、いわゆる地域通貨的なものになるように今後も支援したいというふうに考えております。

以上でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 9番、北島 登君。

9番(北島 登君) じゃまた違う方向で。

屋台村の評判ということで、あわら市や創生塾は、観光客の旅館のこもりをなくそうと始めた屋台村。大きな経済波及効果も生まれ、温泉街が活気づくとのことでありましたが、町のお店の店主に聞きますと、その当時、ものめずらしさがあだとなり、一時の売り上げが3分の1に下がったと怒りをあらわしていたのをこの前のように記憶をしております。

また、市側では3,000人から6,000人、お人が入ると。21年度は5,600人入っていると、非常に市内外からのお客さんで反響を得てにぎわっていると、非常にいいことだというふうに聞こえました。

しかしながら、ある一方で、ちょうど市長、平成22年6月15日に市長あてにお手紙が届いているのかなと思います。平成19年12月頃より以来、旧有楽荘跡地に数軒の飲食店が深夜遅くまで営業を行っております。その中の飲み屋においては、特にサービス系を見受けられる女性や、客たちの大きな話し声や笑い声、奇声、

けんかが隣、隣家である私の家に響いて参ります。客がある時であれば午前の2時までにもいます。このような状態のときに、警察にお願いして助けを求めております。そのため、私の家では、家族全員が飲み屋の営業が終わるまで就寝できず、ゆえに十分な睡眠をとることができません。私も体調の不良を感じて、長い間この騒音に耐えてがまんしてきましたが、これ以上受忍するわけには参りません。また、すべきことではありません。睡眠時間を脅かされているということは、基本的に生活圏を完全に脅かされているということです。人の生命にも関わることであります。

つきましては、本書を面到達後直ちに現状調査を調査をし、なぜ人の生活圏を脅かすような営業、深夜営業許可をしなければならなかったのか。その経過と及び管理者である市としての今後の見通しを早急にお示ししてください。折り返しご返答をお願いしますと。

この手紙、同じものが市長のところであって、なおかつ僕のところにも届きました。お話を聞きますと、その後、何度となく行政側に何とかならないかという申し入れをされたそうです。毎日騒音に悩まし続けることによって、もう苦痛のあまり最終的には、もうどなたかに相談するという事で、相談なさった相手が弁護士事務所ということでございました。僕もこの弁護士事務所のご相談なさった後にお聞きしていたもので、非常にびっくりしまして、市の担当課等々にいろいろとお伺いしました。でもそれほどの問題にはなっていないというふうに聞こえて参りました。このことにつきまして、再度お尋ねいたします。

この事実関係をどこまでご存じであるか。そして、市が調査された段階で、どのような結果が生まれて、今、弁護士事務所さんとはどのような話し合いがなされているか、お聞かせ願います。市長、お願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) その手紙はいただきました。その対応につきましては、担当課に指示してありますし、その後の状況はまた担当の方から報告させますけれども、市の方でも何というんですか、騒音を測る機械、夜中に持ってったりしてやっております、おおよそ状況は把握しておりますし、その後も交渉はしております。細部については、担当の方から説明させていただきます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 経済産業部長、北浦博憲君。

経済産業部長(北浦博憲君) お答えいたします。

今ほどのお話でございますが、これにつきましては、議員のお話のとおり、6月に市長あてに文書がございまして、それ以来、市といたしましては屋台村、創生塾の担当窓口でございます市の観光商工課、それから、いわゆる騒音と申しますか、音がうるさいというようなこととなりますので、環境の担当の市民生活課といろいろ協議を行っております。そして、また6月24日には、騒音の測定も夜、出向きまして、実際に騒音の測定もやっております。この時には、規制基準を超える騒音は

測定されなかったというふうに聞いてございます。

その後、その間ですね、いわゆる屋台村の設置者でございます創生塾の関係者にもこういうような話があるというようなことで、今後の対応について指導をしたところでございます。この中では、創生塾に対しましていわゆるお客さんですね、お客さんが夜、出て、歩いて、どうしてもお酒が入った関係で声が大きくなると。その屋台村の周りとか、あるいは駐車場等に大きな声を出しているのがやかましいというふうな内容であろうと思いますので、終了時間ですね、終了時間の徹底、それから駐車場あるいは屋台村周辺で音を出さないようにということで、各店舗へのチラシの掲示、それから、トイレなどにもチラシを掲示したというふうなことを聞いております。

今のご本人、それから弁護士さんとの、その間に弁護士さんが入っておられますので、弁護士さんとの協議につきましては、2回ほど協議をしております。そして、弁護士さんのお話、それから、市としての屋台村を設置した経緯というようなものをお話をさせていただいております、それで今現在、弁護士さんの方には、こういうことを、弁護士さんにも回答があることになっているんですけども、その回答待ちというふうなことで、市としては、今、こういうふうな状況で、今対応させていただいておりますというふうなことでお話をさせていただいております。現在は、ご本人さんからの回答をお待ちしているというふうな状況になってございます。

以上でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 9番、北島 登君。

9番(北島 登君) これやはり、ここまで問題が大きくなってきますとね、まずもって当然、市も当然のことながらですけど、創生塾の塾長もちゃんとしてほしかったなという思いでいっぱいなんです。例えば創生塾の塾長が屋台村の店主会議に一度も出席していないと、これも事実でございますし、こういう問題がそういう状態では放置されているような結果となっております。そのため問題解決が遅れてしまったと。やっぱり最終的には、市が恥ずべきことになってしまったというふうに思っております。弁護士事務所が近隣の住民の方々にアンケートをされたようで、部長もちょうど同じものを持っていたなというふうに認識しております。

その内容というのは、あわら温泉屋台村、湯けむり横丁について。1番だけ言いますわ、どのようにお考えですか。当てはまるものに丸印をつけてください。

よい施設ができたと思う。問題は感じていない。20分のゼロ。

よい施設ができたと思うが、問題がある。20分の10。

よくない施設だと思うが、問題は感じていない。20分のゼロ。

よくない施設だと思うし、問題もある。20分の9。

未回答、20分の1。

最終的に、あの施設が良し悪しであっても、当然のことながら問題があるっていうのが20分の19という結果が出ております。議会でも委員会の席上でちらっと

湯けむり横丁をどっかに動けないかなという話も出たこともあったようでございますので、またこういったこともお含み受けの上、今後とも市民の生活環境を脅かすようなことのないよう、対処をお願いいたします。

それでは、続きまして、運営状況についてお伺いしたいと思います。

創生塾とそれから店主との賃貸借関係だけで1点言わせていただきますと、平成21年4月1日より平成23年3月20日までの満2年間とし、更新はできないものとなっております。では、平成21年4月1日以前の契約はどのようなものであり、借り方の店主は契約更新をしていないのか、この点お願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 経済産業部長、北浦博憲君。

経済産業部長(北浦博憲君) ただいま北島議員ご指摘のとおり、設置者であります創生塾と、それから中に店舗を出店いたします出店者との間でいわゆる建物の賃貸借契約を結ぶわけでございますが、その契約期間は2年間というふうなことでございます。当初入ったものにつきましては、21年3月というふうなことで契約がなっていたというふうに聞いてございます。ただ、契約の満了時点において、新たな出店者希望がなかったことから、お互い協議いたしまして継続をしたというふうに聞いております。

以上でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 9番、北島 登君。

9番(北島 登君) じゃ今回についてですが、満2年間とし、更新はできないものとするということになっているわけですけど、これも変更になる可能性があるかと認識すればよろしいんでしょうか。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 経済産業部長、北浦博憲君。

経済産業部長(北浦博憲君) 屋台村につきましては、中の入店されている方々につきましては、いわゆる新規に店を出したいという、そういう希望に満ちたといえますか、いわゆるチャレンジ精神を持ったチャレンジショップである方々であるというふうなことであるというふうに認識をしております。ただ、これにつきましては、当然、創生塾だけに限りませず、その地元の商店街、例えば屋台村から出店するというふうなことになりましても、いわゆる空き店舗であるとか、それから、地元の商工会などとの連携というのも当然必要になっていきます。そういった支援というのにも必要になってくるかなというふうに考えております。

それで、次回の契約の期間というのは、来年23年3月末がそのいわゆるその2年間でございます。だから、これにつきましては、今その期間までに何とか新規の出店者を出すように、今、鋭意創生塾としては出店者の希望を募っているというふうな状況でございますので、年度内には何とかして新規出店者を募っていきたいというふうな考えと聞いております。

以上でございます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 9番、北島 登君。

9番(北島 登君) 僕の知っている範囲ではございますが、屋台村から卒業なされて、自分で店を構えてオーナーさんになっておられた方っていうのは、僕の知っている範囲では1人です。ちなみに店舗が10店舗あって、今9店舗が埋まっている状態の中で、平成23年度4月にその9店舗の皆さんがお店を出せるかっていうと、非常に疑問に思います。当然のことながら、あわら市全体、全域で多くの方々が出店をされて、あわら市で頑張るということは非常にありがたいんですけど、是非もとの契約がそういう契約でございますので、そういった旨で方向付けしていただくよう、行政側の指導もお願いいたします。

じゃ視点を变えて、また今度あわら市と創生塾の賃貸者関係の収入支出の中身を見てみたいと思います。あくまでも計算上ではありますが、収入である屋台村のお店10店舗、賃料が月4万円、共益費が月1万円、月額にして50万円、年額600万円。

支出が、あわら市の土地にかかわる使用料7万4,200円が減免されて月額5万円、年間60万円、共益分、水道光熱費が年間17万円、合計年額77万円、あくまでも賃貸借関係の収入支出差額523万円が屋台村だけで上げた運営費となります。

すごくいい事業だなと、僕もやってみたいなと思うぐらいなんですけど、もう少し屋台村、もしくは湯けむり創生塾のことについて調べたところ、私勝手に、屋台村、湯けむり創生塾っていうのはNPO法人だと思い込んでおりました。調べた結果、任意団体でありました。当然のことながら、これだけの収益を上げて、その中でやっぱりしっかりと運営していかなあかんのだなというふうに思いました。任意団体なるものを辞書で調べますと、権利、能力なき社団と出ます。その権利、能力なき社団に県とあわら市が補助金4,500万円を渡し、市民の共有財産である土地を貸し、創生塾には、貸してまでいないところまでこのようにホームページに掲載されて、敷地内には広い駐車場が無料で完備され、ご家族友人などで車で訪れるに大変便利です、たっぷりの駐車場って書いてあります。これ市の公有財産に対してよくこんなことできるなど、腹立たしく思うんですけども、当然、あわら市の、今回、行政財産、駐車場は行政財産ですわ。一般財産に格下げした土地991平米には、既に地上権が付いているように感じるんですけど。これ付いていたらすごい大きな問題になると思うんですけど。地上権免除の書面とか、そういったものをとっておられますか、お伺いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 経済産業部長、北浦博憲君。

経済産業部長(北浦博憲君) ただいまの議員のご指摘でございますが、この屋台村が使用している面積、これは今ご指摘のように、いわゆる一般財産としてこれ所管

は建設課、土木建設課になるわけでございますけれども、こちらの方で使用契約を結んでおります。ただ、これにつきましては、期間が毎年度更新になっておりまして、毎年度4月1日から翌年度の3月31日までというふうに使用許可をしているというふうなことでございますので、今の賃貸借契約といえますか、そういったものは発生しないというふうに考えております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 9番、北島 登君。

9番(北島 登君) 賃貸借契約でないにしろ、地上権がついているか否かということが聞きたいって言っているんです。お願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 経済産業部長、北浦博憲君。

経済産業部長(北浦博憲君) 使用許可ということでございますので、地上権につきましては発生しないというふうに理解をしております。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 9番、北島 登君。

9番(北島 登君) このことにつきましての市長の見解を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 市長、橋本達也君。

市長(橋本達也君) 地上権がつかないことですか。

9番(北島 登君) ついている心配は全くないのかということですか。

市長(橋本達也君) 私もないと思います。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 9番、北島 登君。

9番(北島 登君) わかりました。もうあんまり時間がないので、いっぱいあり過ぎてあれしたんですけど、じゃここで皆様に平成18年度決算書を見ていただきたいと思います。配付お願いいたします。

(資料配付)

9番(北島 登君) 皆さん数字にお強い方なんで、ぱっと見てわかると思うんですけど、同じ18年度決算書、裏面も同じ18年度決算書、どちらも当あわら市役所から出てきたものでございます。ちょうど何ていったらいいですかね、いろいろ文字が書いてある方を見ていただくと、収入と支出の合計金額照らし合わせてみても合わないですね。不思議な決算書が2枚出てくると、それもあわら市から出てくると。こういった現象はどうかなと。これやはり県の補助金申請の段階で、やはりやりやり切れない状態の中であわら市の職員の方が手助けをしたのかなと。なぜ2枚も出てきたのかなと疑問でならないわけです。普通は、決算書とは1枚のはずで、金額も合うてるとというのが一般的だと思います。このことについて、市長、どのように感じたか、一言お願いいたします。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長（丸谷浩二君） 経済産業部長、北浦博憲君。

経済産業部長（北浦博憲君） 今の議員からお配りをしていただきました決算書でございますが、このトータル面積で3,399万61円の収入金額、そして支出金額となっているものが最終的な決算書ということで、この裏面にございました収入金額3,400万という鉛筆書き、あるいは支出合計の欄で鉛筆書きしてあるものもございます。これにつきましては、いわゆるどう言ったらいいんですか、処理、作成上と申しますか、途中経過と申しますか、の書類であるというふうに考えておりました、あくまでも決算としてはこの3,494万61円というものが、いわゆる市、あわらや県において補助金の交付申請あるいは関連機関等で使われた決算書というふうなことでございます。

以上でございます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 9番、北島 登君。

9番（北島 登君） 収入の数字が増えるのが減るなんてことは、一般的にはあり得ません。もうこれ以上追及はしません。

以上で一般質問を終わります。

散会の宣言

議長（丸谷浩二君） 以上で一般質問を終結いたします。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

明日から23日までは休会とし、休会中に付託された案件につきましては、それぞれ常任委員会の審査をお願いします。

本会議は、9月24日、再開をいたします。

本日はこれをもって散会いたします。

傍聴の皆さん、ご苦労さまでございました。

（午後3時37分）

地方自治法第123条の規定により署名する

平成22年 月 日

議 長

署名議員

署名議員

第49回あわら市議会定例会議事日程

第 3 日

平成22年9月24日(金)

午後1時30分開議

1. 開議の宣告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第66号 あわら市下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第67号 あわら市農業集落排水事業条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第69号 あわら市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第94号 平成22年度あわら市一般会計補正予算(第2号)
- 日程第 6 議案第95号 平成22年度あわら市老人保健特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 7 議案第96号 平成22年度あわら市農業集落排水事業会計補正予算(第1号)
- 日程第 8 議案第97号 あわら市食育推進会議条例の制定について
- 日程第 9 議案第98号 あわら市保育所条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第99号 あわら市子育て支援センター条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第100号 あわら市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第101号 あわら市就業改善センター条例を廃止する条例の制定について
- 日程第13 議案第102号 財産の取得について(消防庁舎建設に係る用地取得)
- 日程第14 議案第103号 住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域内の住居表示の方法について
- 日程第15 発議第11号 地方財政の充実・強化を求める意見書
- 日程第16 発議第12号 活力ある農業と農村地域社会の発展に向けた意見書
- 日程第17 議員派遣の件

1. 閉議の宣告

- 1. 市長閉会あいさつ
- 1. 議長閉会あいさつ
- 1. 閉会の宣告

出席議員（18名）

1番	吉田太一	2番	森之嗣
3番	杉本隆洋	4番	山田重喜
5番	三上薫	6番	八木秀雄
7番	笹原幸信	8番	山川知一郎
9番	北島登	10番	向山信博
11番	坪田正武	12番	丸谷浩二
13番	牧田孝男	14番	卯目ひろみ
15番	宮崎修	16番	山川豊
17番	東川継央	18番	杉田剛

欠席議員（0名）

地方自治法第121条により出席した者

市長	橋本達也	副市長	北島善雄
教育長	寺井靖高	総務部長	田中利幸
財政部長	小坂康夫	市民福祉部長	辻邦雄
経済産業部長	北浦博憲	土木部長	木下勇二
教育部長	藤崎恒美	会計管理者	長谷部泰司
市民福祉部理事	辻博信	土木部理事	佐々木賢
芦原温泉上水道財産区管理者	竹内正文		

事務局職員出席者

事務局長	田崎正實	事務局参事	山口徹
書記	中辻雅浩		

開議の宣告

議長（丸谷浩二君） これより、本日の会議を開きます。

議長（丸谷浩二君） 本日の出席議員数は、18名であります。

よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議長（丸谷浩二君） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

（午後2時46分）

会議録署名議員の指名

議長（丸谷浩二君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、5番、三上 薫君、6番、八木秀雄君の両名を指名します。

議案第66号、議案第67号、議案第69号、議案第94号から

議案第103号の委員長報告・質疑・討論・採決

議長（丸谷浩二君） 日程第2から日程第14までを、会議規則第35条の規定により、一括議題とします。

これらの議案については、各常任委員会に付託し、審査願っておりますので、各常任委員長より、その審査結果の報告を求めます。

議長（丸谷浩二君） まず、総務文教常任委員長より報告願います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 総務文教常任委員長、宮崎 修君。

15番（宮崎 修君） 総務文教常任委員会の審査の報告を申し上げます。

当委員会は、去る9月14日と15日に、市長、副市長、教育長及び担当部課長等の出席を求め、当委員会に付託されました議案第94号、平成22年度あわら市一般会計補正予算（第2号）（所管事項）と議案第102号、財産の取得について（消防庁舎建設に係る用地取得）の2議案について慎重に審査いたしました。

審査の結果、議案2件については、いずれも所要の措置であり、挙手採決の結果、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以下、審査の過程で論議されました主な事項について申し上げます。

まず、議案第94号、平成22年度あわら市一般会計補正予算（第2号）について所管課ごとに申し上げます。

まず、政策課所管について申し上げます。

政策課では、歳入の商工費県補助金で市町振興プロジェクト補助金744万7,000円が計上されていますが、この支出については観光商工課が市町振興プロジェクト事業、いわゆる、あわら温泉の観光目玉とにぎわいづくりとして3カ年にわたって各種事業を実施しますが、今年実施する事業は何かとの問いに、理事者からは、推進体制の整備を含めて3事業であるとの回答がありました。

このことに関連して、委員からは歳入で受ける課と、使う課が異なる場合は、特にお互いが連携して実施してほしいとの意見がありました。特に今年実施している芸妓育成事業では、旅館との連携が大切であり、無駄にならないように指導してほしいとの強い意見もありました。

次に、税務課所管について申し上げます。

税務課では、市税過誤納還付金1,000万円が計上されていますが、これは当初3,500万円を予算化していましたが、企業の業績不振などにより今回補正するものであります。現在では、約3,900万円が支出されておりますが、このうち法人市民税に係るものは35件で、約3,740万円となっているとのことです。

このことについて、委員からは、市内の企業の状況はどうなっているのか、また、企業が健全に活動できるように、近隣市に負けないしっかりした支援を行うべきではないかとの問いがありました。これに対して、理事者からは、あわら市以外の8市の法人市民税は大きく落ち込んでいるが、市内の企業の設備投資も県の支援の上乗せなどを受けて予定どおり続いており、本年度の予算は確保されている、なお、これからは、企業への支援金がかなり増えてきて、市の財政が厳しくなることが見込まれるので、長期財政面での予算の配分も見極めながら支援策を検討していきたいとの回答がありました。

次に、教育委員会について申し上げます。

歳入の部で、吉崎資料館譲渡による財産売払収入4,200万円が計上されていますが、委員からは、資料館が財団法人本願寺維持財団に譲渡された場合は閉館されるのかとの問いがあり、理事者からは、同財団が運営することになるとの回答がありました。

次に、議案第102号、財産の取得について（消防庁舎建設に係る用地取得）について申し上げます。

これは、消防庁舎建設事業の実施に伴い、事業用地として花乃杜5丁目に畑5,986.58㎡と雑種地143㎡を3,677万7,480円で取得するものであります。委員からは、土地の取得に関連して、地元から要望事項は出ているのかとの問いがありました。理事者からは、今のところは出ていないが、今後、地元説明会を予定しているその場で幾つか要望事項が出てくる可能性はあるとの回答がありました。

また、委員からは、家屋等移転補償費に小屋内の動産補償費が含まれているが内容は何かとの問いがあり、理事者からは、小屋を一部取り壊すために、中の動産を移転するための費用であるとの回答がありました。

以上、当委員会に付託されました案件の審査経過と結果を申し上げ、報告といたします。

議長（丸谷浩二君） 次に、厚生経済常任委員長より報告願います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 厚生経済常任委員長、笹原幸信君。

7番（笹原幸信君） 厚生経済常任委員会の審査の報告を申し上げます。

当委員会は、去る9月15日、16日に市長、副市長及び担当部課長等の出席を求め、当委員会に付託されました議案第94号、平成22年度一般会計補正予算（第2号）（所管事項）をはじめ補正予算に関する3議案及び条例に関する5議案、その他1議案、また、先の6月定例会で継続審査となっております議案第66号、あわら市下水道条例の一部を改正する条例の制定についてをはじめ、上下水道の料金値上げに伴う条例の改正に関する3議案について慎重に審査いたしました。

以下、審査の過程で論議されました主な事項について申し上げます。

まず、議案第66号、あわら市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、議案第67号、あわら市農業集落排水事業条例の一部を改正する条例の制定について、議案第69号、あわら市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

この3議案につきましては、6月定例会で継続審査となり7月26日、9月16日に委員会を開催し、審査いたしました。

委員からは、料金を値上げする前に、まずは、市民に対して特別会計の実態を理解してもらわなければいけないとの意見があり、理事者からは、各特別会計が大変厳しい状況であるが、特別会計そのものが自立するのが原則であり、一般会計からの繰り入れを最小限にする努力をしていかなければならない。毎年多額の繰り入れをしなければ会計が成り立たないのが現状であり、このことを調査検討するため、市民の代表で構成する水道料金等検討委員会を設置し4回の検討を重ねた結果、委員会として料金改定はやむを得ないとの結論に達したとのことです。

また、あわら市の今後の財政運営を良好な状態にするためにも今回は最低限の値上げをお願いしたいとの答弁がありました。

また、料金の滞納が増えている状況で市民に負担を求めることは理解できないとの意見がある一方、企業会計は受益者負担が原則であり、特に、下水道において一般会計から繰り入れするということは、下水道が供用されていない市民の税金も投入されており、不公平感を生じているとの意見もありました。

理事者からは、財産などの差し押さえを行うなど徴収には努力しているが、現実には難しい、しかし、今後とも粘り強くやっていくとの答弁がありました。

なお、3議案につきましては、施行日が10月1日となっていることから、施行日を平成23年1月1日付とする修正動議が提出されました。それを受け修正案と原案でそれぞれ採決を行い、挙手採決の結果、挙手多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第94号、平成22年度あわら市一般会計補正予算（第2号）（所管事項）について申し上げます。

市民生活課所管では、委員からは、動物性残渣処理業務を委託業務から許可制に変更した場合、業者のチェックはどのように行うのかとの問いがあり、理事者からは、動物性残渣を資源化するには鮮度を保つ事が大事だということで、排出する事

業所を週に5回巡回することになる、契約どおり巡回しているかは、日計表の提出を義務づけているので、それで確認するようにしている、また、利用料金は月額1万円とし、市からは補助金として月4,000円を上限に交付する、また、排出事業所は、委託の時と変わらない6,000円の負担となる、との答弁がありました。

健康長寿課所管では、女性特有のがん検診について、209万1,000円の国庫返還金が計上されていることに関連して、委員からは、年1回の補助から2年に1回の補助に変わったことで受診率が悪くなるのではないかとの問いがあり、理事者からは、予定していた人数に達しなかったため返還金が発生した、あわら市のがん検診受診率は20代が特に低いので、成人式などでパンフレットを配布するなどしてPRに努めたい、との答弁がありました。

また、老人福祉センター百寿苑の受電設備取替工事について、委員からは、キュービクルは屋外に設置されるので、丈夫で長持ちするステンレス製にするべきとの指摘がありました。

観光商工課所管では、学生合宿誘致事業補助金に関連して、委員からは、温泉市街地には多額の事業費をつぎ込んでいるが、多額の滞納が発生しているところもあるので、担当課としても厳しい指導をしてほしいとの要望があり、理事者から、芸妓さんを育てる伝統芸能継承者育成事業のこともあるので、芸妓さんの利用も含め観光協会等へ強く要望するとの答弁がありました。

また、市町振興プロジェクトで観光協会へパンフレット作成やホームページのリニューアル業務を委託することについて、委員からは、これらの業務は観光協会がさらに業者へ委託することになるので、市が直接契約すべきではないかとの意見があり、理事者からは、新しい観光協会にはあわら市の観光振興の旗振り役として、責任を負ってもらうことに意義があるので委託したいとの答弁がありました。

しかしながら、新しい観光協会を育てていく意味合いからも入札執行などの事務は市が責任を持って行うべきとの強い意見がありました。

市町振興プロジェクトを各団体などへ委託することについては、再度、十分検討するよう強く申し入れをします。

農林水産課所管では林道災害復旧工事の林道剣ヶ岳線の法面崩壊において、工区の工事が終わっただけで供用開始もされていないにもかかわらず、県から市に移管されるのはおかしい、豪雨等の災害が発生すれば市の責任で復旧工事をしなければいけないのかとの質疑があり、市としても不信感を持っている、市としては、全ての工事が終わった後に移管されるべきであり、関係市町とも連携して移管契約については県にも要望して行きたいとの答弁がありました。

次に、議案第96号、平成22年度あわら市農業集落排水事業会計補正予算(第1号)について申し上げます。

農業集落排水事業会計補正予算に関連して、委員からは、合併浄化槽設置と下水道整備をする際の判断基準は設定しているのかとの問いがあり、理事者から、事業計画区域内であれば下水道整備を行い、区域外では合併浄化槽での対応になるとの

答弁がありました。

なお、区域内であっても合併浄化槽での対応になっているところもあるので、計画の段階で地元説明を含め該当される方への説明もお願いしたいとの要望がありました。

また同じく、下水道工事に入る２年前に地元説明会を行っているが、事業計画区域外で合併浄化槽整備となった場合には、計画を立てた段階で該当される方に説明をしてほしいとの強い要望がありました。

あわら市農業政策に関する各種要請については、市へも同じ内容のものが提出されているということで、当委員会としては願意妥当と認め、市に対しては農業政策の推進に更なる努力をお願いするものであります。

審査の結果、当委員会に付託された議案第９４号、９５号、９６号、９７号、９８号、９９号、１００号、１０１号、１０３号については、いずれも所要の措置であり、挙手採決の結果、すべて挙手全員で原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に上下水道料金等の値上げに関して申し上げます。

当委員会では、将来のあわら市の財政運営が健全に進められ、各特別会計においても、受益者負担の原則から自立した運営が行えることが望ましいとの意見が多く、可決されましたが、一方で、下水道料金の多額の滞納が発生しているのも事実であります。市民の方には、料金値上げという大きな負担をお願いすることになりますので、市としても徴収率や下水道の接続率の向上に更なる努力をお願いするとともに、職員の方にも、市民の厳しい目が向けられるということも自覚して職務に精励していただきたいと思っております。

また、なぜ各特別会計で運営しているのか、その意味合いとその経営状況を市民の方に理解していただくことも大事なことでありますので、それらの周知について努力をお願いするものであります。

以上、当委員会に付託されました案件の審査経過と結果を申し上げ、報告といたします。

議長（丸谷浩二君） これより、各常任委員長の報告に対する総括質疑を許します。

議長（丸谷浩二君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 質疑なしと認めます。

議長（丸谷浩二君） これから、日程第２から日程第１４までの討論、採決に入ります。

議長（丸谷浩二君） 議案第６６号、あわら市下水道条例の一部を改正する条例の制定について討論ありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） まず、原案に反対の方の発言を許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 8番、山川知一郎君。

8番（山川知一郎君） ただいまの議案第66号、あわら市下水道条例の一部を改正する条例の制定について、反対の討論を行いたいと思います。

私は、確か今議会、最初に市長の報告にもあったと思いますが、今、大変厳しい経済不況の中で、市民の暮らしも本当に大変になっております。あわら市内の働く人たちの賃金、報酬も大幅に下落している。私は、たしか2カ月ほど前だったと思いますが、生活保護の相談を受けましたが、その方は電気料金が払えず、5月ぐらいいからずっと電気なしで暮らしていると。こういうふうにあわら市内には特に生活保護水準以下で暮らしておられる方もたくさんおられます。こういう厳しい状況の中で、値上げをするということは、市民の暮らしを直撃するということで、今の時点で値上げをするということ、反対であるということでございます。

なお、この下水道もこの後の農業集落排水、水道条例なども同じでございますけれども、特別会計は受益者負担によって賄うのが原則と、私は、特にこの水道会計は、確かに特別会計になっておりますけれども、これは市民のライフラインに直結するものでありまして、状況によっては、一般会計から補てんをするというのもやむを得ない、そこは柔軟に考えるべきだということに考えます。本当に、今のこの特別会計を受益者負担によって賄おうとすれば、今回の値上げの数倍の値上げを必要とするものでありまして、とてもそれをやることはできない状況ではあるということに思います。

そういう点で、私は状況を見て、一般会計からある程度繰り入れするのもやむを得ないということに考えるべきだということも申し上げておきたいと思っております。

なお、次の67号、69号についても、同様の趣旨で反対をいたしますことを申し添えて討論を終わります。

議長（丸谷浩二君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

討論はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 6番、八木秀雄君。

6番（八木秀雄君） 6番、八木、議案第66号について、賛成の立場で討論をいたします。

下水道や上水道など特別会計は、利用される方に負担していただく使用料で事業を運営する受益者負担が原則で、独立採算制が基本となっております。

しかし、今のあわら市の状況を見ますと、市の一般会計からの補助金による補てんをしなければ事業が成り立たないのが現状で、この原則とかけ離れた状況となっております。

また、一般会計において有利な財源である合併特例債の借入期限が平成25年度までとなっており、今後は市の屋台骨と言える一般会計の健全化に向けて体力を蓄

える必要があり、一般会計からの繰り入れを最小限にするためにも、他の特別会計も含め繰出金の削減が必要であります。

もちろん、料金の値上げのためには、下水道の接続率や収納率の向上は不可欠ですが、理事者側の下水道接続及び収納率の向上対策など一定の努力は評価できるものであります。

今回の条例改正は、今日の社会情勢なども考慮された必要最小限の値上げであると考えますので、議員各位のご賛同をお願いいたします。

以上で賛成討論を終わります。

なお、67号、69号についても賛成でございます。

議長（丸谷浩二君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） これで討論を終結します。

議長（丸谷浩二君） これより、議案第66号を採決します。

本案に対する厚生経済常任委員長の報告は修正です。

まず、委員会の修正案について採決します。

委員会の修正案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（丸谷浩二君） 起立多数です。

したがって、委員会の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決します。

修正部分を除く部分を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（丸谷浩二君） 起立多数です。

したがって、議案第66号は、修正部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

議長（丸谷浩二君） 議案第67号、あわら市農業集落排水事業条例の一部を改正する条例の制定について討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 討論なしと認めます。

議長（丸谷浩二君） これより、議案第67号を採決します。

本案に対する厚生経済常任委員長の報告は修正です。

まず、委員会の修正案について採決します。

委員会の修正案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（丸谷浩二君） 起立多数です。

したがって、委員会の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決をした部分を除く原案について採決します。

修正部分を除く部分を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
(賛成者起立)

議長(丸谷浩二君) 起立多数です。

したがって、議案第67号は、修正部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

議長(丸谷浩二君) 議案第69号、あわら市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 討論なしと認めます。

議長(丸谷浩二君) これより、議案第69号を採決します。

本案に対する厚生経済常任委員長の報告は修正です。

まず、委員会の修正案について採決します。

委員会の修正案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(丸谷浩二君) 起立多数です。

したがって、委員会の修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決します。

修正部分を除く部分を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(丸谷浩二君) 起立多数です。

したがって、議案第69号は、修正部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

議長(丸谷浩二君) 議案第94号、平成22年度あわら市一般会計補正予算(第2号)について討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 討論なしと認めます。

議長(丸谷浩二君) これより、議案第94号を採決します。

本案に対する各常任委員長の報告は原案可決であります。

各委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(丸谷浩二君) 起立全員です。

したがって、議案第94号は、各委員長の報告のとおり可決されました。

議長(丸谷浩二君) 議案第95号、平成22年度あわら市老人保健特別会計補正予算(第1号)について討論ありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長（丸谷浩二君） 討論なしと認めます。

議長（丸谷浩二君） これより、議案第95号を採決します。

本案に対する厚生経済常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（丸谷浩二君） 起立全員です。

したがって、議案第95号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（丸谷浩二君） 議案第96号、平成22年度あわら市農業集落排水事業会計補正予算（第1号）について討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 討論なしと認めます。

議長（丸谷浩二君） これより、議案第96号を採決します。

本案に対する厚生経済常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（丸谷浩二君） 起立全員です。

したがって、議案第96号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（丸谷浩二君） 議案第97号、あわら市食育推進会議条例の制定について討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 討論なしと認めます。

議長（丸谷浩二君） これより、議案第97号を採決します。

本案に対する厚生経済常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（丸谷浩二君） 起立全員です。

したがって、議案第97号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（丸谷浩二君） 議案第98号、あわら市保育所条例の一部を改正する条例の制定について討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 討論なしと認めます。

議長（丸谷浩二君） これより、議案第98号を採決します。

本案に対する厚生経済常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（丸谷浩二君） 起立全員です。

したがって、議案第98号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（丸谷浩二君） 議案第99号、あわら市子育て支援センター条例の一部を改正する条例の制定について討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 討論なしと認めます。

議長（丸谷浩二君） これより、議案第99号を採決します。

本案に対する厚生経済常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（丸谷浩二君） 起立全員です。

したがって、議案第99号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（丸谷浩二君） 議案第100号、あわら市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 討論なしと認めます。

議長（丸谷浩二君） これより、議案第100号を採決します。

本案に対する厚生経済常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（丸谷浩二君） 起立全員です。

したがって、議案第100号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（丸谷浩二君） 議案第101号、あわら市就業改善センター条例を廃止する条例の制定について討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 討論なしと認めます。

議長（丸谷浩二君） これより、議案第101号を採決します。

本案に対する厚生経済常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（丸谷浩二君） 起立全員です。

したがって、議案第101号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議長（丸谷浩二君） 議案第102号、財産の取得について（消防庁舎建設に係る用地取得について）について討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 討論なしと認めます。

議長(丸谷浩二君) これより、議案第102号を採決します。

本案に対する総務文教常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(丸谷浩二君) 起立全員です。

したがって、議案第102号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議長(丸谷浩二君) 議案第103号、住居表示を実施すべき市街地の区域及び当該区域内の住居表示の方法について討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 討論なしと認めます。

議長(丸谷浩二君) これより、議案第103号を採決します。

本案に対する厚生経済常任委員長の報告は原案可決であります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(丸谷浩二君) 起立全員です。

したがって、議案第103号は、委員長の報告のとおり可決されました。

発議第11号の提案理由説明・質疑・討論・採決

議長(丸谷浩二君) 日程第15、発議第11号、地方財政の充実・強化を求める意見書を議題とします。

議長(丸谷浩二君) 本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(丸谷浩二君) 15番、宮崎 修君。

15番(宮崎 修君) 議長のご指名がありましたので、発議第11号、地方財政の充実・強化を求める意見書について趣旨説明を申し上げます。

世界同時不況に端を発した経済状況は深刻の度を増しており、地域の雇用確保、社会保障の充実など、地域のセーフティネットとしての地方自治体が果たす役割はますます重要となっています。

特に、地域経済の活性化と雇用対策が求められる中で、介護・福祉施策の充実、農林水産業の振興、クリーンエネルギーの開発など、雇用確保に結びつくこれらの政策分野の充実・強化が求められています。

2010年度予算において地方交付税が前年度比1.1兆円増加されたことは、三位一体改革で深刻な影響を受けた地方財政に対し、地方交付税の充実という地方の要望に応えたものとして評価できるものであり、来年度予算においても、本年度の予算規模を地方財政計画・地方交付税措置に継続的に取り入れるなどの大胆な予算

措置が必要です。

このため、2011年度の地方財政予算の安定確保に向けて、政府にその対策を求めるものであります。

所定の賛成者を得て提案させていただきましたので、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

なお、意見書案につきましては、お手元に配布のとおりでありますので、よろしくお願いいたします。

議長（丸谷浩二君） 本案に対する質疑を許します。

議長（丸谷浩二君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 質疑なしと認めます。

議長（丸谷浩二君） ただいま議題となっております発議第11号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと存じますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 異議なしと認めます。

議長（丸谷浩二君） これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 討論なしと認めます。

議長（丸谷浩二君） これより、発議第11号を採決します。

本案を提案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（丸谷浩二君） 起立全員です。

したがって、発議第11号は、提案のとおり可決されました。

発議第12号の提案理由説明・質疑・討論・採決

議長（丸谷浩二君） 日程第16、発議第12号、活力ある農業と農村地域社会の発展に向けた意見書を議題とします。

議長（丸谷浩二君） 本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 7番、笹原幸信君。

7番（笹原幸信君） 議長のご指名がありましたので、発議第12号、活力ある農業と農村地域社会の発展に向けた意見書について趣旨説明を申し上げます。

国においては、平成22年度より米の戸別所得補償モデル対策など、新たな農業政策が実施されました。また、本年3月には、新たな食料・農業・農村基本計画が閣議決定され、食料・農業・農村政策を国家戦略として位置づけるとともに、国民全体で農業・農村を支える社会の創造を目指すことを決めました。

しかし、米の需要減少等による21年産米の販売不振と価格下落が続く中であっても、需給調整対策は何ら行われておらず、販売価格の下落に対する補てんを含め、新たな農業政策に対する不安は募るばかりであります。

こうした状況や課題を受けて、地域の農業を活性化するとともに村落機能を維持することにより、水田農業を中心とした農村地域社会の発展について、特段の取り組みを求めるものであります。

所定の賛成者を得て提案させていただきましたので、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

なお、意見書案につきましては、お手元に配布のとおりでありますので、よろしくお願いいたします。

議長（丸谷浩二君） 本案に対する質疑を許します。

議長（丸谷浩二君） 質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 質疑なしと認めます。

議長（丸谷浩二君） ただいま議題となっております発議第12号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略し、直ちに採決したいと存じますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 異議なしと認めます。

議長（丸谷浩二君） これより、討論に入ります。

討論ありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 討論なしと認めます。

議長（丸谷浩二君） これより、発議第12号を採決します。

本案を提案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（丸谷浩二君） 起立全員です。

したがって、発議第12号は、提案のとおり可決されました。

議員派遣の件

議長（丸谷浩二君） 日程第17、議員派遣の件を議題とします。

議長（丸谷浩二君） お諮りします。

本件につきましては、お手元に配布した資料のとおりであります。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 異議なしと認めます。

よって、資料のとおり派遣することに決定しました。

閉議の宣告

議長（丸谷浩二君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。
これにて、会議を閉じます。

市長閉会挨拶

議長（丸谷浩二君） 市長より発言の申し出がありますので、この際、これを許可します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（丸谷浩二君） 市長、橋本達也君。

市長（橋本達也君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

9月の定例会、大変長期間にわたってご出務をいただきまして、付託いたしました議案に対して慎重なご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

また、提出いたしました議案につきましては、それぞれ妥当なご決定をいただきまして、心から御礼を申し上げる次第でございます。

特に、6月議会以降、継続審査となっておりました上下水道料金の改定の案件につきましては、厚生経済常任委員会において、大変慎重なご審議をいただきました。また、その結果、基本的には原案をお認めいただきました。心から感謝を申し上げる次第でございます。

なお、今ほど、笹原委員長からご指摘がございました滞納の問題、あるいは接続率の問題、さらには、一般会計と特別との関係等につきまして、市民の皆さんにも十分周知徹底を図るようというご指摘につきましては、精いっぱい努力をして参りたいというふうに思っておりますので、引き続きご指導をお願い申し上げます。

なお、提案いたしました21年度の決算関係につきましては、特別委員会を設置いただきました。これから長期間にわたってのご審議をいただくわけですが、よろしく願いを申し上げます。

結びになりますが、大変暑い夏が続いておりましたが、秋に入った途端、大変、少し冷え込むというぐらいの気候になって参りました。これから、スポーツ、あるいは文化事業が続きますので、議員各位にも是非またご出席をいただきたいと思います。どうぞご健康には十分ご留意いただきまして、ご活躍されますようお祈りを申し上げまして、御礼のご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

議長閉会挨拶

議長（丸谷浩二君） 閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

9月定例会、提案されました議案につきましては、慎重な審議をいただきまして、妥当なる決議をいただきまして、本当にご苦労さまでございました。

今定例会、冒頭ににもございました決算につきましては、決算特別委員会に付託

をしてございます。閉会中に十分なる審議をいただきますようお願いを申し上げます。というふうに思います。

また、今、あわら市内、小中学校いろんなところで耐震、または改装の工事がなされております。また、教育環境の変更というんですか、中学校で二学期制を今年4月から取り入れております。取り入れた経緯については別といたしましても、2年間の試験期間というふうに承っております。この2年間、慎重に検討されて、将来のあわら市の教育問題に大きく貢献できるような結果を出していただきたいなというふうに思います。よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、先ほど、厚生経済常任委員長、下水道の話が出て参りました。大変厳しい運営をなされている。そのほかにも健康保険、また、冒頭の特別会計等々も厳しい運営をなされている状況でございます。その要因一つ一つを慎重に見極めながら、これから先の運営に役立てていただきたいというふうに思ふわけでございます。今、社会情勢厳しい状況でございます。経済もあわせて、市民の方々がいろんなところで苦慮をしている中で、暗に市民への負担をするということは、できる限り避けていただいて運営をやっていただきたいというふうに強く思ふものでございます。今後ともよろしく理事者の方にはお願ひを申し上げます。というふうに思ひます。

これをもちまして、本日の会議を閉じたいと思ひます。どうもありがとうございました。

閉会の宣告

議長(丸谷浩二君) これをもって、第49回あわら市議会定例会を閉会いたします。
(午後3時37分)

地方自治法第 1 2 3 条の規定により署名する

平成 2 2 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員